昭和二十七年政令第三百六十八号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令

内閣は、保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）及び国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第四条の規定に基き、この政令を制定する。

（職員の指定する者に給与を支払うことができる場合）

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第三条第一項ただし書に規定する政令で定める特別の事由がある場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。

一　防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」といい、別段の定めのある場合を除き、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）を含まないものとする。）が長期にわたり自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十七条若しくは第七十九条第一項の規定による出動待機命令（以下「出動待機命令」という。）を受けている場合又は同法第七十七条の二若しくは第七十七条の三の規定による措置、同法第七十七条の四の規定による国民保護等派遣若しくは同法第七十九条の二の規定による情報の収集を命ぜられている場合

二　職員が長期にわたり自衛隊法第八十一条の二の規定による警護出動を命ぜられている場合

三　職員が長期にわたり自衛隊法第八十三条、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定による派遣（以下「災害派遣等」という。）を命ぜられている場合

四　職員が長期にわたり公務旅行を命ぜられている場合

五　職員が所在不明となった場合

六　職員が心身故障の状態にあるため、防衛大臣の定める基準に基づき、防衛大臣の定める者が直接その者に給与を支給することが適当でないと認めた場合

（給与の留守宅渡）

第一条の二　防衛大臣又はその委任を受けた者は、法第三条第一項ただし書の規定により職員の収入により生計を維持する者のうち職員の指定するもの（以下この条において「給与代理受領人」という。）に対して、その職員の受けるべき給与のうち職員の指定する額を支払うことができる。

2　留守宅渡を受けている給与代理受領人は、住所を変更したとき、氏名を変更したとき、その他防衛省令で定める場合に該当したときは、防衛大臣又はその委任を受けた者に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

3　留守宅渡を受けている給与代理受領人が死亡したとき、又は所在不明となったときは、その者の同居の親族その他防衛省令で定める者は、防衛大臣又はその委任を受けた者に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

4　第一項の給与代理受領人及び留守宅渡を行う給与の額の指定の手続並びに留守宅渡及び前二項の規定による届出の方法については、防衛省令で定める。

（疾病等に準ずる特別の場合）

第二条　法第三条第二項に規定する特別の場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一　職員又はその収入によって生計を維持する者の疾病、災害、出産又は結婚の場合

二　職員の収入によって生計を維持する者の死亡の場合

三　職員又はその収入によって生計を維持する者の疾病又は災害に準ずる非常の場合で防衛大臣の定めるもの

（事務官等に対する俸給表の適用範囲の区分）

第三条　法第四条第一項に規定する事務官等（以下「事務官等」という。）のうち、陸上自衛隊高等工科学校又は自衛隊法第二十四条第五項の規定により陸上自衛隊（同法第二条第二項に規定する陸上自衛隊をいう。以下同じ。）、海上自衛隊（同法第二条第三項に規定する海上自衛隊をいう。以下同じ。）及び航空自衛隊（同法第二条第四項に規定する航空自衛隊をいう。以下同じ。）の共同の機関として置かれている病院に置かれている准看護師養成所に勤務する者で教育に従事することを本務とするもの（以下「自衛隊教官」という。）については、法別表第一自衛隊教官俸給表を適用する。

2　事務官等のうち、前項、次項及び第五項から第十一項までに規定する者以外の者については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一イ行政職俸給表（一）を適用する。

3　事務官等のうち、次に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）については、一般職給与法別表第一ロ行政職俸給表（二）を適用する。

一　守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者

二　用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者

三　自動車運転手、車庫長等の業務に従事する者

四　機械工作工、電工、大工、石工、印刷工、製図工、ガラス工、皮革工等の製作、修理、加工等の業務に従事する者

五　建設機械操作手、ボイラー技士等の機器の運転、操作、保守等の業務に従事する者

六　電話交換手の業務に従事する者

七　理容師、美容師、調理師、裁縫手等の家政的業務に従事する者

八　えい船に乗り組む者

九　前各号に準ずる技能的業務に従事する者

4　前項各号に掲げる者の職務の範囲の細目は、一般職に属する国家公務員の例により防衛大臣が定める。

5　事務官等のうち、防衛大学校及び防衛医科大学校の教授、准教授、講師及び助教については、一般職給与法別表第六イ教育職俸給表（一）を適用する。ただし、一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける者を除く。

6　事務官等のうち、防衛装備庁の施設等機関又は防衛省本省（以下「本省」という。）の内部部局及び機関、自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の部隊及び機関並びに防衛装備庁の内部部局の部課等で試験研究機関に相当するものとして防衛大臣の定めるものに勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する者（教育職俸給表（一）又は指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）については、一般職給与法別表第七研究職俸給表を適用する。

7　事務官等のうち、第一項に規定する病院、防衛大学校又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所等の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師又は歯科医師である者（教育職俸給表（一）又は指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）については、一般職給与法別表第八イ医療職俸給表（一）を適用する。

8　事務官等のうち、前項に規定する医療施設、防衛大学校、防衛医科大学校又は自衛隊の部隊若しくは機関に勤務する者で次の各号のいずれかに掲げるものについては、一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表（二）を適用する。

一　調剤に従事する薬剤師

二　栄養管理に従事する栄養士

三　診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マッサージ指圧師、歯科衛生士、歯科技工士その他防衛大臣の定める医療技術職員

9　事務官等のうち、第七項に規定する医療施設、本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊の部隊若しくは機関又は地方防衛局に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師である者（自衛隊教官俸給表の適用を受ける者を除く。）については、一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表（三）を適用する。

10　事務官等のうち、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案並びに調整に関する事務等を支援する業務に従事する者の官職として防衛大臣が定めるものを占める者については、一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表を適用する。

11　事務官等のうち、防衛事務次官、防衛審議官、防衛大学校の長、防衛医科大学校の長、防衛監察監、防衛装備庁長官及び防衛省令で定める書記官その他の官職を占める者については、指定職俸給表を適用する。

（一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）

第四条　法別表第二自衛官俸給表の備考（一）の政令で定める官職は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、佐世保地方総監、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、情報本部長その他これらに準ずる防衛省令で定める官職とする。

2　自衛官俸給表の備考（二）の政令で定める者は、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部（次項において「幕僚監部」という。）の特に重要な事務を所掌する部の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛省令で定める官職を占める自衛官とする。

3　自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、次の各号に定め

るところによる。ただし、新たに一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である自衛官に採用された者にあつては、その者の有する知識経験を考慮して、防衛大臣の定めるところにより、当該各号に定める年数によらないことができる。

一　自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の特に重要な事務を所掌する課の長その他これに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に定める額の俸給の支給を受けていた期間が二年以上である者

二　自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の課長、陸上自衛隊の方面総監部の部の長、連隊の長又は群の長、海上自衛隊の地方総監部の部の長又は護衛隊の長、航空自衛隊の航空方面隊司令部の部の長又は飛行群の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受けていた期間が二年以上である者

（その者の事情によらないで退職した職員の範囲）

第五条　法別表第二備考（四）に規定する政令で定める職員は、次に掲げるものとする。

一　公務上死亡した職員

二　公務上の傷病によりその職に堪えないで退職した職員

（事務官等の職務の級等の分類の基準となるべき標準的な職務の内容）

第六条　自衛隊教官の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、一級にあつては自衛隊教官の、二級にあつては陸上自衛隊高等工科学校の副校長である自衛隊教官の職務とする。

2　自衛隊教官以外の事務官等の職務の級（一般職給与法別表第十一の適用を受ける事務官等にあつては、同表に定める号俸）の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、その事務官等に適用される俸給表の区分に応じ、一般職に属する国家公務員について定められるところの例による。

（事務官等の職務の級の決定基準）

第六条の二　自衛隊教官の職務の級は、自衛隊教官にあつては一級に、陸上自衛隊高等工科学校の副校長である自衛隊教官にあつては二級に決定する。

2　自衛隊教官以外の事務官等の職務の級は、一般職に属する国家公務員の例により決定する。

（初任給の決定基準）

第六条の三　新たに自衛隊教官として採用された者の号俸は、その採用時の職務の級における最低の号俸とする。ただし、その者がその職務の級に採用されるに当たり必要とする最低限度の学歴、免許、経験その他の資格を超える資格を有する場合には、防衛大臣の定めるところにより、それより上位の号俸とすることができる。

2　新たに自衛隊教官以外の事務官等として採用された者の号俸は、一般職に属する国家公務員の例により決定される号俸とする。

3　新たに自衛官として採用された者の号俸は、その採用時の階級（当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、その者に適用される自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下この項、第六条の六第一項及び第二項、第六条の七第一項及び第二項、第六条の八、第六条の十四第三項（第六条の十四の二第二項において準用する場合を含む。）、第六条の十八第二項、第十二条並びに別表第一ロ及び別表第一の二ロにおいて同じ。）における最低の号俸とする。ただし、その者がその階級に採用されるに当たり必要とする最低限度の学歴、免許、経験その他の資格を超える資格を有する場合には、防衛大臣の定めるところにより、それより上位の号俸とすることができる。

（事務官等及び自衛官相互間の異動の場合における号俸の決定基準）

第六条の四　事務官等が自衛官となり、又は自衛官が事務官等となつた場合における号俸は、それぞれ前条各項の規定の例により決定する。

（陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官相互間の異動の場合における号俸の決定基準）

第六条の五　陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）が海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）若しくは航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空自衛官となり、又は航空自衛官が陸上自衛官若しくは海上自衛官となつた場合における号俸は、第六条の三第三項の規定の例により決定する。

（昇格又は昇任の場合における号俸の決定基準）

第六条の六　自衛隊教官が昇格（事務官等の職務の級をその適用を受けている俸給表の上位の職務の級に変更することをいう。以下この条、第六条の十四第二項（第六条の十四の二第二項及び第六条の十五第二項において準用する場合を含む。）及び別表第一イにおいて同じ。）をし、又は自衛官が昇任（自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄又は（三）欄に定める額の俸給の支給を受けるに至ること並びに同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄に定める額の俸給の支給を受けるに至ることを含む。以下第三項まで及び別表第一ロにおいて同じ。）をした場合における号俸は、その者が昇格又は昇任をした日の前日に受けていた号俸に応じて別表第一に定める昇格後の職務の級又は昇任後の階級における号俸とする。ただし、法別表第二備考（四）の規定の適用を受ける自衛官の号俸は、この項本文の規定にかかわらず、その者が昇任をした日の前日に受けていた号俸とする。

2　前項の規定は、自衛官については、一級上位の階級へ昇任をした場合について適用し、二級以上上位の階級へ昇任をした場合には、一級上位の階級への昇任が順次行われたものとして、同項の規定を適用する。

3　降格（事務官等の職務の級をその適用を受けている俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下この項、次条第一項、第二項及び第四項、第六条の八並びに別表第一の二イにおいて同じ。）をした自衛隊教官又は降任（自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄又は（三）欄に定める額の俸給の支給を受けるに至ること並びに同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受けるに至ることを含む。以下この項、次条第一項及び第二項、第六条の八並びに別表第一の二ロにおいて同じ。）をした自衛官がその降格後又は降任後に最初に昇格又は昇任をした場合における号俸については、前二項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより決定することができる。

4　自衛隊教官が上位の職務の級に決定される資格を取得するに至つたことにより昇格をした場合その他これに準ずる場合における号俸については、第一項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより決定することができる。

5　自衛隊教官以外の事務官等が昇格をした場合における号俸については、一般職に属する国家公務員の例により決定する。

（降格又は降任の場合等における号俸の決定基準）

第六条の七　自衛隊教官が降格をし、又は自衛官が降任をした場合における号俸は、その者が降格又は降任をした日の前日に受けていた号俸に応じて別表第一の二に定める降格後の職務の級又は降任後の階級における号俸とする。

2　前項の規定は、自衛隊教官又は自衛官が一級下位の職務の級又は階級へ降格又は降任をした場合について適用し、自衛官が二級以上下位の階級へ降任をした場合については、一級下位の階級への降任が順次行われたものとして、同項の規定を適用する。

3　指定職俸給表に定める額の俸給の支給を受けていた事務官等が自衛隊教官俸給表若しくは一般職給与法の指定職俸給表以外の俸給表に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に定める額の俸給の支給を受けていた自衛官が同表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合における号俸は、防衛大臣が定める。

4　自衛隊教官以外の事務官等が降格をした場合における号俸については、一般職に属する国家公務員の例により決定する。

（号俸決定の特例）

第六条の八　前二条の規定により決定された号俸が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、これらの規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。この場合において、降格

後の職務の級又は降任後の階級における当該号俸は、その額がその者が降格又は降任をした日の前日に受けていた職務の級又は階級における号俸の額に達しないものでなければならない。

（事務官等が俸給表の適用を異にして異動した場合等における号俸の決定基準）

第六条の九　一の俸給表の適用を受けている事務官等が他の俸給表の適用を受けることとなった場合及び一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移った場合における号俸は、自衛隊教官にあっては防衛大臣の定めるところにより、自衛隊教官以外の事務官等にあっては一般職に属する国家公務員の例により、それぞれ決定する。

（上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合等における号俸の決定基準）

第六条の十　事務官等又は自衛官が現に受けている号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得するに至った場合又は防衛大臣の定めるこれに準ずる場合における号俸は、自衛隊教官以外の事務官等にあっては一般職に属する国家公務員の例により、自衛隊教官及び自衛官にあっては防衛大臣の定めるところにより、それぞれ決定することができる。

（昇給日等）

第六条の十一　法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第六項に規定する昇給を行うものとして政令で定める日は、第六条の十七に定めるものを除き、毎年一月一日（以下この条並びに第六条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第六条の十四の二第二項及び第六条の十五第二項において準用する場合を含む。）において「昇給日」という。）とし、法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第六項に規定する昇給日前において政令で定める日は、昇給日の属する年の前年の九月三十日とする。

（勤務成績の証明等）

第六条の十二　事務官等又は自衛官について法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定による昇給（第六条の十七の規定により行うものを除く。以下この条及び第六条の十四から第六条の十五までにおいて同じ。）をさせるには、その者の職務について監督する地位にある者から、昇給をさせようとする者の勤務成績についての証明を得て行わなければならない。

2　法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第六項に規定する政令で定める事由は、懲戒処分を受けるべき行為（職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことその他防衛大臣の定める事由とする。

（行政職俸給表（一）の七級以上の職員に相当する職員）

第六条の十三　法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

二　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの

三　医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの

四　医療職俸給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの

五　医療職俸給表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの

六　一等陸佐以上の陸上自衛官、一等海佐以上の海上自衛官又は一等空佐以上の航空自衛官

（昇給の号俸数）

第六条の十四　法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、第六条の十二第一項に規定する勤務成績の証明及び同条第二項に規定する事由に基づいて決定される次の各号に掲げる職員（次条及び第六条の十五の規定の適用を受ける職員を除く。）の区分に応じ当該各号に定める号俸数とするものとし、勤務成績が良好でない職員に該当すると決定された者は、昇給をしないものとする。

一　勤務成績が極めて良好である職員　八号俸以上

二　勤務成績が特に良好である職員　六号俸

三　勤務成績が良好である職員　次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める号俸

イ　行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び前条各号に掲げる職員以外の職員　三号俸

ロ　イに掲げる職員以外の職員　四号俸

四　勤務成績がやや良好でない職員　二号俸

2　前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第六条の六第四項若しくは第五項、第六条の九若しくは第六条の十の規定により号俸を決定された職員（第六条の六第五項の規定により号俸を決定された職員にあっては、上位の職務の級に決定される資格を取得するに至ったことにより昇格をした場合その他これに準ずる場合において号俸を決定されたものに限る。）の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める号俸数に相当する数（昇給日の属する年の前年の十月一日から昇給日の前日までの間に新たに職員となり、又は当該号俸を決定された者にあっては、防衛大臣の定める数）に、その者の新たに職員となった日又はその決定の日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（防衛大臣の定める職員にあっては、同項の規定による号俸数を超えない範囲内で防衛大臣の定める号俸数）とする。ただし、この項本文の規定により算定された号俸数が零となる場合には、その職員は昇給をしないものとする。

3　前二項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級又は階級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級又は階級を異にする異動又は防衛大臣の定める異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる場合には、これらの規定にかかわらず、職員の昇給の号俸数は、当該相当する号俸数とする。

第六条の十四の二　法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第八項第一号に掲げる職員（以下この条において「昇給抑制等年齢職員」という。）について法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、第六条の十二第一項に規定する勤務成績の証明及び同条第二項に規定する事由に基づいて決定される次の各号に掲げる昇給抑制等年齢職員の区分に応じ当該各号に定める号俸数とするものとし、勤務成績が良好である昇給抑制等年齢職員、勤務成績がやや良好でない昇給抑制等年齢職員及び勤務成績が良好でない昇給抑制等年齢職員に該当すると決定された者は、昇給をしないものとする。

一　勤務成績が極めて良好である昇給抑制等年齢職員　二号俸以上

二　勤務成績が特に良好である昇給抑制等年齢職員　一号俸

2　前条第二項及び第三項の規定は、昇給抑制等年齢職員の昇給の号俸数について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「次条第一項及び同条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第六条の十五　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上の職員（以下この条において「専門スタッフ職員」という。）について法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、第六条の十二第一項に規定する勤務成績の証明及び同条第二項に規定する事由に基づいて決定される次の各号に掲げる専門スタッフ職員の区分に応じ当該各号に定める号俸数とするものとし、勤務成績が良好である専門スタッフ職員（職務の級が四級の職員に限る。）、勤務成績が良好である専門スタッフ職員（職務の級が三級以上の職員に限る。）、勤務成績がやや良好でない専門スタッフ職員及び勤務成績が良好でない専門スタッフ職員に該当すると決定された者は、昇給をしないものとする。

一　勤務成績が極めて良好である専門スタッフ職員　次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める号俸数

イ　職務の級が四級の職員　一号俸

ロ　イに掲げる職員以外の職員　五号俸以上

二　勤務成績が特に良好である専門スタッフ職員　三号俸

三　勤務成績が良好である専門スタッフ職員　一号俸

2　第六条の十四第二項及び第三項の規定は、専門スタッフ職員の昇給の号俸数について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六条の十五第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第六条の十五第一項及び同条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（昇給号俸数の抑制に係る年齢の特例）

第六条の十六　法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第八項第一号に規定する政

令で定める職員は行政職俸給表（二）又は医療職俸給表（一）の適用を受ける事務官等及び医師又は歯科医師である自衛官とし、同号に規定する政令で定める年齢は五十七歳とする。

（研修等による昇給）

第六条の十七　勤務成績が良好である職員については、その者が研修に参加し、その成績が特に良好であると認められる場合その他防衛大臣の定める場合には、防衛大臣の定める日に、法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定による昇給をさせることができる。

（医師又は歯科医師である自衛官に対する昇給等の特例）

第六条の十八　法第五条第三項に規定する政令で定める号俸数は八号俸（一等陸佐以上の陸上自衛官、一等海佐以上の海上自衛官又は一等空佐以上の航空自衛官にあつては、六号俸）とし、同項に規定する政令で定める基準は医療職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して防衛大臣が定めるものとする。

2　法第五条第四項に規定する政令で定める額は、同項に規定する医師又は歯科医師である自衛官の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額に防衛大臣が定める数を乗じて得た額とする。

（委任規定）

第六条の十九　第六条の十一から前条までに定めるもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸等）

第六条の二十　法第六条第一項に規定する事務官等の号俸は、一般職給与法別表第十一の適用を受ける一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、防衛大臣が定める。

2　法第六条第二項に規定する自衛官の俸給月額は、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

項	官職	号俸
一	統合幕僚長	八号俸
二	陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長	七号俸
三	陸上総隊司令官 方面総監	五号俸
四	自衛艦隊司令官 横須賀地方総監 佐世保地方総監 航空総隊司令官 航空支援集団司令官 航空教育集団司令官 情報本部長 第四条第一項又は第二項の防衛省令で定める官職	一号俸から五号俸までの号俸のうち、官職ごとに防衛大臣が指定する号俸

備考　当分の間、この表の三の項又は四の項に掲げる官職のうち、防衛大臣が指定する官職に対応する号俸は、六号俸とする。

（特定任期付職員の号俸の決定基準）

第六条の二十一　法第六条の二第一項の規定による号俸の決定については、一般職に属する国家公務員の例による。

（任期付研究員の号俸の決定基準）

第六条の二十二　法第七条第一項の規定による号俸の決定については、一般職に属する国家公務員の例による。

（復職時等における号俸の調整）

第六条の二十三　休職にされた職員が復職し、休暇（自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定による休暇をいう。以下同じ。）のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至り、又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官（以下「国際連合派遣自衛官」という。）若しくは国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、一般職に属する国家公務員の例により、その者の号俸を調整することができる。

（国際連合派遣自衛官又は派遣職員の退職又は死亡当時の号俸の調整）

第六条の二十四　国際連合派遣自衛官又は派遣職員がその派遣の期間中に退職し、又は死亡した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、一般職に属する国家公務員の例により、その者の退職又は死亡当時の号俸を調整することができる。

（定年前再任用短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算）

第六条の二十五　次の各号に掲げる職員の俸給月額について、それぞれ当該各号に定める法の規定により計算して得た額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

一　法第五条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）　法第八条

二　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員（以下単に「育児短時間勤務職員」という。）　同法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する法第四条（第四項を除く。）、第六条第一項、第六条の二第二項又は第七条第二項

三　国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（第八条の二第二項において単に「任期付短時間勤務職員」という。）　同法第二十七条第三項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項又は第六条第一項

（特に勤務したものとみなされる場合）

第七条　次の各号に掲げる日又は時間においては、職員が勤務しなかつた場合においても、特に勤務したものとみなす。

一　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した職員（当該休日に同項の規定に基づく防衛省令の規定により割り振られた勤務時間がある職員にあつては、その全部を勤務した者）にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、休暇（防衛大臣の定める場合を除く。）、同項の規定に基づく防衛省令の規定による休養日（以下「休養日」という。）その他職員が勤務することとされていない日又は時間（事務官等以外の職員にあつては、特に勤務することを命ぜられた場合を除く。）

二　職員の意に反してされた免職又は停職の処分が取り消された場合において、その取消しに係る免職又は停職のために勤務しなかつた日

三　職員が法令に違反した疑により調査又は審理のため防衛大臣又はその委任を受けた者（防衛装備庁の職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。）にあつては、防衛装備庁長官又はその委任を受けた者）から勤務を停止されたために勤務しなかつた日

（俸給の減額方法）

第七条の二　職員が勤務しないときは、前条の規定により特に勤務したものとみなされる場合を除くほか、その勤務しなかつた時間一時間につき、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額をその者の一週間当たりの勤務時間数として防衛大臣の定める時間数に五十二を乗じたもので除して得た額を支給すべき俸給の額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の額の合計額から減額して支給する。この場合において、その減額すべき額がその支給すべき俸給の額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の額の合計額を超えるときにおける減額すべき額は、その支給すべき俸給の額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の額の合計額とする。

2　前項の減額すべき額を算定する場合において、勤務しなかつた時間一時間当たりの額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

3　前二項に規定するもののほか、勤務しなかつた時間の計算及び減額の方法に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（俸給の支給日等）

第八条　法第十一条第一項本文の政令で定める日は、十八日とする。ただし、十八日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、十八日の直前のこれらの日以外の日とする。

2　次の各号のいずれかに掲げる場合に該当し、かつ、防衛大臣が特に必要と認めるときは、職員に対してその俸給の月額の半額ずつを月二回に支給することができる。この場合において、俸給を支給する日は、法第十一条第一項ただし書の各期間内の日のうち防衛大臣の定める日とする。

一　官署の所在する地域が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けた場合

二　所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合

3　一の支給日（前二項の規定により俸給を支給する日をいう。以下この条において同じ。）の翌日からその支給日の属する給与期間（月又は法第十一条第一項ただし書の各期間をいう。以下同じ。）の末日までの間において職員以外の者が新たに職員となった場合又は一の給与期間の初日から当該給与期間に係る支給日の前日までの間において職員が離職し、若しくは死亡した場合には、前二項の規定にかかわらず、その際俸給を支給する。

4　俸給支給機関（職員に対して俸給を支給することとされている機関をいう。以下同じ。）は、自衛隊法第七十六条第一項、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定による出動（以下「出動」という。）を命ぜられ、長期にわたり航海することを命ぜられ、その他特別の事情のある職員に対しては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、あらかじめ防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を得て、これらの者の支給日を一月を超えない範囲内において繰り上げることができる。この場合において、支給すべき額は、第一項及び第二項に規定する支給日に支給すべき額を超えることができない。

5　法第十条の規定により俸給を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき若しくは給与期間の末日まで支給するとき以外のとき、法第三条第二項及びこの政令の第二条の規定により給与を支払う場合又は職員が休職にされた場合、停職の処分を受けた場合、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条の規定により育児休業をした場合、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣された場合、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された場合、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された場合、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした場合若しくは国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした場合において支給すべき俸給の額は、それぞれその俸給を支給する日の属する給与期間の現日数（事務官等の俸給については、当該日数から当該給与期間中の休養日の日数を控除した日数）を基礎として日割りによって計算した額とする。

6　法第三条第二項及びこの政令の第二条の規定により給与を支払った職員に対してその給与を支払った日の属する給与期間に係る支給日に支給すべき俸給の額は、その者に対して当該給与期間に支給すべき俸給の額からその既に支払った給与のうちの俸給の額を控除した額とする。当該職員がその支給日前において離職し、又は死亡した場合において支給すべき俸給の額についても、同様とする。

7　一の給与期間の中途において職員が異動することによりその者の属する俸給支給機関が異なることとなった場合（防衛大臣の定める場合を除く。）には、その発令の日の前日までの俸給は従前その者が属していた俸給支給機関において支給し、その発令の日からの俸給は新たにその者が属することとなった俸給支給機関において支給する。この場合において、その発令の日の前日までの俸給の額は第五項の規定の例により計算した額とし、その発令の日からの俸給の額は前項の規定の例により計算した額とする。

8　前各項に定めるもののほか、俸給の支給に関して必要な事項は、防衛大臣が定める。

（俸給の調整額）

第八条の二　法第十一条の二の規定により俸給の調整を行う事務官等の官職は、別表第二の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる事務官等の占める官職とする。

2　事務官等の俸給の調整額は、当該事務官等に適用される俸給表及びその者の職務の級に応じ一般職に属する国家公務員に支給される俸給の調整額との権衡を考慮して防衛省令で定める額にその者に係る別表第二の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）とする。

（俸給の特別調整額）

第八条の三　法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職は、別表第三の上欄に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる官職とする。

2　前項に規定する官職を占める職員に支給する俸給の特別調整額は、別表第四の第一欄、第二欄及び第三欄に掲げる種別（別表第三備考に規定する種別をいう。同表を除き、以下同じ。）、俸給表及び職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将若しくは空将又は陸将補、海将補若しくは空将補である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。別表第四において同じ。）の区分並びに別表第四の第四欄の職員の区分に応じ同欄に定める額（定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）とする。

3　自衛官の前項の規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に掲げる額のうち防衛大臣の定める額とその者が受ける俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当のそれぞれの月額の合計額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する俸給の特別調整額は、同項の規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

4　職員が月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合には、俸給の特別調整額は、支給しない。ただし、その勤務しなかったことが次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、この限りでない。

一　公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合

二　公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、休暇を与えられた場合

5　国際連合派遣自衛官、派遣職員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された職員（以下「交流派遣職員」という。）に関する前項ただし書の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先企業（同法第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項に規定する派遣先企業をいう。以下同じ。）の業務を公務とみなす。

（本府省業務調整手当）

第八条の四　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第一項第一号に規定する政令で定める国の行政組織の内部部局は本省の内部部局（地方協力局労務管理課を除く。）及び防衛装備庁の内部部局とし、同号に規定する政令で定める業務は一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定めるものとする。

2　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第一項第二号に規定する政令で定める業務は、統合幕僚監部（統合幕僚学校を除く。）、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部並びに情報本部（その内部組織のうち防衛大臣が定めるものを除く。）の業務とする。

3　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第二項に規定する政令で定める相当すると認められる行政職俸給表（一）の職務の級は、事務官等にあつては一般職に属する国家公務員について定められている職務の級の例によるものとし、自衛官にあつては別表第四の二の上欄に掲げる階級の区分のうちその者の属する階級の区分に応じ同表の中欄に定める行政職俸給表（一）の職務の級とする。

4　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第二項に規定する政令で定める額は、事務官等にあつては一般職に属する国家公務員について定められている額の例によるものとし、自衛官にあつては別表第四の二の上欄に掲げる階級の区分のうちその者の属する階級の区分に応じ同表の下欄に定める額とする。

5　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第三項に規定する政令で定める

本府省業務調整手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

（初任給調整手当）

第八条の五　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の四第一項第一号の官職は、医療職俸給表（一）の適用を受ける事務官等及び医師又は歯科医師である自衛官の官職で次に掲げるものとする。

一　離島その他のへき地及び沖縄県の区域内に所在する官署に置かれる官職で採用による欠員の補充が著しく困難なものとして防衛大臣が定める官職

二　人口が少ない市及び町村に所在する官署に置かれる官職で採用による欠員の補充が相当困難なものとして防衛大臣が定める官職

三　前二号に掲げる官職以外の官職で第九条の二第一項に規定する地域以外の地域に所在する官署（同条第二項に規定する官署を除く。）に置かれる官職又は同条第一項の規定により地域手当の級地が五級地、六級地若しくは七級地とされる地域に所在する官署（同条第二項の規定により当該級地が一級地、二級地、三級地又は四級地とされる官署を除く。）若しくは同条第二項の規定により当該級地が五級地、六級地若しくは七級地とされる官署に置かれる官職

四　第九条の二第一項の規定により地域手当の級地が四級地とされる地域に所在する官署（同条第二項の規定により当該級地が一級地、二級地又は三級地とされる官署を除く。）又は同条第二項の規定により当該級地が四級地とされる官署に置かれる官職

五　第九条の二第一項の規定により地域手当の級地が一級地、二級地若しくは三級地とされる地域に所在する官署又は同条第二項の規定により当該級地が一級地、二級地若しくは三級地とされる官署に置かれる官職

2　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の四第一項第二号の官職は、行政職俸給表（一）、教育職俸給表（一）及び研究職俸給表の適用を受ける事務官等の官職のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると認めて防衛大臣の定める官職とする。ただし、第八条の三第一項に規定する官職で同条の規定による俸給の特別調整額に係る種別が一種のものを除く。

3　前二項に規定するもののほか、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の四第一項の政令で定める期間並びに同条第三項の初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

（専門スタッフ職調整手当）

第八条の六　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の五第一項に規定する政令で定める業務及び同条第三項に規定する政令で定める専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

（行政職俸給表（一）の九級以上の職員に相当する職員）

第八条の七　法第十二条第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十一条第一項ただし書に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

二　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの

三　医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

四　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの

五　自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員

（行政職俸給表（一）の八級の職員に相当する職員）

第八条の八　法第十二条第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十一条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

二　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

三　医療職俸給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの

四　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるもの

五　自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員

（扶養親族に関する届出の特例）

第九条　法第十二条第二項に規定する政令で定める特別の事由がある職員は、第一条に規定する特別の事由がある場合に該当する職員とする。

（地域手当）

第九条の二　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三第一項前段に規定する政令で定める地域及びこれに係る地域手当の級地の区分については、一般職に属する国家公務員の地域手当の支給の基礎となる地域及びその級地の区分の例による。

2　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三第一項後段に規定する政令で定める官署及びこれに係る地域手当の級地の区分は、一般職に属する国家公務員の地域手当の支給の基礎となる官署及びその級地の区分の例に準じて防衛大臣が定めるものとする。

3　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の六第一項に規定する政令で定める移転は、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第八条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（次項において「創生総合戦略」という。）に基づく官署の移転とする。

4　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の六第二項に規定する政令で定める官署は、創生総合戦略に基づき山口県岩国市に設置された防衛装備庁の官署で防衛大臣の指定するものとする。

5　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の六第二項の規定により支給する地域手当は、前項に規定する官署が設置された日として防衛大臣が指定する日（以下この項において「指定日」という。）から十年間支給するものとし、同条第二項に規定する政令で定める割合は、指定日から一年を経過する日までの間にあつては百分の二十とし、当該経過する日の翌日から九年を経過する日までの間にあつては指定日から一年を経過するごとに百分の二十から百分の二を順次減じた割合とする。ただし、指定日の前日に法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域に引き続き六箇月を超えて在勤していた職員であつて指定日に前項に規定する官署に在勤していたものその他防衛大臣の定める職員以外の職員にあつては、当該割合が百分の十六を超える期間の割合については、百分の十六とする。

6　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の七第一項に規定する政令で定める場合、同項に規定する政令で定める割合、同条第二項に規定する政令で定める場合、同条第三項に規定する政令で定める法人、同項の地域手当を支給される職員の範囲並びに同項の地域手当の支給額及び支給期間については、一般職に属する国家公務員の例による。

（広域異動手当）

第九条の三　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の八第一項に規定する政令で定める算定の方法及び住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として政令で定める場合並びに同項ただし書に規定する広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として政令で定める場合、同条第三項に規定するその他の政令で定める者、任用の事情等を考慮して政令で定める者及び異動等に準ずるものとして政令で定めるもの並びに同項の政令の定めるところにより支給する広域異動手当の支給期間及び支給額並びに同条第五項に規定する政令で定める広域異動手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

（住居手当）

第九条の四　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の十に規定する住居手当を支給される職員の範囲その他住居手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。この場合において、自衛官に係る住居手当の支給の開始については、住居手当の届出がこれに係る事実の生じた日から三十日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（通勤手当）

第九条の五　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十二条に規定する通勤手当を支給される職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

（単身赴任手当）

第九条の六　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十二条の二第一項及び第三項に

規定する政令で定めるやむを得ない事情及び政令で定める基準、同条第二項に規定する政令で定める距離及び政令で定める額並びに同条第三項に規定する任用の事情等を考慮して政令で定める職員については、一般職に属する国家公務員の例による。

2　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十二条の二第二項の規定による交通距離の算定については、一般職に属する国家公務員の例による。ただし、防衛大臣の定める官署に在勤する職員に係るものについては、防衛大臣の定めるところによる。

3　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十二条の二第三項に規定する単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員は、一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定めるものとする。

4　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十二条の二第四項に規定する単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

（在宅勤務等手当）

第九条の七　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十二条の三第一項に規定する政令で定める場所、政令で定める時間及び政令で定める期間並びに同条第三項に規定する政令で定める在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

（特殊勤務手当）

第九条の八　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条第二項の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第五に定めるとおりとする。

（特地勤務手当等）

第十条　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条の二第一項の離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署（以下「特地官署」という。）は、別表第六に掲げるとおりとする。

2　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条の二第二項の特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表第六に掲げる官署について同表に定める級別区分に応じ、次の表の上欄に掲げる級別区分ごとに、自衛官にあつては同表の中欄に掲げる割合を、事務官等にあつては同表の下欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た額（その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、自衛官にあつては百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）とする。

一級	百分の四	百分の四
二級	百分の七	百分の八
三級	百分の十一	百分の十二
四級	百分の十五	百分の十六
五級	百分の十九	百分の二十
六級	百分の二十三	百分の二十五

3　前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める日において受けるべき俸給（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額とする。

一　その勤務する官署が新たに特地官署に該当することとなつた日前から当該官署に勤務している職員　その該当することとなつた日

二　その勤務する特地官署の移転に伴つて住居を移転した職員　当該特地官署の移転の日

三　前二号に掲げる職員以外の職員　その勤務することとなつた日（その職員がその日前一年以内に当該官署に勤務していた場合（防衛大臣が定める場合に限る。）には、その日前の防衛大臣が定める日）

4　特地官署が第九条の二第一項に規定する地域に所在する場合における法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条の二第三項に規定する特地勤務手当と地域手当その他の給与との調整等については、一般職に属する国家公務員の例による。

第十条の二　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項及び第二項に規定する特地勤務手当に準ずる手当（以下「準特地勤務手当」という。）を支給される職員の範囲及び準特地勤務手当の支給期間については、一般職に属する国家公務員の例による。

2　準特地勤務手当（法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項の規定により支給されるものに限る。）の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に在勤することとなつた場合（防衛大臣が定める場合に限る。）には、その日前の防衛大臣が定める日）において受けるべき俸給（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる官署について、自衛官にあつては同表の第三欄に掲げる割合を、事務官等にあつては同表の第四欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た額（その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、自衛官にあつては百分の五・五を、事務官等にあつては百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）とする。

法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項に規定する特地勤務手当基礎額に、別表第六に定める級別区分に応じ、次の表の上欄に掲げる級別区分ごとに、自衛官にあつては同表の中欄に掲げる割合を、事務官等にあつては同表の下欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た額（その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、自衛官にあつては百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）とする。	別表第六に定める級別区分が三級、五級又は六級である特地官署	百分の五・五	百分の六
法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項に規定する特地勤務手当（以下「準特地勤務手当」という。）を支給される職員の範囲及び準特地勤務手当の支給期間については、一般職に属する国家公務員の例による。	別表第六に定める級別区分が一級又は二級である特地官署	百分の四・五	百分の五
法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項に規定する特地勤務手当（以下「準特地官署」という。）	別表第六に定める級別区分が四級、五級又は六級である特地官署	百分の五・五	百分の六
異動等の日から起算して四年に達した後から五年に達するまでの間	特地官署又は準特地官署	百分の三・五	百分の四
異動等の日から起算して五年に達した後	特地官署又は準特地官署	百分の二	百分の二

3　準特地勤務手当（法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（第三号において「行政執行法人職員等」という。）であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下この号及び第三号において同じ。）をされ、特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員　当該職員が職員となつた日又は交流採用をされた日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

一　検察官であつた者、一般職給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等（第三号において「行政執行法人職員等」という。）であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第二条第四項に規定する交流採用をいう。以下この号及び第三号において同じ。）をされ、特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員　当該職員が職員となつた日又は交流採用をされた日に特地官署又は準特地官署に異動したものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

二　その在勤する官署が新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員　当該官署が当該異動の日前に特地官署又は準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

三　その在勤する官署が新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日前三年以内に検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用をされ、当該官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員　当該職員が職員となつた日又は交流採用をされた日に当該官署に異動したものとし、かつ、当該官署がその日前に特地官署

又は準特地官署に該当していたものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

4　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第三項に規定する準特地勤務手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

（超過勤務手当の支給割合等）

第十条の三　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十六条第一項に規定する政令で定める割合及び同条第三項に規定する政令で定める勤務については、一般職に属する国家公務員の例による。

（休日給）

第十条の四　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十七条前段に規定する政令で定める日は、休養日に当たる国民の祝日に関する法律に規定する休日の直後の自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を割り振られた日とする。ただし、正規の勤務時間を割り振られた日が祝日法による休日等、同項の規定に基づく防衛省令の規定による年末又は年始の場合における特別休暇（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）又は第四項の防衛省令で定める日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務時間を割り振られた日とする。

2　前項の規定にかかわらず、防衛大臣は、職員の正規の勤務時間の割振りを考慮し、必要と認める場合には、同項に定める日に代えてこれと異なる日を定めることができる。

3　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十七条に規定する政令で定める割合については、一般職に属する国家公務員の例による。

4　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十七条後段に規定する政令で定める日は、国の行事が行われる日で防衛省令で定める日とする。

（宿日直手当）

第十一条　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の二第一項の政令で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務及び宿直勤務は、自衛隊の病院又は診療所（診療所にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。）における次に掲げる勤務とし、同項の政令で定める額は、一般職に属する国家公務員の例による。

一　看護業務の管理又は監督のための看護師長等の勤務

二　救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師（診療エツクス線技師を含む。）又は臨床検査技師の勤務

三　救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための勤務

2　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の二第一項ただし書の政令で定める日は、一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定めるものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第十一条の二　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の三第三項第一号に規定する政令で定める勤務については、一般職に属する国家公務員の例による。

2　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の三第三項第一号イに規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

一　俸給の特別調整額に係る種別が一種の官職を占める職員　一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち職務の級が三級以上の職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表（以下「特定任期付職員俸給表」という。）に掲げる六号俸若しくは七号俸若しくは一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項の俸給表（以下「第一号任期付研究員俸給表」という。）に掲げる六号俸又は法第六条の二第二項若しくは第七条第二項の規定により決定された俸給月額を受ける職員　一万二千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、一万千円）

二　俸給の特別調整額に係る種別が二種の官職を占める職員　一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち職務の級が二級の職員及び特定任期付職員俸給表に掲げる五号俸又は第一号任期付研究員俸給表に掲げる四号俸若しくは五号俸を受ける職員　一万円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、九千円）

三　俸給の特別調整額に係る種別が三種の官職を占める職員及び特定任期付職員俸給表に掲げる二号俸から四号俸までの号俸又は第一号任期付研究員俸給表に掲げる二号俸若しくは三号俸を受ける職員　八千五百円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、七千五百円）

四　俸給の特別調整額に係る種別が四種の官職を占める職員及び特定任期付職員俸給表に掲げる一号俸又は第一号任期付研究員俸給表に掲げる一号俸を受ける職員　七千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、六千円）

五　俸給の特別調整額に係る種別が五種の官職を占める職員　六千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、五千円）

3　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の三第三項第二号に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

一　俸給の特別調整額に係る種別が一種の官職を占める職員　六千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、五千五百円）

二　俸給の特別調整額に係る種別が二種の官職を占める職員　五千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、四千五百円）

三　俸給の特別調整額に係る種別が三種の官職を占める職員　四千三百円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、三千八百円）

四　俸給の特別調整額に係る種別が四種の官職を占める職員　三千五百円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、三千円）

五　俸給の特別調整額に係る種別が五種の官職を占める職員　三千円（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、二千五百円）

4　前三項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

（航空機乗員等の範囲）

第十一条の三　法第十六条第一項第一号に掲げる航空機乗員として政令で定める自衛官（以下「乗員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一　随時航空機に乗り組んで次に掲げる職務を行うことを本務とする自衛官

イ　操縦

ロ　航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出

ハ　航空機に施設する無線設備又は防衛大臣の指定する特殊無線設備の通信操作及び技術操作

ニ　発動機及び機体の取扱（操縦装置の操作を除く。）

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、偵察、救難その他防衛大臣の指定する職務

二　随時航空機に乗り組んで前号に掲げる職務に関する技能を修得することを本務とする自衛官

三　第一号イに掲げる職務に関する技能を維持向上させるため防衛大臣の定める基準に従い飛行を行うことを命ぜられている自衛官

2　法第十六条第一項第二号に掲げる艦船乗組員として政令で定める自衛官（以下「乗組員」という。）は、居住施設を有し、かつ、港外行動を行うことを本務とする自衛艦その他の自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の使用する船舶（以下「艦船」という。総トン数五トン未満のものを除く。）として防衛大臣の定めるものに乗り組んでいる陸上自衛官及び海上自衛官とする。ただし、防衛大臣は、これにより難い特別の事情があると認める場合には、乗組員の範囲について特例を定めることができる。

3　法第十六条第一項第三号に掲げる落下傘隊員として政令で定める自衛官（以下「落下傘隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一　落下傘を利用して航空機から降下する作業（以下「落下傘降下作業」という。）に関する訓練課程を修了し、かつ、落下傘降下作業を行うことを本務とする陸上自衛官

二　落下傘降下作業に関する技能を修得することを本務とする航空自衛官

4　法第十六条第一項第四号に掲げる特別警備隊員として政令で定める自衛官（以下「特別警備隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一　自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十七条第一項の規定による立入検査を行う業務（対象船舶が容易に停止しないこと又は対象船舶にいる者が武装していると予想されることにより、当該業務の遂行に特に困

難又は危険が伴うものに限る。以下「特別警備業務」という。）に関する訓練課程を修了し、かつ、特別警備業務を行うことを本務とする海上自衛官

二　特別警備業務に関する技能を修得することを本務とする海上自衛官

5　法第十六条第一項第五号に掲げる特殊作戦隊員として政令で定める自衛官（以下「特殊作戦隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一　特殊作戦を行う業務（以下「特殊作戦業務」という。）に従事することを本務とする自衛官

二　特殊作戦業務に関する技能を修得することを本務とする陸上自衛官

6　次の各号に掲げる自衛官は、当該各号に定める期間は、前各項に規定する自衛官に含まれないものとする。

一　第六条の二十第二項の規定の適用を受ける自衛官　その者の俸給月額が防衛大臣の定める額以上の額である期間

二　一の給与期間の全日数にわたつて前各項に規定する職務を行わなかつた自衛官（公務上の負傷、公務旅行、悪天候その他のやむを得ない事情により当該職務を行うことができなかつたものとして防衛大臣が定めるものを除く。）　当該給与期間

（特に乗員等として勤務したものとみなされる場合）

第十一条の四　次に掲げる日又は時間においては、乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員がそれぞれ乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員として勤務しなかつた場合においても、特に乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員として勤務したものとみなす。

一　第七条各号のいずれかに掲げる日又は時間

二　乗員、落下傘隊員、特別警備隊員及び特殊作戦隊員にあつては、公務旅行を行つている日又は時間

三　乗組員にあつては、公務を遂行するため艦船を離れた日又は時間

2　前項の規定は、次に掲げる場合を除き、乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員について、一の給与期間の全日数が同項各号に掲げる日又は時間に該当した場合には、適用しない。

一　公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により休暇を与えられた場合

二　前号に掲げる場合のほか、乗員にあつては前条第一項第一号に掲げる職務を、落下傘隊員にあつては落下傘降下作業を、特別警備隊員にあつては特別警備業務又は海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号。以下「海賊対処法」という。）第八条第一項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査を行う業務のうち対象船舶が容易に停止しないこと若しくは対象船舶にいる者が武装していると予想されることにより当該業務の遂行に特に困難若しくは危険が伴うもの（以下「特別海賊対処業務」という。）を、特殊作戦隊員にあつては特殊作戦業務を行うことを目的とする公務旅行を行つている場合

3　国際連合派遣自衛官、派遣職員及び交流派遣職員に関する前項第一号の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先企業の業務を公務とみなす。

（航空手当等の月額）

第十二条　法第十六条第三項の航空手当の月額は、乗員の属している階級における最低の号俸（その階級が陸将、海将又は空将である場合には、自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄における最低の号俸）の額（その階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に心身に著しい負担を与える飛行を行うものとして防衛大臣が定めるジェット機の乗員にあつては百分の八十を、その他の乗員にあつては百分の六十をそれぞれ乗じて得た額に、次の各号に掲げる乗員の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

一　第十一条の三第一項第一号に該当する者　百分の百

二　第十一条の三第一項第二号に該当する者　百分の八十

三　第十一条の三第一項第三号に該当する者　百分の六十五

2　法第十六条第三項の乗組手当の月額は、防衛大臣の定める乗組員にあつては、その者の受けている俸給月額に百分の四十三（潜水艦の乗組員にあつては百分の五十五・五、防衛大臣の定める艦船の乗組員にあつては百分の二十七・五）を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とし、その他の乗組員にあつては、防衛大臣の定めるところにより、その者の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐又は三等海佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に百分の四十三、百分の二十六・四又は百分の十六・五をそれぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

3　法第十六条第三項の落下傘隊員手当の月額は、落下傘隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第三項第一号に該当する落下傘隊員にあつては百分の三十・二五（落下傘を利用して行う装備品及び食糧その他の需品の補給に関する教育訓練及び調査研究の支援のための落下傘降下作業を行うことを本務とする隊員として防衛大臣の定める者にあつては、百分の二十八・五）を、同項第二号に該当する落下傘隊員にあつては百分の二十四を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

4　法第十六条第三項の特別警備隊員手当の月額は、特別警備隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等海佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第四項第一号に該当する特別警備隊員にあつては百分の四十九・五を、同項第二号に該当する特別警備隊員にあつては百分の三十九・六を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

5　法第十六条第三項の特殊作戦隊員手当の月額は、特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第五項第一号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の四十九・五（その従事する特殊作戦業務に特定の技能が必要とされないものとして防衛大臣が定める特殊作戦隊員にあつては、その従事する特殊作戦業務の危険性及び困難性に応じて防衛大臣の定めるところにより百分の三十三、百分の三十・二五、百分の二十六、百分の二十五、百分の二十一、百分の二十、百分の十六・五、百分の十六又は百分の八・二五）を、同項第二号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の三十九・六を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

6　自衛隊法第四十六条の規定による減給の処分を受けた乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員に係る航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額は、前各項の規定による航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額からその額に俸給を減ずる割合を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

7　乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員がそれぞれ乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員として勤務しないときは、前条の規定により特に勤務したものとみなされる場合を除くほか、それぞれ航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当を減額して支給する。この場合における減額の方法については、第七条の二の規定の例による。

8　乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員のそれぞれ第一項から第五項までの規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に掲げる額のうち防衛大臣の定める額とその者が受ける俸給月額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当は、これらの規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

（航海手当を支給する場合）

第十二条の二　乗組員（乗組手当が支給されない艦船に乗り組んでいる海上自衛官を含む。以下本条及び次条において同じ。）には、その者が乗り組んでいる艦船がその定けい港を出発した日から当該定けい港に帰着した日までを航海を行つた日として、航海手当を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合に該当したときは、

それぞれ当該各号に掲げる日を航海を行つた日とする。

一　当該艦船がその定けい港を出発した日後において新たに他の港を定けい港とすることが定められた場合（次号に該当する場合を除く。）　従前の定けい港を出発した日からその新たな定けい港に入港した日までの日

二　当該艦船がその定けい港以外の港に入港している期間中に新たにその港を定けい港とすることが定められた場合　従前の定けい港を出発した日から新たにその入港している港を定けい港とすることが定められた日までの日

三　当該艦船がその定けい港を出発した日後において沈没し、又は行方不明となつた場合　その定けい港を出発した日からその沈没し、又は行方不明となつた日までの日

四　艦船以外の船舶が艦船となつた場合　その艦船となつた日からその定けい港に初めて入港した日までの間において、その艦船となつた日において入港していた港を離れていた日

五　艦船がその定けい港以外の港において艦船以外の船舶となつた場合　その定けい港を出発した日からその艦船以外の船舶となつた日までの日

2　前項に規定する航海を行つた日には、艦船が仮泊した日及び艦船がその定けい港以外の港に寄港して停泊した日（防衛大臣の定める場合を除き、その引き続いて停泊した日数が二十日をこえる場合にあつては、二十日とする。）を含み、艦船が入渠した日の翌日から出渠した日の前日までの日を含まないものとする。

（航海手当の日額）

第十二条の三　航海手当の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、別表第七に掲げる乗組員の属している階級に対応する当該各号に定める額とする。ただし、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百二十六条の十五第一号の輸送（以下「南極地域への輸送」という。）のため、南緯五十五度以南の水域を航海した場合には、三千九百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額とする。

一　乗組員の乗り組んでいる艦船が別表第七の第一区に属する水域のみを航海した場合（次号に該当する場合を除く。）　一日の航海時間が、通算五時間に満たないときは同表中第一区の欄に掲げる額の十分の六に相当する額、通算五時間以上であるときは同表中第一区の欄に掲げる額

二　乗組員の乗り組んでいる艦船（防衛大臣の定めるものに限る。）が別表第七の第一区に属する水域のみを引き続き五十一日以上にわたつて航海した場合　同表中第二区の欄に掲げる額

三　同一の航海において、乗組員の乗り組んでいる艦船が水域の区分を異にする二以上の水域を航海した場合（次号に該当する場合を除く。）　当該艦船の定係港以外の港に入港しなかつたときは別表第七中第一区の欄に掲げる額、定係港以外の港に入港したときは同表中当該入港した港の属する水域に応ずる額（水域の区分を異にする二以上の港に入港したときは、それらの属する水域のうち、航海手当の日額の最も多い水域に応ずる額）

四　南極地域への輸送のための航海又は災害派遣等のための航海その他防衛大臣の定める航海において、乗組員の乗り組んでいる艦船が水域の区分を異にする二以上の水域を航海した場合　当該艦船が航海を行つた水域のうち、別表第七中航海手当の日額の最も多い水域に応ずる額

2　乗組員の乗り組んでいる艦船が同一の日において二以上の航海を行つた場合における航海手当の日額は、それぞれの航海に係る前項ただし書又は同項各号による日額のうち、最も多い額とする。

3　第一項第一号の規定により航海手当の日額の算定をする場合において、十円未満の端数がある場合には、当該端数が、八円以上であるときはこれを十円に切り上げ、三円以上八円未満であるときはこれを五円とし、三円未満であるときはこれを切り捨てるものとする。

（営外手当の減額方法）

第十二条の四　法第十八条第一項の規定により営外手当を支給されている陸曹長以下の陸上自衛官（以下「陸曹長等」という。）、海曹長以下の海上自衛官（以下「海曹長等」という。）又は空曹長以下の航空自衛官（以下「空曹長等」という。）が勤務しないときは、第七条の規定により特に勤務したものとみなされる場合を除くほか、営外手当を減額して支給する。この場合における減額の方法については、第七条の二の規定の例による。

（特定管理職員としない職員）

第十二条の五　法第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の四第二項の政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　次に掲げる職員のうち、俸給の特別調整額に係る種別が一種又は二種の官職以外の官職を占める職員

イ　一般職給与法別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級以上の職員

ロ　一般職給与法別表第六イ教育職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級以上の職員

ハ　一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級以上の職員

ニ　一般職給与法別表第八イ医療職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級以上の職員

ホ　一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級の職員

ヘ　一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表（三）の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の職員

ト　一等陸佐以上の陸上自衛官、一等海佐以上の海上自衛官又は一等空佐以上の航空自衛官

二　一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が一級の職員

三　特定任期付職員俸給表の適用を受ける職員

四　第一号任期付研究員俸給表又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第六条第二項の俸給表（以下「第二号任期付研究員俸給表」という。）の適用を受ける職員

五　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる職員

イ　休職にされている職員のうち、法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員

ロ　国際連合派遣自衛官

ハ　派遣職員

（期末手当基礎額の加算）

第十二条の六　法第十八条の二第一項の規定により一般職の国家公務員の例によることとされる期末手当の支給（以下この条において単に「期末手当の支給」という。）について職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して一般職給与法別表第一イ行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるものに相当する職員として政令で定めるものは、次に掲げる職員とする。

一　自衛隊教官俸給表又は一般職給与法別表第六イ教育職俸給表（一）若しくは別表第八イ医療職俸給表（一）の適用を受ける職員（職務の級が一級の職員にあつては、防衛大臣が定める職員に限る。）

二　一般職給与法別表第一ロ行政職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級以上の職員（職務の級が三級の職員にあつては、防衛大臣が定める職員に限る。）

三　一般職給与法別表第七研究職俸給表、別表第八ロ医療職俸給表（二）又は別表第八ハ医療職俸給表（三）の適用を受ける職員のうち、職務の級が二級以上の職員（職務の級が二級の職員にあつては、防衛大臣が定める職員に限る。）

三の二　一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

三の三　前条第三号に掲げる職員

三の四　前条第四号に掲げる職員

四　二等陸曹、二等海曹又は二等空曹以上の自衛官（二等陸尉、二等海尉又は二等空尉以下の自衛官にあつては、防衛大臣が定める職員に限る。）

五　第二号、第三号又は前号に掲げる職員の職務の級又は階級のうちそれぞれ最下位のものの直近下位の職務の級又は階級に属する職員のうち、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して防衛大臣が特に相当と認める職員

2　期末手当の支給について官職の職制上の段階、職務の級、階級等を考慮して政令で定める職員の区分は、別表第八の上欄に掲げる俸給表の区分に従いそれぞれ同表の中欄に掲げる職員による区分とし、この区分に応じて政令で定める割合は、当該職員の区分に従いそれぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。ただし、前項第五号に掲げる職員については、その政令で定める割合は、百分の五とする。

3　期末手当の支給について政令で定める管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、国際連合派遣自衛官及び派遣職員を除く。）とする。

一　俸給の特別調整額に係る種別が一種又は二種の官職を占める職員のうち、前条第一号イからトまでに掲げる職員
二　俸給の特別調整額に係る種別が三種の官職で防衛大臣の定めるものを占める職員のうち、前条第一号イからトまでに掲げる職員
三　一般職給与法別表第十一指定職俸給表又は自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄若しくは陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける職員
四　特定任期付職員俸給表の適用を受ける職員（一号俸から四号俸までの号俸を受ける職員を除く。）
五　第一号任期付研究員俸給表の適用を受ける職員（一号俸から三号俸までの号俸を受ける職員を除く。）

4　前項に規定する職員に対する期末手当の支給について百分の二十五を超えない範囲内で政令で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合とする。
一　前項第一号及び第二号に掲げる職員（前条第一号イからヘまでに掲げるものに限る。）次のイからハまでに掲げる職員の区分に応じてそれぞれ当該イからハまでに定める割合
イ　俸給の特別調整額に係る種別が一種の官職を占める職員　百分の二十五
ロ　俸給の特別調整額に係る種別が二種の官職を占める職員　百分の二十
ハ　俸給の特別調整額に係る種別が三種の官職を占める職員　百分の十五
二　前項第一号及び第二号に掲げる自衛官（前条第一号トに掲げるものに限る。）次のイからハまでに掲げる自衛官の区分に応じてそれぞれ当該イからハまでに定める割合
イ　俸給の特別調整額に係る種別が一種の官職を占める自衛官　百分の二十一
ロ　俸給の特別調整額に係る種別が二種の官職を占める自衛官　百分の十一
ハ　俸給の特別調整額に係る種別が三種の官職を占める自衛官　百分の五
三　前項第三号に掲げる職員　百分の二十五
四　前項第四号及び第五号に掲げる職員　百分の十五（防衛大臣の定める職員にあつては、百分の二十五）

（勤勉手当基礎額の加算）
第十二条の七　前条の規定は、法第十八条の二第一項の規定により一般職の国家公務員の例によることとされる職員に対する勤勉手当の支給について準用する。

（俸給の特別調整額等の支給方法）
第十三条　職員の俸給の特別調整額、地域手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（準特地勤務手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当の支給方法に関しては、一般職に属する国家公務員の例による。

2　自衛官の航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当は、その者の俸給の支給方法に準じて支給する。

3　自衛官の航海手当は、第一項に規定する特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

（食事の無料支給）
第十四条　次の各号に掲げる職員（予備自衛官等を含む。以下この条、次条、第十七条及び第十七条の二において同じ。）に対しては、食事を無料で支給する。ただし、これらの者が休暇その他の防衛大臣の定める事由により防衛大臣の指定する場所にいない場合には、支給しないことができる。
一　自衛隊法第五十五条の規定に基づく防衛省令の規定により営舎において居住しなければならないこととされている自衛官（第二十六条において「営内居住の自衛官」という。）である陸曹長等、海曹長等及び空曹長等
二　乗組員である陸曹長等及び海曹長等
三　自衛官候補生
四　訓練招集又は教育訓練招集（以下「訓練招集等」という。）に応じている予備自衛官等
五　防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（法第四条第一項の防衛大学校又は防衛医科大学校の学生をいう。以下「学生」という。）
六　生徒（法第四条第一項の生徒をいう。以下同じ。）

2　前項に掲げる職員以外の職員に対しても、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、食事を無料で支給する。
一　出動を命ぜられている場合
一の二　出動待機命令を受けている場合
一の三　自衛隊法第八十二条の規定による行動を命ぜられている場合
二　災害派遣等を命ぜられている場合
三　乗組員として艦船に乗り組んでいる場合
四　宿営を必要とする部隊演習の場合
四の二　引き続き四時間以上にわたる飛行を行つて、防衛大臣が食事を支給することが必要と認めて定める理由に該当する場合
四の三　高圧室内において高圧の下で防衛大臣の定める作業に従事している場合
五　週番勤務を命ぜられた場合
五の二　引き続き二十四時間以上にわたる警衛勤務を行つて、防衛大臣が食事を支給することが必要と認めて定める理由に該当する場合
六　本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関において食事の支給を受けることを条件として公務旅行を命ぜられた場合

3　乗員その他の防衛大臣の定める特殊の勤務に従事する職員に対しては、防衛大臣の定めるところにより、それらの者が勤務を行うに当つて必要な特別の食事を無料で加給することができる。

4　職員が休職（学生及び生徒にあつては、休学）を命ぜられ、又は停職（学生及び生徒にあつては、停学）処分を受けた場合にも、特に必要があると認めるときは、食事を無料で支給することができる。

（食事の有料支給）
第十五条　前条第一項の職員以外の職員に対しては、同条第二項各号に掲げる場合以外の場合においても、防衛大臣の定めるところにより、食事を支給することができる。

2　俸給支給機関は、前項の規定により食事を支給された者に対しては、防衛大臣の定める金額をその者の俸給その他の給与から控除して、その者に代り食事代として国に払い込まなければならない。

第十六条　削除

（被服の無料貸与及び支給）
第十七条　准陸尉以上の陸上自衛官、准海尉以上の海上自衛官又は准空尉以上の航空自衛官に対しては別表第九イに掲げる品目及び数量の被服を、陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生に対しては同表イ及びロに掲げる品目及び数量の被服を、学生又は生徒に対しては同表ハに掲げる品目及び数量の被服をそれぞれ無料で貸与し、陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒に対しては別表第十に掲げる品目及び数量の被服をその任用の際（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された場合を除く。）及び任用後品目ごとに同表に定める期間（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された後最初の期間については、同表に定める期間から当該自衛官候補生であつた期間を減じた期間）を経過したときごとに支給する。訓練招集等に応じている予備自衛官等に対しては、予備自衛官にあつてはその属する陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等の例に準じ、即応予備自衛官にあつては陸曹長等の例に準じ、予備自衛官補にあつてはその属する陸上自衛隊又は海上自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等又は海曹長等の例に準じてそれぞれ防衛大臣の定めるところにより、被服を無料で貸与することができる。

2　前項の職員が同項の規定により貸与された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、別表第九に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、亡失し、又は損傷した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び無料で貸与することができる。陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒が公務の遂行による事故又は天災事変による災害のため、同項の規定により支給された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、別表第十に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、亡失し、又は損傷した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び支給する。

3　防衛大臣又はその委任を受けた者は、伝染病の予防のため必要があると認めるときは、前二項の規定により第一項の職員に貸与し、又は支給した被服を棄却し、又は焼却することができる。この場合において、必要があると認めるときは、それぞれ別表第九又は別表第十に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、棄却し、又は焼却した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び無料で貸与し、又は支給することができる。

4　第一項の職員が休職（学生及び生徒にあつては、休学）を命ぜられ、停職（学生及び生徒にあつては、停学）処分を受け、法令に違反した疑いにより調査若しくは審理のため職務を停止され、又は療養のため病院その他の医療施設に入院し、若しくは入所した場合には、防衛大臣の定めるところにより、これらの者に対して前三項の規定により貸与された被服の全部又は一部を返還させることができる。

5　前項の規定により被服の返還を命ぜられた職員についてその返還の事由が消滅した場合には、その者に対して、その返還した被服の全部を再び無料で貸与する。

6　第一項の職員が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、同項から第三項まで及び前項の規定により貸与された被服（第二号に掲げる場合に該当するときにあつては、別表第九ロに掲げる被服に限る。）の全部をその際国に返還しなければならない。

一　陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒がそれぞれ陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒以外の者となつた場合（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生がそれぞれ陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官となり、かつ、現に貸与されている被服が当該自衛官に貸与される被服と同一の制式である場合を除く。）

二　陸曹長等が准陸尉以上の陸上自衛官に、海曹長等が准海尉以上の海上自衛官に、空曹長等が准空尉以上の航空自衛官にそれぞれ昇任した場合

三　訓練招集等に応じている予備自衛官等がその訓練招集等の期間を終了した場合

7　第一項の職員が死亡した場合には、防衛大臣は、第一項から第三項まで及び第五項の規定によりその者に貸与した被服の全部を、その際その者を直接監督する地位にある職員から返還させる等国に回収する措置を執るものとする。

8　特殊の地域において勤務し、又は特殊の勤務に従事する職員に対しては、防衛大臣の定めるところにより、職務の遂行上必要な被服を無料で貸与することができる。

（弁償義務等）

第十七条の二　前条第六項の規定により被服を返還すべき者がその者の故意又は重大な過失により、その返還すべき被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、その者は、その亡失し、又は損傷した被服の代価として品目ごとに防衛大臣の定める額を弁償しなければならない。同条第一項の職員がその者の故意又は重大な過失により、同条第一項から第三項まで又は第五項の規定により貸与された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合においても、また同様とする。

2　俸給支給機関は、前項の規定により亡失し、又は損傷した被服の代価を弁償すべき者に対して俸給その他の給与を支給する際、防衛大臣の定めるところにより、その者の受けるべき俸給その他の給与からその者が弁償すべき金額に相当する金額を控除して、その者に代り弁償金額として国に払い込まなければならない。

3　陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒がそれぞれ陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒以外の者となつた場合（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生がそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等となつた場合を除く。）には、それらの者は、前条第一項から第三項までの規定により支給を受けた被服でその支給を受けた日から起算して別表第十において品目ごとに定める期間内にあるものについて、その被服の代価として防衛大臣の定める額を国に払い込まなければならない。

4　第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項の規定により亡失し、又は損傷した被服の代価を弁償すべき者」とあるのは「第三項の規定により被服の代価を払い込むべき者」と、「弁償すべき金額」とあるのは「払い込むべき金額」と、「弁償金額」とあるのは「払込金額」と読み替えるものとする。

（療養の範囲）

第十七条の三　自衛官、自衛官候補生、訓練招集等に応じている予備自衛官等、学生及び生徒（以下第十七条の八までにおいて「自衛官等」という。）が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかつた場合において国が行う療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは療養費の支給の対象となるべき療養の範囲は、次に掲げるものとする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　処置、手術その他の治療

四　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2　次に掲げる療養は、前項に規定する療養の範囲に含まれないものとする。

一　食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である自衛官（次号及び第十七条の四の四第一項において「特定長期入院自衛官」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二　次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院自衛官に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ　食事の提供である療養

ロ　温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号に掲げる療養（以下「評価療養」という。）、同項第四号に掲げる療養（以下「患者申出療養」という。）及び同項第五号に掲げる療養（以下「選定療養」という。）

3　前二項に規定するもののほか、自衛官等が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかつた場合において、防衛大臣又はその委任を受けた者が健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）又は移送を必要と認めたときは、指定訪問看護又は移送を国が行う訪問看護療養費又は移送費の支給の対象となるべき療養の範囲とする。

（療養の給付）

第十七条の四　自衛官等は、前条第一項の療養の給付を受けようとするときは、次の各号に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一　防衛医科大学校に置かれている病院

二　自衛隊法第二十四条第五項の規定により陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として置かれている病院

三　本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所

四　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十五条第一項第一号に規定する医療機関若しくは薬局又は同項第二号の規定により国家公務員共済組合が契約している医療機関若しくは薬局で、自衛官等に対して療養を行うことについて防衛大臣又はその委任を受けた者が契約しているもの

五　保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関（前各号に掲げる医療機関に該当するものを除く。）又は保険薬局をいう。以下同じ。）

2　前項の規定により同項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額に百分の三十を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第四号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、防衛省令で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

3　保険医療機関又は保険薬局は、前項に規定する一部負担金（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、自衛官等が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた自衛官等からこれを領収し、当該保険医療機関又は保険薬局に払い渡すことができる。

4　自衛官等が第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関（以下「第一号医療機関等」という。）において前条第一項の療養の給付を受けた場合におけるその療養に要した費用については、その全額を国が負担する。自衛官等が同項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局において前条第一項の療養の給付を受けた場合におけるその療養に要した費用については、その療養に要する費用から自衛官等が支払うべき第二項に規定する一部負担金（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に対して

防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関が支払うものとする。

5　前項後段に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額（当該金額の範囲内において防衛大臣又はその委任を受けた者が第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたところにより算定した金額）とする。

6　第二項の規定により一部負担金を支払う場合において、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。

（一部負担金の額の特例）

第十七条の四の二　防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、災害その他の防衛省令で定める特別の事情がある自衛官等であつて、前条第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次に掲げる措置を採ることができる。

一　一部負担金を減額すること。

二　一部負担金の支払を免除すること。

三　当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2　前項の措置を受けた自衛官等は、前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた自衛官等にあつてはその減額された一部負担金を同条第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局に支払うことをもつて足り、前項第二号又は第三号の措置を受けた自衛官等にあつては一部負担金を当該医療機関又は薬局に支払うことを要しない。

3　前条第六項の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

（入院時食事療養費）

第十七条の四の三　自衛官等が第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関から第十七条の三第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2　入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から同項に規定する生活療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3　自衛官等が第一号医療機関等から食事療養を受けた場合において、防衛大臣がその自衛官等の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として自衛官等に支給すべき金額の支払を免除したときは、自衛官等に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4　自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合には、防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その自衛官等が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5　前項の規定による支払があつたときは、自衛官等に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

6　第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした自衛官等に対し、領収証を交付しなければならない。

（入院時生活療養費）

第十七条の四の四　特定長期入院自衛官が第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関から第十七条の三第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2　入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から同項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3　前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

（保険外併用療養費）

第十七条の四の五　自衛官等が第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2　保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養又は生活療養が含まれるときは、当該金額及び第二号又は第三号に掲げる金額の合算額）とする。

一　当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について健康保険法第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第十七条の四第二項に規定する一部負担金の割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第十七条の四の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額

二　当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した金額

三　当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

3　第十七条の四の三第三項から第六項までの規定は、保険外併用療養費の支給について準用する。

4　第十七条の四第六項の規定は、前項において準用する第十七条の四の三第四項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

（療養費）

第十七条の五　防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）をすることが困難であると防衛大臣若しくはその委任を受けた者が認めたとき、又は自衛官等が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から第十七条の三第一項各号に掲げる療養を受けた場合において、防衛大臣若しくはその委任を受けた者がやむを得ないと認めたときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2　防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号の医療機関又は薬局から第十七条の三第一項各号に掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払つた場合において、防衛大臣又はその委任を受けた者が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3　前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に第十七条の四第二項に規定する一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額（その額が現に食事療養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で防衛省令で定める金額）とする。

4　前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第十七条の四第五項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第十七条の四の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第十七条の四の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

（訪問看護療養費）

第十七条の五の二　自衛官等が、防衛省令で定めるところにより、健康保険法第八十八条第一項

に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から、法第二十二条第五項に規定する電子資格確認その他防衛省令で定める方法により、自衛官等であることの確認を受け、指定訪問看護を受けた場合において、防衛大臣又はその委任を受けた者が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2　訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額から、その額に第十七条の四第二項に規定する一部負担金の割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第十七条の四の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額とする。

3　自衛官等が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合には、防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その自衛官等が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

4　前項の規定による支払があつたときは、自衛官等に対し訪問看護療養費を支給したものとみなす。

5　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした自衛官等に対し、領収証を交付しなければならない。

6　第十七条の四第六項の規定は、第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

（移送費）

第十七条の五の三　自衛官等が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、防衛大臣又はその委任を受けた者が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2　移送費の額は、健康保険法第九十七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるところによりされる算定の例により算定した金額とする。

（高額療養費の支給要件及び支給額）

第十七条の六　高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の三第二項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額に、同一の月における自衛官等（第十七条の七第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この項から第十七条の六の五までにおいて同じ。）に係る次に掲げる金額を合算した金額が一部負担金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする。

一　自衛官等又は自衛官、自衛官候補生、学生若しくは生徒の被扶養者（以下「自衛官被扶養者」という。）（国家公務員共済組合法第五十九条第一項又は第二項の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この項において同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下この条及び第十七条の六の四第一項第一号において「病院等」という。）から受けた療養（食事療養、生活療養、当該自衛官等が第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養及び当該自衛官被扶養者が国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項及び第十七条の六の四において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからヘまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

イ　第十七条の四第二項に規定する一部負担金（第十七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額（ロに規定する場合における当該一部負担金の額を除く。）

ロ　当該療養が評価療養、患者申出療養又は選定療養を含む場合における第十七条の四第二項に規定する一部負担金（第十七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額に第十七条の四の五第二項第一号の規定により算定した費用の額から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた金額

ハ　当該療養について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額

ニ　第十七条の五の二第二項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額

ホ　当該療養について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき国家公務員共済組合法の規定により家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額

ヘ　国家公務員共済組合法第五十七条の三第二項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき同法の規定により家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額

二　自衛官等又は自衛官被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた特定給付対象療養（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費（第十七条の六の三において「原爆一般疾病医療費」という。）の支給その他防衛省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養、自衛官等が第五項の規定による防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けた場合における同項に規定する療養及び自衛官被扶養者が国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第九項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養をいう。以下この条及び第十七条の六の四において同じ。）について、当該自衛官等又は自衛官被扶養者がなお負担すべき額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る前号イからヘまでに掲げる金額が二万千円（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

2　自衛官等が特定給付対象療養（当該自衛官等が次項の規定による防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該自衛官等が第五項の規定による防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養に係る前項第一号イからニまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからニまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

3　自衛官等が特定疾病給付対象療養（特定給付対象療養（当該自衛官等が第五項の規定による防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）のうち、治療方法が確立していない疾病その他の疾病であつて、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものの当該療養に必要な費用の負担を軽減するための医療に関する給付として防衛省令で定めるものが行われるべきものをいう。次条第三項において同じ。）を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた自衛官等が防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けたものであり、かつ、当該自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第一項第一号イからニまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからニまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

4　自衛官等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者である場合において、当該自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養（食事療養、生活療養及び特定給付対象療養を除く。）

に係る第一項第一号イからニまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからニまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

5　自衛官等が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第九項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた自衛官等が防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けたものであり、かつ、当該自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る第一項第一号イからニまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからニまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

（高額療養費算定基準額）

第十七条の六の二　前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号から第五号までに掲げる者以外の者　八万百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に同項の規定による高額療養費又は国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第一項から第四項までの規定による高額療養費が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この条及び次条第一項において「高額療養費多数回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円とする。

二　療養のあつた月の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第五十二条に規定する標準報酬の月額をいう。以下この項及び第十七条の六の五第一項において同じ。）が八十三万円以上である自衛官　二十五万二千六百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三　療養のあつた月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満である自衛官　十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四　療養のあつた月の標準報酬の月額が二十八万円未満である自衛官等（次号に掲げる者を除く。）　五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

五　療養のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第十七条の六の五第一項第五号において同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。同号において同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である自衛官等又は当

2　前条第二項の高額療養費算定基準額は、八万百円と、同条第一項第一号イからニまでに掲げる金額に係る同条第二項に規定する特定給付対象療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該特定給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額とする。

3　前条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　第一項第一号に掲げる者　八万百円と、前条第一項第一号イからニまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、当該特定疾病給付対象療養（入院療養（第十七条の三第一項第五号に掲げる療養（当該療養と併せて行う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に限る。）のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（当該特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）を受けた自衛官等がそれぞれ同一の病院又は診療所から受けた入院療養に係るものであつて、前条第三項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この項において「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円とする。

二　第一項第二号に掲げる者　二十五万二千六百円と、前条第一項第一号イからニまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三　第一項第三号に掲げる者　十六万七千四百円と、前条第一項第一号イからニまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四　第一項第四号に掲げる者　五万七千六百円。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

五　第一項第五号に掲げる者　三万五千四百円。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

4　前条第四項の高額療養費算定基準額は、三万五千四百円とする。

5　前条第五項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次号に掲げる者以外の者　一万円

二　第一項第二号及び第三号に掲げる者（前条第五項に規定する療養のうち国が費用を負担すべき療養に係る疾病として防衛省令で定めるものに係る療養を受けた者を除く。）　二万円

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第十七条の六の三　自衛官等が同一の月に一の第一号医療機関等から療養（食事療養、生活療養及び当該自衛官等が第十七条の六第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）を受けた場合において、防衛大臣が保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき第十七条の四の五第三項において準用する第十七条の四の三第三項又は第四項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した金額をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）のうち、その金額から次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額（以下この項において「控除後の額」という。）の限度において、当該控除後の額に相当する金額の支払を免除したときは、その限度において、自衛官等に対し第十七条の六第一項の規定による高額療養費を支給したものとみなす。

一　前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者　八万百円と、当該療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

二　前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者　二十五万二千六百円と、当該療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三　前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者　十六万七千四百円と、当該療養につき防衛省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四　前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者　五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

五　前条第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき防衛省令で定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者　三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

2　自衛官等が同一の月に一の第十七条の四第一項第四号若しくは第五号に掲げる医療機関若しくは薬局又は指定訪問看護事業者（以下この項及び第四項において「第四号医療機関等」という。）から療養を受けた場合において、同条第二項に規定する一部負担金（第十七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）、保険外併用療養費負担額（訪問看護療養費負担額又は訪問看護療養費負担額の支払を免除したときは、自衛官等に対し高額療養費の支給につき第十七条の五の二第三項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の支払が行われなかつたときは、防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、第十七条の六第一項の規定による高額療養費について、当該一部負担金、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から前項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額の限度において、当該第四号医療機関等に支払うものとする。

3　自衛官等が第一号医療機関等から原爆一般疾病医療費の支給その他防衛省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第十七条の六第四項の規定に該当する療養を受けた場合又は同条第五項の規定による防衛大臣若しくはその委任を受けた者の認定を受けた自衛官等が第一号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合において、防衛大臣が保険外併用療養費負担額のうち同条第二項から第五項までの規定による高額療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、自衛官等に対しこれらの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

4　自衛官等が第四号医療機関等から原爆一般疾病医療費の支給その他防衛省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第十七条の六第四項の規定に該当する自衛官等が第四号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第五項の規定による防衛大臣若しくはその委任を受けた者の認定を受けた自衛官等が第四号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合において、第十七条の四第二項に規定する一部負担金（第十七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額の支払が行われなかつたときは、防衛省令で定める防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、当該療養に要した費用のうち第十七条の六第二項から第五項までの規定による高額療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を当該第四号医療機関等に支払うものとする。

5　第二項及び前項の規定による支払をしたときは、その限度において自衛官等に対し高額療養費を支給したものとみなす。

6　健康保険法施行令第四十三条第九項及び第十項の規定は、第十七条の六の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第四十三条第九項中「第四十一条」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の六」と、同条第十項中「被保険者又はその被扶養者」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六第一項に規定する自衛官等又は同項第一号に規定する自衛官被扶養者」と、「法第六十三条第一項第五号」とあるのは「同令第十七条の三第一項第五号」と、「第四十一条」とあるのは「同令第十七条の六」と読み替えるものとする。

7　高額療養費の支給に関する手続について必要な事項は、防衛省令で定める。

（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）

第十七条の六の四　高額介護合算療養費は、次に掲げる金額を合算した金額から国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額（健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額をいう。第三項において同じ。）を加えた金額を超える場合に第一号に規定する基準日自衛官等に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（同号に掲げる金額から国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第二項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額に、当該基準日自衛官等に係る次に掲げる金額を合算した金額が介護合算一部負担金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる金額を合算した金額又は第四号及び第五号に掲げる金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

一　毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間（以下この条及び第十七条の六の六第一項において「計算期間」という。）において、自衛官等（計算期間の末日（次号及び第三項、次条並びに第十七条の六の六第一項において「基準日」という。）において自衛官等

である者に限る。以下この項及び第三項において「基準日自衛官等」という。）又はその自衛官被扶養者がそれぞれ自衛官等又は自衛官被扶養者として受けた療養（第十七条の七の規定による給付に係る療養（以下この条において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる金額の合算額（第十七条の六第一項の規定又は国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第一項から第五項まで若しくは第十一条の三の四の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、これらの支給額を控除した金額とし、第十七条の八の二に規定する給付若しくは支給又は国家公務員共済組合法第五十一条に規定する短期給付として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、これらの給付に相当する金額を控除した金額とする。）

イ　当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第十七条の六第一項第一号イからへまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

ロ　当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき金額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第十七条の六第一項第一号イからへまでに掲げる金額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円（国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

二　基準日自衛官等の自衛官被扶養者（基準日において自衛官被扶養者である者に限る。以下この項及び第三項において「基準日自衛官被扶養者」という。）が計算期間における自衛官等であつた間に自衛官等として受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその自衛官被扶養者であつた者がその間に自衛官被扶養者として受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る前号に規定する合算額

三　基準日自衛官等又は基準日自衛官被扶養者が計算期間における組合員等（国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員（自衛官等を除く。）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、健康保険法の規定による被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。）を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の規定による被保険者の属する世帯の世帯主若しくは同法の規定による国民健康保険組合の組合員（以下この号及び第三項において「国民健康保険の世帯主等」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者をいう。以下この号及び第三項において同じ。）であつた間に組合員等として受けた療養（前二号に規定する療養を除く。）又はその被扶養者等（国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者（自衛官被扶養者を除く。）、健康保険法の規定による被扶養者、船員保険法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険法の規定による被保険者をいう。以下この号及び第三項において同じ。）であつた者がその間に被扶養者等として受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として防衛省令で定めるところにより算定した金額

四　基準日自衛官等又は基準日自衛官被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。）に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる金額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。）

五　基準日自衛官等又は基準日自衛官被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令第二十二条の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。）に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる金額の合算額（同令第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。）

2　前項の規定は、計算期間において自衛官等であつた基準日自衛官被扶養者に対する高額介護合算療養費の支給について準用する。この場合において、同項中「同号に掲げる金額」とあるのは「第二号に掲げる金額」と、「第十一条の三の六の二第二項」とあるのは「第十一条の三の六の二第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

3　計算期間において自衛官等であつた者（基準日において組合員等である者（基準日において国民健康保険の世帯主等であつて自衛官等又は自衛官被扶養者である者を除く。以下この項において同じ。）又は被扶養者等である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該組合員等である者を基準日自衛官等と、当該被扶養者等である者を基準日自衛官被扶養者とそれぞれみなして防衛省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額（以下この項において「通算対象負担額」という。）を合算した金額から国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項の規定による七十歳以上介護合算支給総額を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（当該自衛官等であつた者が計算期間における自衛官等であつた間に自衛官等として受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその自衛官被扶養者であつた者がその間に自衛官被扶養者として受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額から同条第六項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額に、当該自衛官等であつた者に係る通算対象負担額が介護合算一部負担金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする。ただし、第一項第一号から第三号までに係る通算対象負担額を合算した金額又は同項第四号及び第五号に係る通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

（介護合算算定基準額）

第十七条の六の五　前条第一項の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号から第五号までに掲げる者以外の者　六十七万円

二　基準日の属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上の自衛官　二百十二万円

三　基準日の属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の自衛官　百四十一万円

四　基準日の属する月の標準報酬の月額が二十八万円未満の自衛官等（次号に掲げる者を除く。）　六十万円

五　市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）である自衛官等（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）　三十四万円

2　前項の規定は、前条第二項において準用する同条第一項の介護合算算定基準額について準用する。この場合において、前項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「基準日において同条第二項に規定する基準日自衛官被扶養者を扶養する次の各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

3　前条第三項の介護合算算定基準額については、第一項の規定に準じて防衛省令で定める。

（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）

第十七条の六の六　自衛官、自衛官候補生、学生若しくは生徒が退職し又は訓練招集等に応じている予備自衛官等が訓練招集等の期間を終了し、かつ、計算期間の途中において死亡した場

合その他防衛省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、死亡した日の前日（防衛省令で定める場合にあつては、防衛省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。

2　高額介護合算療養費の支給に関する手続に関して必要な事項は、防衛省令で定める。

（自衛官等が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第十七条の七　自衛官、自衛官候補生、学生若しくは生徒が退職し又は訓練招集等に応じている予備自衛官等が訓練招集等の期間を終了し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合において、その者が退職し又は訓練招集等の期間を終了した際に療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。）、特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十六項に規定する施設サービスに係るものに限る。）、介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）の支給を受けているときは、当該疾病又は負傷及びこれらにより生じた疾病について継続して療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を行うものとする。

2　前項の規定による給付又は支給は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一　当該疾病又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項に規定する移送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき。

二　その者が、国家公務員共済組合法の規定による組合員、私立学校教職員共済法の規定による加入者、地方公務員等共済組合法の規定による組合員、健康保険法の規定による被保険者（前項の日雇特例被保険者を除く。）若しくは船員保険法の規定による被保険者若しくはこれらの被扶養者、国民健康保険法の規定による被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律第五十条の規定による被保険者若しくは同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないものとなつたとき。

三　その者が、退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日から起算して六月を経過したとき。

3　第一項の規定による給付は、当該疾病又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第百四十五条第六項において準用する同法第百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給を受けることができる間は、行わない。

（療養の給付等の制限等）

第十七条の八　自衛官等又は自衛官等であつた者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、疾病若しくは負傷又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせたときは、それらの者には、当該疾病又は負傷に係る療養の給付又は入院時食事療養費、療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給（以下第十七条の九までにおいて「療養の給付等」という。）は、行わない。

2　防衛大臣又はその委任を受けた者は、自衛官等又は自衛官等であつた者が、正当な理由がなくて療養に関する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失により、疾病若しくは負傷若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその疾病の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

3　防衛大臣又はその委任を受けた者は、療養の給付等に関し必要があると認めたときは、その療養の給付等に係る者につき診断を行うことができる。この場合において、防衛大臣又はその委任を受けた者は、その療養の給付等に係る者が正当な理由がなくてその診断を拒否したときは、その者に係る療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

4　自衛官等又は自衛官等であつた者が、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付等は、行わない。

5　療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給は、同一の疾病又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付又は支給に相当する給付が行われるときは、行わない。

（療養の給付等に準ずる給付又は支給）

第十七条の八の二　法第二十二条第一項に規定する療養の給付等に準ずる給付又は支給については、国家公務員共済組合法第五十一条の規定による短期給付の支給の実情を参酌して防衛省令で定めるところによる。

（法第二十二条第五項に規定する政令で定める医療機関又は薬局等）

第十七条の八の三　法第二十二条第五項に規定する政令で定める医療機関又は薬局は、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第十七条の四第一項第四号に掲げる医療機関若しくは薬局とする。

2　前項に規定する医療機関又は薬局に係る第十七条の四第一項、第十七条の四の三第一項、第十七条の四の四第一項及び第十七条の四の五第一項の規定の適用については、第十七条の四第一項中「次の各号に掲げる医療機関又は薬局から」とあるのは「防衛省令で定めるところにより、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第四号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「特定医療機関等」という。）から、法第二十二条第五項に規定する電子資格確認その他防衛省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、自衛官等であることの確認を受け、その給付を」と、第十七条の四の三第一項中「第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関から」とあるのは「、防衛省令で定めるところにより、特定医療機関等（薬局を除く。）から、電子資格確認等により、自衛官等であることの確認を受け、」と、第十七条の四の四第一項中「第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関から」とあるのは「、防衛省令で定めるところにより、特定医療機関等（薬局を除く。）から、電子資格確認等により、自衛官であることの確認を受け、」と、第十七条の四の五第一項中「第十七条の四第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から」とあるのは「、防衛省令で定めるところにより、特定医療機関等から、電子資格確認等により、自衛官等であることの確認を受け、」とする。

（休職者に対する療養の給付等）

第十七条の九　国は、休職中の自衛官又は休学中の学生若しくは生徒に対しても、防衛省令で定める場合を除き、第十七条の三から前条までの規定の例により、療養の給付等又はこれらに準ずる給付若しくは支給を行うものとする。

（省令への委任）

第十七条の九の二　第十七条の三から前条までに定めるもののほか、法第二十二条の規定の適用に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

（休職者の給与）

第十七条の十　職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その休職の期間中、その者の俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、営外手当及び期末手当にそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

一　水難、火災その他の災害又は自衛隊法第六章に規定する行動に際して所在不明となつたため休職にされた場合で、その所在不明が公

務又は通勤に起因するものと認められる場合にあつては、百分の百以内

二　法第二十三条第一項から第四項まで及び前号に規定する事由以外の事由により休職にされた場合にあつては、百分の七十以内

2　国際連合派遣自衛官、派遣職員及び交流派遣職員に関する前項の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先企業の業務を公務とみなす。

3　第一項第一号に掲げる場合において、所在不明となつた職員が船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員であり、かつ、その者について行方不明補償が行われているときは、その補償が行われている期間中、同項に定める給与（期末手当を除く。）は、支給しない。

（自衛官候補生手当の支給）

第十七条の十の二　自衛官候補生手当は、自衛官候補生が採用された日から自衛官候補生としての任用期間を満了し、若しくは離職した日（自衛官候補生が任用期間を満了した日に自衛官となつた場合にあつては、その満了した日の前日）又は死亡した月まで支給する。ただし、停職処分を受け、又は正当な理由がなくて勤務しなかつた自衛官候補生に対しては、その停職処分を受け、又は勤務しなかつた期間に係る自衛官候補生手当は、支給しない。

2　自衛官候補生手当の計算期間は、月の初日から末日までとし、毎月十八日にその日の属する月の自衛官候補生手当を支給する。

3　前二項に定めるもののほか、自衛官候補生手当の支給日その他の支給に関する事項については、第八条の規定を準用する。

（予備自衛官手当の支給）

第十七条の十一　予備自衛官手当は、毎年二月、五月、八月及び十一月の各月において防衛大臣の定める日に、それぞれそれらの月の前前月までに支給事由の発生している額を支給する。ただし、予備自衛官が予備自衛官以外の者となり、又は死亡した場合には、その者について支給事由の発生している額の全額をその際支給する。

2　前項本文の規定により予備自衛官手当を支給する日が予備自衛官の訓練招集の期間と近接している場合には、その日に支給すべき額を、同項本文の規定にかかわらず、その者がその訓練招集に応じた際第十七条の十四第二項の規定により支給する訓練招集手当と併せて支給することができる。

3　月の初日から末日までの間において予備自衛官が引き続き自衛官となつた場合又は自衛官が引き続き予備自衛官となつた場合において支給すべき予備自衛官手当の額は、その月の日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

4　前三項に規定するもののほか、予備自衛官手当の支給に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（予備自衛官手当の不支給等）

第十七条の十二　法第二十四条の三第四項第二号に規定する政令で定める特別の事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一　防衛招集、国民保護等招集又は災害招集（以下この条において「防衛招集等」という。）に応じても、自衛官としての勤務に堪えないと防衛大臣又はその委任を受けた者が認める心身の故障が生じたこと。

二　防衛招集等に応じたならば配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により扶養すべき親族を扶養することができないと防衛大臣又はその委任を受けた者が認めるやむを得ない事情が生じたこと。

2　予備自衛官が法第二十四条の三第四項各号のいずれかに掲げる場合に該当したときは、前条の規定により既に支給した分の翌月分以降の予備自衛官手当を支給しない。ただし、予備自衛官が法第二十四条の三第四項第三号に掲げる場合に該当しても、その後の訓練招集に応じた場合（当該後の訓練招集に応じなかつた場合でも、その応じなかつたことが正当の事由による場合を含む。）又は防衛招集等に応じた場合には、前条の規定により既に支給した分の翌月分からその訓練招集に応じた日（正当の事由により当該後の訓練招集に応じなかつた場合については、その応じなかつたことが正当の事由によることが判明した日）又は防衛招集等に応じた日の属する月の前月分までに限り、予備自衛官手当を支給しない。

（即応予備自衛官手当の支給等）

第十七条の十三　前二条の規定は、即応予備自衛官手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「予備自衛官」とあるのは「即応予備自衛官」と、前条第一項中「法第二十四条の三第四項第二号」とあるのは「法第二十四条の三第四項第三号」と、同項第一号中「又は災害招集」とあるのは「、治安招集又は災害等招集」と、同条第二項中「法第二十四条の三第四項各号」とあるのは「法第二十四条の三第四項第三号」と、「法第二十四条の三第四項第三号」とあるのは「法第二十四条の四第三項において準用する法第二十四条の三第四項第三号」と読み替えるものとする。

（訓練招集手当の日額等）

第十七条の十四　訓練招集手当の日額は、予備自衛官にあつては八千三百円を超えない範囲で防衛大臣が定める額とし、即応予備自衛官にあつては一万四千二百円を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とする。

2　訓練招集手当は、前項に規定する額に予備自衛官又は即応予備自衛官が訓練招集に応じた日数を乗じて得た額を訓練招集に応じた期間の末日（訓練招集に応じた日が一日であるときは、その日）に支給する。ただし、予備自衛官又は即応予備自衛官が訓練招集手当の支給を自己の預金又は貯金への振込みの方法によることを希望する旨を申し出た場合には、防衛大臣の定める日に支給する。

3　前二項に規定するもののほか、訓練招集手当の支給に関して必要な事項は、防衛大臣が定める。

（教育訓練招集手当の日額等）

第十七条の十五　教育訓練招集手当の日額は、八千八百円とする。

2　前条第二項及び第三項の規定は、教育訓練招集手当の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「予備自衛官補」とあるのは「予備自衛官又は即応予備自衛官」とあるのは「教育訓練招集に」と読み替えるものとする。

（学生手当の支給）

第十八条　学生手当は、学生が防衛大学校又は防衛医科大学校に入校を命ぜられた日から卒業し、退学し、失職し、若しくは退校を命ぜられた日（学生が卒業した日に自衛官となつた場合にあつては、卒業した日の前日）又は死亡した月まで支給する。ただし、停学処分を受け、又は正当な理由がなくて就学しなかつた学生に対しては、その停学処分を受け、又は就学しなかつた期間に係る学生手当は、支給しない。

2　学生手当の計算期間は、月の初日から末日までとし、毎月十八日にその日の属する月の学生手当を支給する。

3　第八条第一項ただし書の規定は、学生手当を支給する日について準用する。

4　防衛大学校又は防衛医科大学校の長は、長期にわたる部隊演習その他前二項の規定により学生手当を支給する日（以下この項及び次項において「支給日」という。）に学生手当を支給することができない場合には、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、支給日を繰り上げることができる。この場合において、支給すべき額は、その繰り上げた支給日の属する月に係る額を超えることができない。

5　学生が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれその際学生手当を支給する。

一　支給日前において、退学し、失職し、死亡し、又は退校を命ぜられた場合

二　支給日後において、入校を命ぜられた場合

三　支給日前において、その日の属する月以降にわたつて休学を命ぜられ、又は停学処分を受けた場合

四　支給日前から引き続き休学を命ぜられ、停学処分を受け、又は正当な理由がなくて就学しなかつた学生がその支給日後において、復学を命ぜられ、停学の期間が満了し、又は就学した場合

6　月の初日から末日までの間において学生手当の支給額に変更があつた場合又は学生が入校を命ぜられ、卒業し、退学し、失職し、若しくは退校を命ぜられた場合において支給すべき学生手当の額は、その月の日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

（生徒手当の支給）

第十八条の二　生徒手当は、生徒が陸上自衛隊高等工科学校に入校を命ぜられた日から卒業し、退学し、失職し、若しくは退校を命ぜられた日（生徒が卒業した日に陸上自衛官となつた場合にあつては、卒業した日の前日）又は死亡した月まで支給する。ただし、停学処分を受け、又は正当な理由がなくて就学しなかつた生徒に対しては、その停学処分を受け、又は就学しなかつた期間に係る生徒手当は、支給しない。

2　前条第二項から第六項までの規定は、生徒手当の支給について準用する。この場合において、同条第四項中「防衛大学校又は防衛医科大学校の長」とあるのは、「陸上自衛隊高等工科学校の校長」と読み替えるものとする。

（休学者の給与）

第十九条　学生又は生徒が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、長期の休養を要するため休学を命ぜられたときは、その休学の期間中、これに給与の全額を支給する。

2　前項に規定する場合を除き、学生又は生徒が心身の故障により長期の休養を要するため休学を命ぜられたときは、その休学の期間中、学生にあつては学生手当及び期末手当の百分の八十を、生徒にあつては生徒手当及び期末手当の百分の八十を支給することができる。

3　学生又は生徒が刑事事件に関し起訴され休学を命ぜられたときは、その休学の期間中、学生にあつては学生手当の百分の六十以内を、生徒にあつては生徒手当の百分の六十以内を支給することができる。

（自衛官任用一時金の額等）

第十九条の二　自衛官任用一時金の額は、二十二万千円とする。

2　自衛官任用一時金は、自衛官候補生から引き続いて自衛官となつた日の属する月又はその翌月に支給する。

（自衛官任用一時金の償還金の金額等）

第十九条の三　自衛官任用一時金の支給を受けた自衛官が自衛隊法第三十六条第一項に規定する期間の満了前に離職した場合における法第二十六条の二第三項に規定する政令で定める金額は、その者が受けた自衛官任用一時金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た金額とする。この場合において、勤続期間の月数が一年三月以上となる自衛官の償還金の金額は、零とする。

一　勤続期間が三月未満である場合　百分の百

二　勤続期間が三月以上七月未満である場合　百分の七十五

三　勤続期間が七月以上十一月未満である場合　百分の五十

四　勤続期間が十一月以上一年三月未満である場合　百分の二十五

2　前項に規定する勤続期間は、自衛官となつた日の属する月から自衛官でなくなつた日の属する月までの月数により計算するものとし、当該自衛官が休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）若しくは停職にされた期間又は国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条の規定により育児休業をした期間があるときは、当該期間の属する月数を控除するものとする。

（委任規定）

第十九条の四　前二条に規定するもののほか、自衛官任用一時金の支給方法及び償還方法に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（若年定年退職者給付金を支給する者の範囲）

第二十条　法第二十七条の二に規定する自衛官（自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。）としての引き続いた在職期間が二十年以上である者に準ずる者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　自衛官がその者の事情によらないで、又は任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて、引き続き自衛官以外の者となり、更に引き続いて再び自衛官となり退職した場合において、当該自衛官以外の者となつていた期間を自衛官としての在職期間とみなして計算した自衛官（自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十四条において同じ。）としての引き続いた在職期間が二十年以上となる者

二　法第二十七条の二第二号に該当する者が退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日まで自衛官として引き続いて在職していたものと仮定した場合において、自衛官としての引き続いた在職期間が二十年以上となる者

2　法第二十七条の二第二号ハに規定する政令で定める者は、任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職を職員の配置等の事務の都合により退職した者とする。

（若年定年退職者給付金の額の算定の基礎となる俸給月額等）

第二十一条　法第二十七条の三第二項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる若年定年退職者（法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。以下同じ。）とし、同項に規定する政令で定める俸給月額は、それぞれ当該各号に定める俸給月額とする。

一　退職の日において休職、停職、減給その他の理由により俸給の一部又は全部を支給されなかつた若年定年退職者　これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき俸給月額

二　退職の日において昇任をした若年定年退職者　当該昇任前の俸給月額

（若年定年退職者給付金の額の算定に係る率）

第二十二条　法第二十七条の三第二項に規定する政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる同項に規定する算定基礎期間（以下「算定基礎期間」という。）の年数に応じて、同条第一項に規定する第一回目の給付金（以下「第一回目の給付金」という。）にあつては同表の中欄に掲げる率とし、同項に規定する第二回目の給付金（以下「第二回目の給付金」という。）にあつては同表の下欄に掲げる率とする。

三年以下	一・〇〇〇〇〇〇	一・〇〇〇〇〇〇
四年	〇・九九五一九二	〇・九八六五三八
五年	〇・九八八四六二	〇・九六八一〇七
六年	〇・九八三九七四	〇・九四七五二一
七年	〇・九八〇七六九	〇・九二五九七九

（勤務延長者に係る若年定年退職者給付金の調整）

第二十三条　法第二十七条の三第三項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる勤務延長月数（退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日の翌日の属する月の翌月からその者の退職した日の属する月までの月数をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該若年定年退職者の退職した日が自衛官以外の職員の定年（法第二十七条の二第一号に規定する自衛官以外の職員の定年をいう。第二十四条の三第一号において同じ。）に達する日の翌日以後である場合にあつては、その者に係る算定基礎期間の年数を基礎として法第二十七条の三第二項の規定により計算した第一回目の給付金又は第二回目の給付金の額に相当する額（以下この条において「調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額」という。）とする。

一　十二月以下　調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額から、当該若年定年退職者に係る算定基礎期間の年数から一年を減じた年数を算定基礎期間として法第二十七条の三第二項の規定により計算した第一回目の給付金又は第二回目の給付金相当額（当該若年定年退職者をそれぞれ減じた額（当該若年定年退職者に係る算定基礎期間の年数が三年である場合にあつては、二年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額）に、勤務延長月数から二十四月を減じた月数を十二で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額

（給与年額相当額）

第二十四条　法第二十七条の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、若年定年退職者が退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）まで自衛官として

は、調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額）に、勤務延長月数を十二で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額

二　十三月以上二十四月以下　次に掲げる第一回目の給付金又は第二回目の給付金に係る額をそれぞれ合算した額

イ　調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額から一年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額をそれぞれ減じた額

ロ　一年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額から、当該若年定年退職者に係る算定基礎期間の年数から二年を減じた年数を算定基礎期間として法第二十七条の三第二項の規定により計算した第一回目の給付金又は第二回目の給付金の額に相当する額（次号において「二年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額」という。）をそれぞれ減じた額（当該若年定年退職者に係る算定基礎期間の年数が二年である場合にあつては、一年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額）に、勤務延長月数から十二月を減じた月数を十二で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額

三　二十五月以上三十六月以下　次に掲げる第一回目の給付金又は第二回目の給付金に係る額をそれぞれ合算した額

イ　調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額から二年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額をそれぞれ減じた額

ロ　二年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額から、当該若年定年退職者に係る算定基礎期間の年数から三年を減じた年数を算定基礎期間として法第二十七条の三第二項の規定により計算した第一回目の給付金又は第二回目の給付金の額に相当する額をそれぞれ減じた額（当該若年定年退職者に係る算定基礎期間の年数が三年である場合にあつては、二年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額）に、勤務延長月数から二十四月を減じた月数を十二で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額

在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき次に掲げる額を合算した額とする。

一　その者が退職の日において受けていた俸給月額（第二十一条第二号に掲げる者にあつては、当該昇任前の俸給月額）について、その者が退職の日の翌日以後退職の翌年の末日までの期間において良好な成績で勤務していたものとして法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項及び第八項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用したと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき俸給月額の合計額

二　その者が退職の日において扶養していた扶養親族（一般職給与法第十一条第二項に規定する扶養親族をいう。）のうち、満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより扶養親族たる要件を欠くに至つた子、孫又は弟妹については当該三月三十一日まで、死亡した者については当該死亡した月まで、その他の扶養親族については退職の翌年までそれぞれ扶養親族であつたと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき当該扶養親族に係る扶養手当の月額（その者が退職の日に昇任した場合にあつては、当該昇任がないものと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき当該扶養親族に係る扶養手当の月額）の合計額

三　退職の日の前日において陸曹長等、海曹長等又は空曹長等であつた若年定年退職者にあつては、退職の翌年においても陸曹長等、海曹長等又は空曹長等であつて、かつ、法第十八条第一項に規定する場合に該当したと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき営外手当の月額の合計額

四　退職の翌年の一般職給与法第十九条の四第一項に規定する基準日においてそれぞれ前三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給、扶養手当及び営外手当の月額を合計した額（その者が退職の日の前日において第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び前号の規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額の合計額に同条第二項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額）を計算の基礎として、一般職給与法第十九条の四第二項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合が百分の百であると仮定し、かつ、退職の日の前日における階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の階級である者（法第六条第二項に規定する自衛官を除く。）にあつては、法第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員に該当しないものと仮定した場合において、その者が退職の翌年に受けるべき期末手当の額の合計額

五　退職の翌年の六月一日及び十二月一日においてそれぞれ第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額の合計額（その者が退職の日の前日において第十二条の七において準用する第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額の合計額に第十二条の七において準用する第十二条の六第二項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額）に六月一日に係るものにあつては百分の百（その者が退職の日の前日において法第六条第二項に規定する自衛官に該当するときは、百分の百二・五）を、十二月一日に係るものにあつては百分の百五（その者が退職の日の前日において同項に規定する自衛官に該当するときは、百分の百七・五）をそれぞれ乗じて勤勉手当に相当するものとして得た額の合計額

（退職の翌年における所得金額の計算の特例）

第二十四条の二　法第二十七条の四第四項ただし書に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる若年定年退職者（その者に係る法第二十七条の七第一項に規定する平均所得算定基礎年数が二年未満である者を除く。）とし、法第二十七条の四第四項ただし書に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、これらの者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した金額とする。

一　退職の翌年の途中（十二月二日以後の日を除く。以下この条において同じ。）から事業所得（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第一項に規定する事業所得をいう。以下この条において同じ。）を生ずべき業務を開始し、退職の翌々年（若年定年退職者の退職した日の属する年の翌々年をいう。以下この条において同じ。）以降も引き続きその業務を行うものと認められる若年定年退職者（次号及び第五号に該当する者を除く。）　退職の翌年における当該業務に係る事業所得の金額をその業務を開始した日の属する月からその者の退職の翌年の十二月までの月数で除して得た額に十二を乗じて得た金額をその者に係る法第二十七条の四第四項に規定する合計額とみなして同項本文の規定を適用して得られる金額

二　退職の翌年の途中から事業所得を生ずべき業務を開始し、退職の翌々年以降も引き続きその業務を行うものと認められ、かつ、退職の翌年の一月一日以前から雇用され、退職の翌々年以降も引き続き当該雇用関係が継続するものと認められる若年定年退職者　次に掲げる金額の合計額をその者に係る法第二十七条の四第四項に規定する合計額とみなして同項本文の規定を適用して得られる金額

イ　退職の翌年における当該業務に係る事業所得の金額をその業務を開始した日の属する月からその者の退職の翌年の十二月までの月数で除して得た額に十二を乗じて得た金額

ロ　退職の翌年における当該雇用に係る給与所得（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得をいう。以下この条において同じ。）の金額

三　退職の翌年の途中から雇用され、退職の翌々年以降も引き続き当該雇用関係が継続するものと認められる若年定年退職者（次号及び第五号に該当する者を除く。）　退職の翌年における当該雇用に係る所得税法第二十八条第二項に規定する給与等の収入金額（以下この条において「給与等の収入金額」という。）から給与等のうち臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものの金額（以下この条において「臨時に受ける給与等の金額」という。）を減じた額をその者が雇用された日の属する月からその者の退職の翌年の十二月までの月数で除して得た額に十二を乗じて得た金額をその者の退職の翌年における給与等の収入金額と仮定した場合における給与所得の金額をその者に係る法第二十七条の四第四項に規定する合計額とみなして同項本文の規定を適用して得られる金額

四　退職の翌年の途中から雇用され、退職の翌々年以降も引き続き当該雇用関係が継続するものと認められ、かつ、退職の翌年の一月一日以前から事業所得を生ずべき業務を開始し、退職の翌々年以降も引き続きその業務を行うものと認められる若年定年退職者　次に掲げる金額の合計額をその者に係る法第二十七条の四第四項に規定する合計額とみなして同項本文の規定を適用して得られる金額

イ　退職の翌年における当該業務に係る事業所得の金額

ロ　退職の翌年における当該雇用に係る給与等の収入金額から臨時に受ける給与等の金額を減じた額をその者が雇用された日の属する月からその者の退職の翌年の十二月までの月数で除して得た額に十二を乗じて得た金額に臨時に受ける給与等の金額を加えた額をその者の退職の翌年における給与等の収入金額と仮定した場合における給与所得の金額

五　退職の翌年の途中から事業所得を生ずべき業務を開始し、退職の翌々年以降も引き続きその業務を行うものと認められ、かつ、退職の翌年の途中から雇用され、退職の翌々年以降も引き続き当該雇用関係が継続するものと認められる若年定年退職者　次に掲げる金額の合計額をその者に係る法第二十七条の四第四項に規定する合計額とみなして同項本文の規定を適用して得られる金額

イ　退職の翌年における当該業務に係る事業所得の金額をその業務を開始した日の属する月からその者の退職の翌年の十二月までの月数で除して得た額に十二を乗じて得た金額

ロ　退職の翌年における当該雇用に係る給与等の収入金額から臨時に受ける給与等の金額を減じた額をその者が雇用された日の属する月からその者の退職の翌年の十二月までの月数で除して得た額に十二を乗じて得た金額に臨時に受ける給与等の金額を加えた額をその者の退職の翌年における給与等の収入金額と仮定した場合における給与所得の金額

六　退職の翌年の一月一日以前から事業所得を生ずべき業務を開始し、退職の翌々年以降も

引き続きその業務を行うものと認められ、かつ、退職の翌年の十二月三十一日において雇用されていない若年定年退職者（退職の翌年において全く雇用されなかった者を除く。）退職の翌年における当該業務に係る事業所得の金額をその者に係る法第二十七条の四第四項に規定する合計額とみなして同項本文の規定を適用して得られる金額

七　退職の翌年の一月一日以前から雇用され、退職の翌々年以降も引き続き当該雇用関係が継続するものと認められ、かつ、退職の翌年の十二月三十一日において事業所得を生ずべき業務を行っていない若年定年退職者（退職の翌年において事業所得を生ずべき業務を全く行わなかった者を除く。）退職の翌年における当該雇用に係る給与所得の金額をその者に係る法第二十七条の四第四項に規定する合計額とみなして同項本文の規定を適用して得られる金額

八　退職後の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられ、退職の翌年において当該刑の執行を受けた若年定年退職者で前各号に該当しないもの（退職の翌年の全期間において当該刑の執行を受けた者を除く。）次に掲げる金額の合計額をその者に係る法第二十七条の四第四項に規定する合計額とみなして同項本文の規定を適用して得られる金額

イ　退職の翌年におけるその者の事業所得の金額を十二月から退職の翌年における当該刑の執行を受けていた期間の月数（一月未満の端数がある場合にはこれを一月とする。以下この条及び次条において同じ。）を減じた月数で除して得た額に十二を乗じて得た金額

ロ　退職の翌年におけるその者の給与等の収入金額から臨時に受ける給与等の金額を減じた額を十二月から退職の翌年における当該刑の執行を受けていた期間の月数を減じた月数で除して得た額に十二を乗じて得た金額に臨時に受ける給与等の金額を加えた額をその者の退職の翌年における給与等の収入金額と仮定した場合における給与所得の金額

（刑に処せられた場合の所得金額の計算）

第二十四条の三　法第二十七条の七第一項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、退職後の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた若年定年退職者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　その者に係る平均所得算定基礎期間（退職の翌年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの期間をいう。次号において同じ。）において当該刑の執行を受けなかった若年定年退職者又はその期間の全期間において当該刑の執行を受けた若年定年退職者　その期間の各年における所得金額の合計額

二　その者に係る平均所得算定基礎期間の一部の期間において当該刑の執行を受けた若年定年退職者　その者に係る平均所得算定基礎期間の各年における所得金額の合計額に、当該合計額をその者に係る平均所得算定基礎期間の月数から当該刑の執行を受けていた期間の月数を減じた月数で除して得た額に当該刑の執行を受けていた期間の月数を乗じて得た額を加えた額

（若年定年退職者給付金の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる場合に勘案する事情）

第二十四条の四　法第二十七条の十三第六項に規定する政令で定める事情は、当該若年定年退職者給付金の受給者の相続財産の額、当該相続財産のうち同条第一項から第五項までの規定による処分を受けるべき者が相続（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む。）により取得し、又は取得することが見込まれる財産の額、当該若年定年退職者給付金の受給者の相続人（包括受遺者を含む。）の生計の状況及び当該若年定年退職者給付金に係る租税の額とする。

（退職の日に昇任した者の定年）

第二十四条の五　退職の日に昇任したためその定年に変更があった自衛官に対する法第二十七条の二第二号及び第二十七条の三第二項の規定の適用については、その者の定年は、その昇任前の階級について定められている年齢とする。

（委任規定）

第二十四条の六　第二十条から前条までに定めるものほか、若年定年退職者給付金の支給及び返納に関する手続その他の若年定年退職者給付金の支給及び返納に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

（昇任の場合等における退職手当の特例）

第二十五条　法第二十八条第十一項の政令で定める場合は、自衛隊法第三十六条第五項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるもの（以下この条において「防衛大臣の定める陸曹候補者等」という。）となった場合とする。

2　法第二十八条第十一項の政令で定める期間は、その者が同条第一項に規定する任用期間の定めのある隊員（以下この条において「任用期間の定めのある隊員」という。）として引き続いて勤務したと仮定した場合においてその任用期間の満了する日（以下この条において「仮定任期満了日」という。）までとする。

3　法第二十八条第九項に規定する未受給隊員以外の任用期間の定めのある隊員が、その任用期間の満了する日までに三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は防衛大臣の定める陸曹候補者等となったこと（以下この条において「昇任等」という。）により任用期間の定めのある隊員以外の隊員（以下この条において「任用期間の定めのない隊員」という。）となり、その後次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至った場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給月額（准陸尉、准海尉又は准空尉以上の自衛官に昇任した者にあっては、その者が陸曹長等、海曹長等又は空曹長等として受けていた最終の号俸と同一の当該階級における号俸によるその者の退職又は死亡当時の額）の三十分の一に相当する額にその者の任用期間の定めのある隊員としての勤続期間一月につき、同条第一項第一号及び第二号に掲げる者にあっては四日、同項第三号に掲げる者にあっては八日、同項第四号に掲げる者にあっては六日、同項第五号に掲げる者にあっては三日の割合で計算した日数とその者の任用期間の定めのない隊員としての勤続期間一月につき、同項第一号及び第二号に掲げる者にあっては二日、同項第三号に掲げる者にあっては四日、同項第四号に掲げる者にあっては三日、同項第五号に掲げる者にあっては一・五日の割合で計算した日数との合計日数を乗じて得た額を支給する。ただし、当該退職手当の額が国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その計算して得た額をもって退職手当の額とする。

一　仮定任期満了日に退職し、又は死亡した場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。）

二　仮定任期満了日までに公務上死亡した場合

三　仮定任期満了日までに公務上の傷病によりその職に堪えないで退職した場合

4　前項の場合において、法第二十八条第二項に規定する休職等の日（以下「休職等の日」という。）が任用期間の定めのある隊員又は任用期間の定めのない隊員としての勤続期間にあったときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、前項本文の規定にかかわらず、同規定により計算した日数から、その者のそれぞれの隊員としての勤続期間につき同規定により計算した日数に当該勤続期間における休職等の日の二分の一（法第二十八条第二項第三号に掲げる育児休業による休職等の日のうち当該育児休業に係る子が一歳に達した日までの間にあっては、三分の一）に相当する日数を当該勤続期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数を合算した日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を減じた日数とする。

5　前二項の規定の適用を受ける隊員のうち、仮定任期満了日に退職し、又は死亡した隊員であって同日に三等陸曹、三等海曹又は三等空曹に昇任したもののこれらの規定による退職手当の額が、当該昇任がないものとして法第二十八条第一項及び第二項の規定を適用したと仮定した場合にこれらの規定により計算して得た額に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、その計算して得た額をもって退職手当の額とする。

6　法第二十八条第九項に規定する未受給隊員が、その任用期間の満了する日までに昇任等により任用期間の定めのない隊員となり、その後次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至った場合には、退職手当として、当該各号に定める額を支給する。第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

一　第三項各号のいずれかに該当するに至った場合　前三項の規定の例により計算して得た額と昇任等の日の前日においてその者が属していた階級におけるその者が受けていた号俸と同一の当該階級における号俸によるその者の退職又は死亡当時の額の三十分の一に相当する額に法第二十八条第九項第一号に規定する未受給期間（以下この項において「未受給期間」という。）につき同条第一項各号に定める日数（休職等の日が未受給期間にある場合にあっては同条第二項の規定を適用して得られる日数とし、未受給期間である任用期間

が二以上ある場合にあつてはそれぞれの任用期間に係る日数を合算した日数）を乗じて得た額（次号において「未受給期間に係る額」という。）との合計額

二　仮定任期満了日の前日までに退職し、又は死亡した場合（前号に該当する場合を除く。）　未受給期間に係る額と国家公務員退職手当法第七条の勤続期間から未受給期間を除算した期間につき同法の規定の例により計算して得た額との合計額

7　派遣職員及び交流派遣職員に関する第三項、第四項及び前項の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関又は派遣先企業の業務を公務とみなす。

8　法第二十八条第十二項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項の政令で定める日は、当該各号に定める日とする。

一　防衛大臣の定める陸曹候補者等となつた場合　当該陸曹候補者等となつた日

二　事務官等となつた場合　当該事務官等となつた日

9　法第二十八条第十二項の政令で定めるところにより計算して得た額は、三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任をした日又は前項各号に定める日の前日においてその者が属していた階級におけるその者が受けていた号俸と同一の当該階級における号俸によるその者の退職又は死亡当時の額に三十分の一を乗じて得た額とする。

10　法第二十八条及びこの条の規定による退職手当の計算の基礎となる勤続期間及び自衛隊法第三十六条第八項の規定により任用期間を延長された期間の計算は、任用期間の定めのある隊員又は任用期間の定めのある隊員であつた者にあつてはその任用期間の定めのある隊員として任用された日の属する月から、同項の規定により任用期間を延長された者にあつてはその任用期間を延長された日の属する月から、それぞれこれらの者が退職し、又は死亡した日の属する月までの月数による。この場合において、昇任等の日の属する月は、任用期間の定めのある隊員であつた月として計算するものとする。

11　前項の場合において、同項に規定する者がそれぞれ月の初日以外の日において自衛隊法第三十六条第七項の規定により引き続いて任用され、又は同条第八項の規定により任用期間を延長された者であるときは、それぞれその引き続いて任用され、又は任用期間を延長された日の属している月の翌月からその者の勤続期間又は任用期間を延長された期間を計算するものとする。ただし、これらの者がこれらの日の属する月において退職し、又は死亡した場合におけるそれらの者の勤続期間又は任用期間を延長された期間は、一月とする。

12　法第二十八条第三項第二号又はこの条の第三項第三号に規定する傷病は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。

（学生又は生徒としての在職期間に係る退職手当の特例に係る傷病）

第二十五条の二　前条第十二項の規定は、法第二十八条の二第四項第一号に規定する傷病について準用する。

（防衛大臣の諮問する審議会等）

第二十五条の三　法第三十条に規定する審議会等で政令で定めるものは、防衛人事審議会とする。

（寒冷地手当）

第二十六条　国家公務員の寒冷地手当に関する法律第五条において準用する同法第二条第一項及び第二項の政令で定める自衛官は、営内居住の自衛官及び乗組員のうち世帯主でない者とする。

（内閣総理大臣との協議）

第二十七条　防衛大臣は、次の場合には、あらかじめ、内閣総理大臣と協議するものとする。

一　法第四条第四項ただし書、第四条の二第二項及び第十二条第二項の規定、法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職給与法第十一条の五、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項の規定並びに法第二十三条第六項ただし書の規定により防衛省令を定めようとするとき。

二　法第六条の二第二項及び第七条第二項の規定による俸給月額の決定をしようとするとき。

三　国家公務員の寒冷地手当に関する法律第五条において読み替えて準用する同法第一条第二号、第二条第一項、第二項、第三項第三号及び第四項並びに第三条第一項の規定による定めをしようとするとき。

四　第一条の二第二項から第四項まで、第三条第十一項、第四条第一項及び第二項、第八条の二第二項並びに第十条の四第四項の規定により防衛省令を定めようとするとき。

五　第六条の二十第一項の規定による定めをしようとするとき。

六　第六条の二十第二項の規定による指定をしようとするとき。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

2　当分の間、勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とすると防衛大臣が認める場合における夜間看護等手当の額については、別表第五の規定にかかわらず、同表に定める額に千百四十円の範囲内で当該事情に応じて防衛大臣が定める額を加算した額とする。

3　令和十一年三月三十一日までの間は、小笠原諸島（嫡婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。）に置かれる官署に所属して当該官署の所掌する業務（小笠原諸島以外の地域における業務を除く。）に従事する職員には、特殊勤務手当として、別表第五に規定するもののほか、業務一日につき三千八百六十円（南鳥島に置かれる官署に所属する者にあつては、五千五百十円）を超えない範囲内で防衛大臣の定める額の小笠原手当を支給する。

4　法附則第五項第一号に規定する政令で定める事務官等は、次に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

一　守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者

二　用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者

5　法附則第五項第二号に規定する政令で定める事務官等は防衛事務次官、防衛審議官、防衛監察監、防衛装備庁長官及び防衛技監とし、同号に規定する政令で定める年齢はそれぞれ六十二歳とする。

6　国家公務員の育児休業等に関する法律附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する法附則第五項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員について、同項の規定により計算した額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

7　法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に対する第八条の三第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」とする。

8　法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等であつて、第十条第三項各号に定める日において当該事務官等以外の事務官等であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び」とあるのは、「の月額に百分の七十を乗じて得た額及びその日において受けるべき」とする。

9　法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等であつて、第十条の二第二項に規定する異動等の日において当該事務官等以外の事務官等であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員であつた者を除く。）にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）及び」とあるのは、「の月額に百分の七十を乗じて得た額及びその日において受けるべき」とする。

10　前二項に規定するもののほか、法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に対する特地勤務手当及び準特地勤務手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

11　法附則第五項の規定の適用を受ける事務官等に対する第十一条の二第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」とする。

12　法附則第六項第二号に規定する令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊

員に相当する事務官等として政令で定める事務官等は、第三条第一項に規定する病院又は防衛大学校若しくは自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所その他の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師又は歯科医師である者とする。

13　法附則第六項第二号に規定する令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する事務官等のうち政令で定める事務官等は、防衛大学校又は防衛医科大学校の学校長、副校長（教官である者に限る。）、教授、准教授及び講師とする。

14　法附則第七項に規定する政令で定める事務官等は、一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定める事務官等とする。

15　法附則第九項及び第十項の規定により俸給として支給する額の算出の方法については、一般職に属する国家公務員の例による。

16　附則第四項から前項までに定めるもののほか、法附則第五項の規定による俸給月額又は法附則第七項、第九項若しくは第十項の規定による俸給の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

17　法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係るものに対する第二十二条、第二十三条、第二十四条の二、第二十四条の三第一号及び第二十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十二条	第二十七条の三第十二項に規定する	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項に規定する前期算定基礎期間（同条第一項に規定する前期算定基礎期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）の年数に応じて乗ずる
	同項に規定する算定基礎期間（以下「算定基礎期間」という。）	前期算定基礎期間

第二十三条	第二十七条の三第十三項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第三項
	当該若年定年退職者の退職した日がその者の年齢六十年	当該若年定年退職者の退職した日がその者の年齢六十年
	算定基礎期間	前期算定基礎期間
第二十四条の二	第二十七条の三第二項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項
第二十四条の三第一号	第二十四条の七第十四項	附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の七第一項
第二十四条の五	自衛官以外の職員の定年	年齢六十年
第二十四条の二	第二十七条の三第十四項	法附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項

18　法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十二条から第二十四条の二まで及び第二十四条の三第一号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十二条	第二十七条の三第二項に規定する	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項に規定する後期算定基礎期間（同条第一項に規定する後期算定基礎期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）の年数に応じて乗ずる
	同項に規定する算定基礎期間（以下「算定基礎期間」という。）	後期算定基礎期間
	第二十七条の三第二項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項
	算定基礎期間	後期算定基礎期間
	第二十七条の三第二項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項
	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
	三年以下	一年
	四年	二年
	二	〇・九九五一九一・〇〇〇〇〇〇
	八	〇・九八六五三一・〇〇〇〇〇〇
	五年	三年
	二	〇・九八八四六〇・九九三五九〇
	七	〇・九六八一〇一・〇〇〇〇〇〇
	六年	四年
	四	〇・九八三九七〇・九八五五七七
	一	〇・九四七五二〇・九八三九七四
	七年	五年
	九	〇・九二五九七〇・九六二〇三二
第二十三条	第二十七条の三第三項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第三項
	退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年	年齢六十年
	定める額	定める額（当該若年定年退職者の退職した日がその者の年齢六十年に達する日の翌日前である場合にあつては、零）
第二十七条の二第一号		附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一号

	算定基礎期間	後期算定基礎期間
	第二十七条の三第二項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項
	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金の調整前の第一回目又は第二回目の給付金相当額	第四回目の給付金の調整前の第三回目又は第四回目の給付金相当額
	一年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額	一年調整の第三回目又は第四回目の給付金相当額
	第二回目の給付金に	第四回目の給付金に
	二年調整の第一回目又は第二回目の給付金相当額	二年調整の第三回目又は第四回目の給付金相当額
第二十四条の二第十四条の二第一項	第二十七条の四第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の四第一項
	額とする	額に百分の七十を乗じて得た額とする
	百分の百（	防衛省令で定める率（
	退職の翌年	六十一歳の年
第二十四条の二各号列記以外の部分	第二十七条の七第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の七第一項
第二十四条の	退職の翌年の途中	六十一歳の年（法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の四第一項に規定する六十一歳の年をいう。

二第一号	退職の翌々年	六十二歳の年	以下この条及び次条において同じ。）の途中
	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日	
	退職の翌年における	六十一歳の年における	
	退職の翌年の十二月	六十一歳の年の十二月	
第二十四条の二第二号から第七号まで	退職の翌年	六十一歳の年	
	退職の翌々年	六十二歳の年	
第二十四条の二第二号及び第八号	退職の翌年	六十一歳の年	
	退職の翌年の十二月	六十一歳の年の十二月	
第二十四条の二第三号	退職の翌年	六十一歳の年	

19　法附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二の規定により支給される給付金に対する第二十二条から第二十四条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の二第三項	第二十七条の附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項	三年以下	一年
		四年	二年
		○・九九五一	一・〇〇〇〇〇
		○・九八六五	一・〇〇〇〇〇
		三八	三年
		○・九八八四	○・九九三五九〇
		六二	○・九六八一
		○七	一・〇〇〇〇〇
		六年	四年
		○・九八三九	○・九八五五七七
		七四	
		○・九四七五	○・九八三九七四
		二一	
		七年	五年
		○・九二五九	○・九六二〇三二
		七九	
第二十七条の二第一号	第二十七条の附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の二第一号		
第二十七条の三第二項	第二十七条の附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第二項		
第二十七条の四第一項	第二十七条の附則第十三項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の四第一項		
額とする	額に、退職の日の前日において自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄の適用を受けていた者にあつては百分の五十五を、同表の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受けていた者にあつては百分の六十を、その他の者にあつては百分の七十を、それぞれ乗じて得た額とする		

附　則（昭和二七年一二月二五日政令第四九六号）　抄

1　この政令は、公布の日から施行し、第三条、第九条、第二十六条、別表第一及び別表第三の改正規定並びに附則第二項及び附則第三項の規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。但し、第一条、第四条、第六条、第八条及び第十三条の改正規定並びに附則第八項の規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。

2　官房長等（保安庁職員給与法第四条第一項に規定する官房長等をいう。以下同じ。）のうち左の表の上欄に掲げるものの昭和二十七年十一月一日（以下「切替日」という。）における号俸は、それぞれ同表の下欄に掲げる額に対応する改正後の法（保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十五号。以下「改正給与法」という。）により改正された後の保安庁職員給与法をいう。以下同じ。）別表第一に定める号俸とする。

局長であつて、昭和二十六年一月一日から切替日まで引き続いて改正前の法（改正給与法により改正される前の保安庁職員給与法をいう。以下同じ。）の適用により同法別表第一に定める局長の二号俸を受けていた者	四五、九 〇	四二、五 〇	三三、六 〇
局長であつて、昭和二十七年四月一日から切替日まで引き続いて改正前の法の適用により同法別表第一に定める局長の一号俸を受けていた者	四二、五 〇	三三、六 〇	三一、五 〇
課長であつて、昭和二十七年一月一日から切替日まで引き続いて改正前の法の適用により同法別表第一に定める甲級の二号俸を受けていた者	二九、九 〇	二七、八 〇	二七、三 〇
課長であつて、昭和二十七年一月一日から切替日まで引き続いて改正前の法の適用により同法別表第一に定める甲級の一号俸を受けていた者	二九、九 〇	二七、八 〇	二七、三 〇
部員であつて、昭和二十七年一月一日から切替日まで引き続いて改正前の法の適用により同法別表第一に定める乙級の六号俸を受けていた者	二九、九 〇	二七、八 〇	二七、三 〇
部員であつて、昭和二十七年一月一日から切替日まで引き続いて改正前の法の適用により同法別表第一に定める乙級の三号俸を受けていた者	二一、七 〇	二〇、六 〇	一九、五 〇
部員であつて、昭和二十七年一月一日から切替日まで引き続いて改正前の法の適用により同法別表第一に定める乙級の二号俸又は丙級の八号俸を受けていた者	二一、七 〇	二〇、六 〇	一九、五 〇
部員であつて、昭和二十七年一月一日から切替日まで引き続いて改正前の法の適用により同法別表第一に定める丙級の七号俸を受けていた者	一七、三 〇	一五、一 〇	一四、〇 〇
部員であつて、昭和二十七年一月一日から切替日まで引き続いて改正前の法の適用により同法別表第一に定める丙級の五号俸を受けていた者	一七、三 〇	一五、一 〇	一四、〇 〇
部員であつて、昭和二十七年四月一日から切替日まで引き続いて改正前の法の適用により同法別表第一に定める丙級の三号俸を受けていた者	一七、三 〇	一五、一 〇	一四、〇 〇

3　昭和二十七年十一月二日以後この政令（附則第一項但書に規定する部分を除く。以下同じ。）施行の際までの期間内の日における前項の表の上欄に掲げる者の当該期間内の日における号俸は、それぞれ同表の下欄に掲げる額に対応する改正後の法別表第一に定める号俸とする。

4　官房長等のうち改正前の法の適用により切替日において受けていた号俸と改正給与法附則第二項本文の規定の適用により受ける号俸とが異なるものに対する改正後の法第六条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの者が改正前の法の適用により切替日において受けていた号俸を昭和二十七年十月三十一日以前において、引き続いて受けていた期間（以下本項中「受給期間」という。）は、これらの項に定める期間に通算する。但し、官房長等のうち附則第二項の規定の適用を受けるものについては、左の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる期間を受給期間から除算するものとする。

一　改正前の法の適用により切替日において受けていた号俸による俸給月額（以下本項中「旧俸給月額」という。）が三万円以上である者でその受給期間が十二月をこえるものにあつては、十二月

二　旧俸給月額が一万三千円以上三万円未満である者でその受給期間が九月をこえるものにあつては、九月

三　旧俸給月額が一万三千円未満である者でその受給期間が六月をこえるものにあつては、六月

5　切替日以後この政令施行の際までの期間内の日において保査長以下の保安官又は警査長以下の警備官であつた者に対する当該期間に係る扶養手当は、昭和二十八年一月三十日に支給する。

6　前項の保安官又は警備官は、同項の期間内に係る改正後の法第十三条第一項各号に掲げる事実をこの政令施行の日から三十日をこえない期間内に保安庁長官又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

7　附則第五項の保安官又は警備官に対するこの政令施行の日から昭和二十八年一月十五日までの期間に係る扶養手当は、同項の規定による扶養手当とあわせて昭和二十八年一月三十日に支給する。

附　則（昭和二八年三月二四日政令第三八号）

1　この政令は、公布の日から施行し、別表第二の改正規定は昭和二十七年十一月一日から、第八条第五項、第八条の二、第十条の二及び第十三条の改正規定は昭和二十八年一月一日から適用する。

2　この政令施行前改正前の保安庁職員給与法施行令の規定に基いてすでに支払われた昭和二十七年十一月一日以後の期間に係る特殊勤務手当は、改正後の保安庁職員給与法施行令の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

附　則（昭和二八年四月二日政令第六七号）

この政令は、公布の日から施行し、別表第二の改正規定は昭和二十八年一月一日から、第三条及び別表第一の改正規定は昭和二十八年三月一日から、その他の部分は昭和二十八年四月一日から適用する。

附　則（昭和二八年一一月二〇日政令第三五二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二八年一一月三〇日政令第三五八号）

1　この政令は、公布の日から施行し、第二十五条の改正規定は、昭和二十八年八月一日以後の保安官の退職又は死亡に因る退職手当について適用する。

2　昭和二十八年八月一日において在職していた保安官又は警備官（昭和二十八年八月一日以後この政令の施行の日の前日までの間において保安官又は警備官として採用された者を含む。）が停年に達して退職した場合における改正後の保安庁職員給与法施行令第二十五条の二の規定の適用については、昭和二十八年八月一日（昭和二十八年八月一日以後この政令の施行の日の前日までの間において採用された保安官又は警備官にあつては、その採用された日）から昭和三十三年七月三十一日までの間において引き続き保安官又は警備官として勤務して退職した場合に限り、当該保安官又は警備官が勤続した年数を、それぞれ同条の表の上欄に掲げる階級に応じて同表の当該下欄に掲げる年数とみなす。

附　則（昭和二九年一月一四日政令第二号）

この政令は、公布の日から施行し、保安庁職員給与法施行令第八条の二の改正規定中技術研究所の副所長及び部長に係る部分は昭和二十八年十一月一日から、その他の部分は昭和二十九年一月一日から適用する。

附　則（昭和二九年六月二日政令第一三〇号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

附　則（昭和二九年七月一四日政令第二〇一号）抄

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和二十九年七月一日から適用する。

2　この政令の施行の日から昭和二十九年十一月三十日までの間において、次長、議長、参事官等及び事務官等に対して、法第十一条第一項但書及び改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「改正後の施行令」という。）第八条第一項の規定により月一回に俸給月額の全額を支給する場合においては、改正後の施行令第八条第一項但書の規定にかかわらず、月の一日から末日までの期間の俸給をその月の十六日に支給する。

3　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の施行の際保安庁の職員から防衛庁の職員となつた者に対して、昭和二十九年七月一日前において改正前の保安庁職員給与法施行令（以下「改正前の施行令」という。）第十五条第一項の規定に基いて支給した食事は、改正後の施行令第十五条第一項の規定に基いて支給したものとみなす。

4　自衛隊法附則第三項の規定により陸上自衛官又は海上自衛官となつた者に対して、改正前の施行令第十六条又は第十七条の規定に基いて支給し、又は貸与した被服は、それぞれ改正後の施行令第十六条又は第十七条の規定に基いて支給し、又は貸与したものとみなす。この場合において、支給した被服の期間は、改正前の施行令第十六条の規定により支給した日から起算するものとする。

5　左の各号の一に掲げる者に対しては、当分の間、改正後の施行令第十六条第一項及び第十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により航空自衛官に支給し、又は貸与すべき被服に代えて、陸上自衛官に対して支給し、又は貸与すべき被服の品目及び数量のうち長官の定める品目及び数量の被服を貸与する。

一　防衛庁設置法の施行の際保安官から航空自衛官となつた者

二　防衛庁設置法の施行の日以後陸上自衛官から航空自衛官となつた者

三　防衛庁設置法の施行の日以後新たに航空自衛官として採用された者（自衛官以外の職員から航空自衛官となつた者を含む。）

6　前項の規定（各号列記の部分を除く。）は、防衛庁設置法の施行の際警備官から航空自衛官となつた者及び同法の施行の日以後海上自衛官から航空自衛官となつた者について準用する。この場合において、同項中「陸上自衛官」とあるのは、「海上自衛官」と読み替えるものとする。

7　附則第五項（前項において準用する場合を含む。）の規定による被服の貸与について必要な事項は、改正後の施行令第十六条第二項から第五項まで又は第十七条第二項から第七項まで及び第十七条の二の規定に準じて、長官が定める。

8　改正前の保安庁職員給与法第二十二条の規定による療養の給付又は療養費の支給で、昭和二十九年七月一日前において給付又は支給の事由の発生したものについては、なお、従前の例による。

9　防衛庁設置法の施行の際保安官又は警備官から自衛官となつた者が停年に達して退職した場合における改正後の施行令第二十五条の二の規定の適用については、左の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から昭和三十八年七月三十一日までの間において引き続き保安官若しくは警備官又は自衛官として勤務して退職した場合に限り、当該自衛官が保安官若しくは警備官又は自衛官として勤続した年数を、改正後の施行令別表第九の上欄に掲げる階級に応じて同表の当該下欄に掲げる年数とみなす。

一　昭和二十八年八月一日において保安官又は警備官として在職していた者　昭和二十八年八月一日

二　昭和二十八年八月二日から同年十一月二十九日までの間において保安官又は警備官として採用された者　採用された日

附　則（昭和三〇年二月九日政令第一五号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の防衛庁職員給与法施行令第十二条の二及び別表第五並びに改正後の保安庁職員給与法施行令の一部を改正する政令附則第十項の規定は、昭和二十九年七月一日から適用する。

附　則（昭和三〇年八月二五日政令第二〇〇号）抄

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和三十年八月一日から適用する。ただし、第二十五条及び別表第九の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（乗員又は落下さん隊員に対する経過措置）

2　昭和三十年八月一日において、改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）別表第四イの備考に規定する二級、三級若しくは四級である乗員又は同表ニの備考に規定する一級である落下さん隊員に対して新令第十二条第一項又は第三項の規定により支給すべき航空手当又は落下さん隊員手当の日額は、附則別表において、それぞれそれらの者の同年七月三十一日において受けた俸給日額に相当する俸給日額の欄に掲げる額に対応する航空手当日額又は落下さん隊員手当日額の欄（二級である乗員にあつては第一欄、三級又は四級である乗員及び一級である落下さん隊員にあつては第二欄とする。以下同じ。）に掲げる額に満たないときは、新令第十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、同年八月一日以降その満たない額の支給を受ける期間に限り、それぞれその額をもつてそれらの者に対して支給すべき航空手当又は落下さん隊員手当の日額とする。

（昭和三十一年三月三十一日までの間に任用された陸士長等に対する経過措置）

3　新令第二十五条及び別表第九の規定は、昭和三十一年三月三十一日までの間に任用された陸

士長、海士長又は空士長以下の自衛官については、適用がないものとし、これらの者に対する退職手当については、なお従前の例による。ただし、昭和三十一年三月三十一日までの間に任用期間を定めて任用された陸士長以下の自衛官が同年四月一日以降においてその志願により引き続き任用された場合におけるその者に対する退職手当については、新令第二十五条及び別表第九の規定を適用する。

附則別表

俸給日額	航空手当日額又は落下さん隊員手当日額 第一欄	第二欄
円	円	円
一八〇	七〇	四五
一九〇	七五	四五
一九五	七五	四五
二〇〇	八〇	五〇
二〇五	八〇	五〇
二一〇	八〇	五〇
二一五	八五	五〇
二二五	九〇	五五
二三五	九〇	五五
二四五	九五	六〇
二五五	一〇〇	六〇
二六五	一〇五	六五
二七五	一一〇	六五
二八五	一一〇	七〇
二九五	一一五	七〇
三〇五	一二〇	七五
三一五	一二五	七五
三三〇	一三〇	八〇
三四五	一三五	八五
三六〇	一四〇	九〇
三七五	一五〇	九〇
三九〇	一五五	九五
四〇五	一六〇	一〇〇
四二〇	一六五	一〇五
四四〇	一七五	一一〇
四六五	一八五	一一五
四九〇	一九五	一二〇
五一五	二〇五	一二五
五三五	二一〇	一三〇
五四〇	二一五	一三五
五五五	二二〇	一三五
五六五	二二五	一三五
五七五	二二五	一三五
五九〇	二二五	一三五
六〇五	二二五	一三五
六一五	二二五	一三五
六四〇	二二五	一三五
六六五	二二五	一三五
六九〇	二二五	一三五
七一五	二二五	一三五
七四〇	二二五	一三五
七七〇	二二五	一三五
八〇〇	二二五	一三五
八三〇	二二五	一三五
八六〇	二二五	一三五
八九〇	二二五	一三五
九二〇	二二五	一三五
九六〇	二二五	一三五
一、〇〇〇	二二五	一三五
一、〇四〇	二二五	一三五
一、〇八〇	二二五	一三五
一、一三〇	二二五	一三五
一、一五〇	二二五	一三五
一、一八〇	二二五	一三五
一、二三〇	二二五	一三五
一、二八〇	二二五	一三五
一、三三〇	二二五	一三五
一、三九〇	二二五	一三五
一、四五〇	二二五	一三五
一、五一〇	二二五	一三五
一、五八〇	二二五	一三五
一、六五〇	二二五	一三五
一、七二〇	二二五	一三五
一、七九〇	二二五	一三五
一、八六〇	二二五	一三五
一、九四〇	二二五	一三五
二、〇二〇	二二五	一三五
二、一〇〇	二二五	一三五
二、一八〇	二二五	一三五
二、二六〇	二二五	一三五
二、三四〇	二二五	一三五
二、四二〇	二二五	一三五
二、五〇〇	二二五	一三五
二、六〇〇	二二五	一三五
二、七〇〇	二二五	一三五

附　則（昭和三〇年一二月一三日政令第三二六号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の別表第四ハは昭和三十年八月十五日から、改正後の別表第一中地方副総監に係る部分及び改正後の別表第三（落下さん降下作業手当及び潜航手当に係る部分を除く。）は同年九月一日から、改正後の別表第二中航空自衛隊幹部学校に係る部分は同年九月二十日から、改正後の別表第一（地方副総監に係る部分を除く。）は同年十二月一日から適用する。

（支給被服の経過措置）

3　この政令の施行の際現に一等陸曹等、一等海曹等若しくは一等空曹等又は学生である者に対して改正前の第十七条第一項の規定により貸与されている作業ぐつ（一等空曹等に貸与されているものを除く。）、手袋及びくつ下は、改正後の同項の規定により支給されたものとみなす。この場合において、これらの支給されたものとみなされる被服の改正後の別表第七の二に定める期間については、同表の規定にかかわらず、同表に定める期間内において長官が定める。

附　則（昭和三一年六月二六日政令第二一四号）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、昭和三十一年四月一日から適用する。

2　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の施行の際保安官又は警備官から自衛官となった者で幹部自衛官の配置等の事務の都合により停年に達する日前一年内に幹部自衛官として退職したもの（その退職の日に幹部自衛官となった者を除く。）については、改正後の第二十五条の三の規定にかかわらず、その者が停年に達して退職したものとみなして、保安庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和二十九年政令第二百一号）附則第九項の規定を適用する。

3　退職の日に昇任したためその停年に変更があった幹部自衛官でその者が昇任しなかったと仮定した場合において前項の規定に該当するものについては、当該昇任前の階級におけるその者の停年に達する日を当該昇任後の階級におけるその者の停年に達する日とみなして同項の規定を適用する。

附　則（昭和三一年八月二八日政令第二七〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三一年一〇月二五日政令第三一八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、昭和三十一年六月十五日から適用する。

附　則（昭和三一年一一月七日政令第三三〇号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月二十三日から適用する。

附　則（昭和三二年六月一五日政令第一四八号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

（俸給の調整額に関する経過措置）

2　昭和三十二年四月一日から防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十五号。以下「改正法」という。）附則第十一項の規定により事務官等（改正法による改正後の防衛庁職員給与法（以下「改正後の法」という。）第四条第二項に規定する事務官等をいう。以下同じ。）の職務の等級が決定されるまでの間における改正後の法第十一条の二において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の規定により俸給の調整を行う事務官等の官職は、次の表の上欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる事務官等の官職とし、俸給の調整額は、昭和三十二年三月三十一日において改正法による改正前の防衛庁職員給与法（以下「改正前の法」という。）及びこれに基く防衛庁職員給与法施行令の規定によりその事務官等について定められていた俸給月額とその俸給月額に相当する改正前の法別表第六の俸給月額欄の額に対応する号俸から次の表の下欄に掲げる号俸数だけ上位の号俸に対応する改正前の法別表第六の俸給月額欄の額との差額とする。ただし、昭和三十二年四月一日以降俸給の調整額に異動を生じた者のうち、その異動後の額が異動前の額をこえるものについては、異動前の俸給の調整額に相当する額とする。

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十四条第一項の規定により陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の機関として置かれる病院又は同条第三項の規定により陸上自衛	看護婦（看護婦長を除く。）	三
	医師（改正前の法の規定による職務の級	二

隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として置かれる病院の結核病とう	十級以上の者を除く。）、病理細菌技術者及びレントゲン技術者（助手を含む。）、消毒夫、清掃人、洗たく夫並びに患者係事務職員
	医師（改正前一の法の規定による職務の級十級以上の者に限る。）、薬剤師（助手を含む。）、汽かん士、作業手、水道手、電気手、営繕手及び運転手

3　前項の規定は、昭和三十二年四月一日以降新たに同項の表に掲げる官職の事務官等となった者については、適用しない。

附　則（昭和三二年七月三一日政令第二四七号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第八条第一項、第四項及び第七項の改正規定、第八条の三第一項の改正規定中次長を事務次官に改める部分、第十三条第一項、第十七条の十及び第二十条第三項第一号の改正規定、別表第一の改正規定中内部部局の項に係る部分並びに附則第十七項の規定は、昭和三十二年八月一日から施行する。

（関係政令の廃止）

2　防衛庁職員の給与の暫定措置等に関する政令（昭和三十二年政令第百二十四号）は、廃止する。

（適用区分）

3　この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）の規定（第四条、第十八条第一項及び第五項並びにこの政令附則第一項ただし書に係る規定を除く。）並びにこの政令附則第五項から第十六項までの規定は、昭和三十二年四月一日（以下「切替日」という。）から適用する。ただし、新令別表第二中海上幕僚監部及び航空幕僚監部に係る部分は、同年六月四日から適用する。

4　新令第四条の規定は、切替日以後において陸上幹部自衛官、海上幹部自衛官又は航空幹部自衛官の候補者（以下この項において「幹部候補生」という。）として採用された者の俸給日額について適用するものとし、同日前において幹部候補生として採用された者の俸給日額については、なお従前の例による。

（書記官に関する読替規定）

5　切替日から昭和三十二年七月三十一日までの間は、当該期間内において防衛庁の課長に採用された者に対する新令第五条第一項及び第六条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「書記官」とあるのは、「課長」とする。

（落下さん隊員手当に関する経過措置）

6　新令別表第四ニ落下さん隊員手当日額表備考に規定する一級である落下さん隊員のうち、昭和三十二年三月三十一日において防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十年政令第二百号）附則第二項の規定により同令附則別表に掲げる落下さん隊員手当の日額を受けていた者については、新令第十二条第三項の規定により支給すべき落下さん隊員手当の日額がその者に従前支給されていた落下さん隊員手当の日額に百分の百二十を乗じて得た額に満たない場合においては、同条同項及び防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十年政令第二百号）附則第二項の規定にかかわらず、昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間において、かつ、その満たない額の支給を受ける間に限り、従前支給されていた落下さん隊員手当の日額に百分の百二十を乗じて得た額をその者に対して支給すべき落下さん隊員手当の日額とする。この場合において、すでに防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十年政令第二百号）附則第二項の規定により支給された落下さん隊員手当の額は、その者が支給されるべき落下さん隊員手当の額の内払とみなす。

（切替表の適用範囲）

7　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十五号。以下「改正法」という。）附則第二項に規定する事務官等の俸給月額の切替表の適用範囲の区分については、新令第三条の規定により適用される俸給表の区分による。

（昇給若しくは昇任又は降格若しくは降任の場合における俸給額の決定基準に関する経過措置）

8　改正法附則第三項の規定により切替俸給額として旧俸給額に相当する額の直近上位の額を受けている者に対する新令第六条の六第一項第二号又は第六条の七第一項第一号の規定の適用については、これらの規定中「俸給の幅のうちにあるとき」とあるのは、「俸給の幅のうちにはないが、その俸給の幅の最低の号俸による額と最高の号俸による額との間にあるとき」とする。

（改正法附則第八項の規定による昇給の特例）

9　旧俸給月額が六万三千二百円である参事官の切替日以降における最初の昇給については、その防衛庁職員給与法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項又は第八項ただし書に規定する昇給期間（以下「昇給期間」という。）の起算日は切替日とし、その昇給期間は十八月の短縮を行うものとし、旧俸給月額が五万七百円をこえる事務官等の切替日以降における最初の昇給については、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）附則第八項の規定に基き人事院の定めるところの例によるものとし、旧俸給日額が二千百八十円をこえる自衛官の切替日以降における最初の昇給については、その昇給期間の起算日は切替日とし、その昇給期間は、附則別表において旧俸給日額を受けていた期間の欄に掲げるその者の旧俸給日額を受けていた期間の区分に応じ、同表の最初の昇給期間の調整の欄に掲げる調整を行うものとする。

（改正法附則第九項の規定による昇給期間の短縮）

10　昭和二十七年八月一日から切替日の前日までの間において改正法による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）第六条第三項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものの切替日（改正法附則第四項の規定により俸給額が決定された職員については、同項の規定により切替日とみなされる日とする。第一号を除き、以下同じ。）以降の最初の昇給の昇給期間（前項の規定により昇給期間の調整が行われた者にあつては、その調整後の昇給期間）については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を短縮することができる。

一　昭和二十七年八月一日から切替日の前日までの間においてその者が属していた旧法の俸給表に規定する級、職務の級又は階級における俸給の幅の最高の号俸（旧法別表第二イ事務官等（教育職員を除く。）俸給表の職務の級十四級及び同法別表第二ロ教育職員俸給表の職務の級十一級並びに同法別表第三自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の乙の欄における俸給の幅の最高の号俸を除く。）又はその最高の号俸をこえる俸給額を受けた期間の合計から旧法別表第四において職員の区分に応じ定められていた期間の最短期間の合計を控除した期間（以下この項において「わく外期間」という。）が十二月以上二十四月未満の者　三月

二　わく外期間が二十四月以上の者　六月

11　前項の職員の改正法附則第五項又は第六項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間と前項の規定により短縮される期間とを加えた期間が、その者の切替日における俸給額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合には、切替日以降の最初の昇給の次の昇給の昇給期間については、そのこえる部分に相当する期間を短縮することができる。

（改正法附則第十項の規定による昇給の特例）

12　改正法附則第二項又は第四項の規定により決定された俸給月額がその者の属する職務の等級における俸給の幅の最低の号俸による額に達しない職員については、その最低の号俸による額に達するまでの間、部員にあつては仮りに一万六千三百円及び一万七千四百円である俸給月額の号俸が改正法による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一に規定する職務の等級三等級における俸給の幅の最低の号俸より下にあるものとしてそれぞれその決定された額を、事務官等にあつてはその者の属する職務の等級の一等級下位の職務の等級における俸給の幅のうちにあるその者の俸給月額と同じ額を、それぞれ現に受けているものとみなして、新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項本文の規定を適用してその額による号俸より一号俸上位の号俸による額と同じ額の俸給月額に昇給させることができる。この場合における部員の当該昇給の昇給期間は、十二月とする。

13　前項の規定によることが著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められる職員については、同項の規定にかかわらず、一般職に属する国家公務員の例により防衛庁長官の定めるところにより、その者の属する職務の等級における俸給の幅の最低の号俸による俸給月額に昇給させることができる。

14　一般職の職員の給与に関する法律第八条第七項及び新令第六条の十三第二項の規定は、附則第十二項の職員の勤務成績が特に良好である場合について準用する。

15　改正法附則第五項から第七項まで及び第九項並びにこの政令附則第十項及び第十一項の規定は、附則第十二項の職員について準用する。この場合において、改正法附則第五項中「新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項及び第八項」とあり、改正法附則第七項中「新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項」とあり、又は改正法附則第九項中「新法第五条第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項又は第八項」とあるのは、「防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二百四十七号）附則第十二項」と読み替えるものとする。

16　改正法附則第七項の規定は、前四項の規定により切替日においてその者の属する職務の等級における俸給の幅の最低の号俸による額に昇給した附則第十二項の職員の改正法附則第五項及び第六項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間が切替俸給額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合におけるその者の切替日後における最初の昇給について準用する。

附則別表

旧俸給日額	旧俸給日額を受けていた期間	最初の昇給期間の調整
二、二六〇円	三月未満	三月短縮
	三月以上	六月短縮
二、三四〇円	三月未満	九月延伸
	三月以上六月未満	六月延伸
	六月以上九月未満	三月延伸
	十二月以上十五月未満	三月短縮

附　則（昭和三二年八月二三日政令第二六九号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の第八条の二、第十二条第一項及び第二項、別表第四イ、別表第四ロ及び別表第四ハ並びにこの政令附則第三項、第四項及び第六項から第八項までの規定は昭和三十二年四月一日から、改正後の別表第二中陸上幕僚監部及び航空集団司令部に係る部分は同年八月一日から適用する。

（俸給の調整額に関する経過措置）

3　昭和三十二年四月一日からこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第百四十八号）附則第二項の規定によりすでに支給された俸給の調整額が改正後の第八条の二の規定による俸給の調整額に満たないこととなる事務官等（防衛庁職員給与法施行令第三条第一項に規定する事務官等をいう。以下同じ。）については、すでに支給された俸給の調整額は、同条の規定により支給されるべき俸給の調整額の内払とみなす。

4　昭和三十二年四月一日から施行日の前日までに防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第百四十八号）附則第二項の規定によりすでに支給された俸給の調整額が改正後の第八条の二の規定による俸給の調整額をこえることとなる事務官等又は同条の規定による俸給の調整額が支給されないこととなる事務官等については、すでに支給された俸給の調整額は、同条の規定により支給されたものとみなす。

5　防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第百四十八号）附則第二項の規定により俸給の調整を受ける官職を占める事務官等で引き続き同一の官職を占め、改正後の第八条の二の規定の適用を受けるものの施行日以降における俸給の調整額は、施行日における同条の規定による俸給の調整額が施行日の前日においてその者が受けていた俸給の調整額に達しないこととなる場合においては、施行日以降引き続き同一の官職を占める間に限り、同条の規定による俸給の調整額が施行日の前日において受けていた俸給の調整額に達するまで、その差額を同条の規定による俸給の調整額に加算した額とする。

（航空手当に関する経過措置）

6　防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二百四十七号）附則第六項の規定により支給された航空手当の額は、改正後の第十二条第一項及び別表第四イの規定により支給されたものとみなす。

（乗組手当に関する経過措置）

7　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十五号）附則第三項の規定により同法附則別表第二において旧俸給日額の欄に掲げる額の支給を受ける者に対する改正後の第十二条第二項の規定の適用については、当該額の支給を受ける間に限り、同条同項中「別表第四ロ」とあるのは、「防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二百六十九号）附則別表」とする。

8　防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二百四十七号）附則第八項の規定により支給された第一種乗組手当の額は改正後の第十二条第二項及び別表第四ロの規定により支給されるべき第一種乗組手当の額の内払と、改正前の第十二条第二項及び別表第四ハの規定により支給された第二種乗組手当の額は改正後の同条同項及び別表第四ハ（潜水艦の乗組員にあつては、別表第四ロ）の規定により支給さるべき第二種乗組手当（潜水艦の乗組員にあつては、第一種乗組手当）の額の内払とみなす。

（防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

9　防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

10　前項の規定による改正後の防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二百四十七号）附則第六項の規定は、昭和三十二年四月一日から適用する。

附則別表

俸給		乗組手当	
円		円	
一八〇	一九〇	五五	五五
一八五	一九五	五五	五五
二〇〇	二一〇	五五	五五
二〇五	二一五	五五	五五
二一〇	二二〇	五五	五五
二一五	二二五	五五	五五
二二〇	二三五	五五	五五
二二五	二四五	五五	五五
二二五	二五五	五五	五五
二二五	二六五	五五	五五
二二五	二七五	五五	五五
二二五	二八五	五五	五五
二二五	二九五	五五	五五
二二五	三〇五	五五	五五
二二五	三一五	五五	五五
二二〇	三三〇	五五	五五
二一五	三四五	五五	五五
二一〇	三六〇	五五	五五
二〇五	三七五	五五	五五
二〇〇	三九〇	五五	五五
一九五	四〇五	五五	五五
一八五	四二〇	五五	五五
一八〇	四四〇	五五	五五
一七五	四六五	五五	五五
一六五	四九〇	五五	五五
一五五	五一五	五五	五五
一五〇	五三五	五五	五五
一四五	五四〇	五五	五五
一三五	五五五	五五	五五
一三〇	五六五	五五	五五
一二五	五七五	五五	五五
一二〇	五九〇	五五	五五
一一五	五九五	五五	五五
一一〇	六一五	五五	五五
一一〇	六四〇	五五	五五
一〇五	六六五	五五	五五
一〇〇	六九〇	五五	五五
九五	七一五	五五	五五
	七四〇	五五	五五
	七七〇	五五	五五
	八〇〇	五五	五五
	八三〇	五五	五五
	八六〇	五五	五五
	八九〇	五五	五五
	九二〇	五五	五五

九六〇	二九〇
一、〇〇〇	三〇〇
一、〇四〇	三一〇
一、〇八〇	三二五
一、一三〇	三三五
一、一八〇	三五五
一、二三〇	三六五
一、二八〇	三八五
一、三三〇	三九五
一、三九〇	四一五
一、四五〇	四三〇
一、五一〇	四五〇
一、五八〇	四七五
一、六五〇	四九五
一、七二〇	五一五
一、七九〇	五三五
一、八六〇	五六〇
一、九四〇	五八五
二、〇二〇	六〇五
二、一〇〇	六三〇
二、一八〇	六五五
二、二六〇	六八〇
二、三四〇	七一〇
二、四二〇	七二五
二、五〇〇	七五〇
二、六〇〇	七八〇
二、六七〇	八〇〇

附　則（昭和三三年三月二七日政令第三六号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第十一条の二第三項第一号及び第二号並びに別表第三及び別表第四ニの規定は、昭和三十三年二月十七日から適用する。

附　則（昭和三三年五月一四日政令第一二〇号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の防衛庁職員給与法施行令第八条の三、第九条の二及び第十三条第一項の規定並びに附則第三項の規定による改正後の防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第百四十八号）附則第四項から附則第六項まで及び附則第十項の規定は昭和三十三年四月一日から、改正後の防衛庁職員給与法施行令第二十条第三項第三号、第二十一条の二及び別表第四の規定並びに附則第四項の規定による改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第四条第一号の規定は防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第八十八号）の施行の日から適用する。

附　則（昭和三三年五月二三日政令第一三八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三三年六月三日政令第一六七号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の四から第十七条の八までの改正規定及び附則第三項から附則第六項までの規定は昭和三十三年七月一日から、第一条第一号、第三条第五項及び第六項並びに第十四条第二項第六号の改正規定並びに附則第七項の規定は同年八月一日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）第八条の二の規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

（防衛庁本庁に関する読替規定）

3　昭和三十三年七月一日から同年同月三十一日までの間における新令第十七条の四第一項第三号及び第三項並びに第十七条の五第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「本庁」とあるのは、「防衛庁」とする。

（一部負担金に関する経過措置）

4　第十七条の四の改正規定の施行の際現に病院又は診療所に収容されている自衛官等又は自衛官等であった者は、その収容に係る疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、同条の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限り、改正後の同条第二項の規定にかかわらず、健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号の規定の例により算定する一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。

（療養費に関する経過措置）

5　昭和三十三年六月三十日までに行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

（退職後の給付等に関する経過措置）

6　第十七条の七の改正規定の施行の際現に改正前の同条の規定により支給されている予備自衛官若しくは予備自衛官であった者又は自衛官若しくは学生であった者に対する療養の給付又は療養費の支給については、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（昭和三三年九月一九日政令第二六一号）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の保安庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和二十九年政令第二百一号）附則第十項の規定は、昭和三十三年八月一日から適用する。

2　この政令の施行の日から当分の間は、改正後の防衛庁職員給与法施行令別表第七の規定にかかわらず、一等陸曹等に対しては短ぐつに代えて編上ぐつを貸与し、一等空曹等に対しては編上ぐつに代えて半長ぐつを貸与することができる。

附　則（昭和三三年一二月一八日政令第三三二号）　抄

（施行期日）

1　この政令中、別表第二の改正規定は昭和三十四年一月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定以外の規定は、昭和三十三年十二月十五日から適用する。

附　則（昭和三四年四月二〇日政令第一四〇号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、第一条中防衛庁職員給与法施行令第三条、第七条、第七条の二、第八条及び第十二条（同条に一項を加える部分に限る。）の改正規定、第十二条の三の次に一条を加える規定、第十三条、第十八条、第二十条第三項（同項第三号の改正規定中「日額」を「月額」に、「百二十一・七八分の百」を「百二十三分の百」に改める部分を除く。）、第二十五条の三及び別表第三（落下さん降下作業手当の項の改正規定中「前年の三月十六日からその年の三月十五日までの期間に」を「一年を通じて」に改める部分及び隔遠地手当の項の改正規定を除く。）の改正規定並びに附則第四項及び附則第九項の規定を除き、昭和三十四年四月一日から適用する。

（俸給の切替）

2　昭和三十四年三月三十一日において改正前の防衛庁職員給与法施行令（以下「旧令」という。）第六条の十四の規定により階級の最高の号俸をこえる俸給日額を受けていた自衛官の同年四月一日における俸給月額は、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百二十号。以下「改正法」という。）による改正前の防衛庁職員給与法別表第二においてその者の属する階級より上位の階級における俸給の幅のうちのその者が同年三月三十一日において受けていた俸給日額と同じ額の号俸と同一の改正法による改正後の防衛庁職員給与法別表第二に定める号俸の額とする。

3　昭和三十四年三月三十一日において旧令第六条の十四の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた事務官等の同年四月一日における俸給月額及び同年九月三十日において改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）第六条の十四の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける事務官等の同年十月一日における俸給月額については、一般職に属する国家公務員の例による。

（俸給の支給日等に関する経過措置）

4　昭和三十四年四月一日から同月三十日までの期間に係る給与を職員に支払う場合における新令第八条第一項及び第十八条第二項の規定の適用については、それらの規定中「十八日」とあるのは、「二十一日」と読み替えるものとする。

（俸給の特別調整額の支給に関する経過措置）

5　改正法附則第八項の規定により俸給の特別調整額を自衛官に支給する場合における旧令第八条の三第二項の規定の適用については、同条中「前月の十六日からその月の十五日」とあるのは、「昭和三十四年三月十六日から同月三十一日」と読み替えるものとする。

（通勤手当の支給に関する経過措置）

6　昭和三十四年三月三十一日に現に在職している自衛官の旧令第九条の二の規定による同月十六日から同月三十一日までの期間に係る通勤手当は、この政令の施行の日以後における最初の俸給の支給日に支給する。この場合において、当該自衛官が出張、休暇、欠勤その他の理由により、その期間の全日数にわたって通勤しなかったときは、当該通勤手当は、支給しない。

（特殊勤務手当の支給に関する経過措置）

7　昭和三十四年三月三十一日に現に在職している自衛官の旧令第十一条の規定による同月十六日から同月三十一日までの期間に係る特殊勤務手当は、この政令の施行の日以後における最初の俸給の支給日に支給する。この場合における

旧令別表第三の規定の適用については、同表中「一の給与期間」とあるのは「昭和三十四年三月十六日から同月三十一日までの期間」と、「一万七千六百円」とあるのは「八千八百円」と、「六千六百円」とあるのは「三千三百円」と、「三月十五日」とあるのは「三月三十一日」と、「二十四回分」とあるのは「二十五回分」と、「作業二回分」とあるのは「作業一回分」と読み替えるものとする。

（航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当の支給に関する経過措置）

8　改正法附則第八項の規定により航空手当、乗組手当又は落下さん隊員手当を自衛官に支給する場合における旧令第十一条の三の規定の適用については、同条ただし書中「一の給与期間」とあるのは、「昭和三十四年三月十六日から同月三十一日までの期間」と読み替えるものとする。

（給与の内払）

9　この政令の施行の日前において旧令の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日以降の期間に係る給与は、新令の規定による給与の内払とみなす。

（昭和三十四年九月三十日までの間の参事官等の暫定手当月額）

10　この政令の第二条の規定による改正後の防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第百四十八号）附則別表に掲げる参事官等暫定手当月額表の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同表の暫定手当月額の欄に掲げる額は、この政令の附則別表に定めるところにより読み替えるものとする。

附則別表　暫定手当月額表の暫定手当月額の欄に掲げる額の読替表

暫定手当月額表の暫定手当月額の欄に掲げる額	読み替える額
円	円
二、七五〇	三、六七〇
二、九〇〇	三、八八〇
三、〇五〇	四、一一〇
三、二七〇	四、三三〇
三、五二〇	四、五六〇
三、六三〇	四、七九〇
三、七五〇	五、〇三〇
三、九七〇	五、二九〇
四、二二〇	五、五六〇
四、四五〇	五、八二〇
四、五六〇	六、〇八〇
四、八〇〇	六、三九〇
五、〇四〇	六、六九〇
五、二六〇	七、〇四〇
五、四九〇	七、四〇〇
五、七三〇	七、七六〇
六、〇八〇	八、一四〇
六、四三〇	八、五一〇
六、七八〇	八、八九〇
七、一四〇	九、二七〇
七、二四〇	九、七〇〇
七、五九〇	一〇、一七〇
七、九三〇	一〇、六四〇
八、二八〇	一一、一一〇
八、六四〇	一一、五八〇
八、九八〇	一二、〇五〇
九、三四〇	一二、五三〇
九、八〇〇	一三、〇五〇
一〇、一五〇	一三、五六〇
一〇、五〇〇	一四、〇七〇

附　則（昭和三四年五月一五日政令第一七四号）

（施行期日）

1　この政令は、昭和三十四年十月一日から施行する。ただし、第一条中防衛庁職員給与法施行令第二十五条の三の改正規定並びに第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

（退職手当に関する経過措置）

2　昭和三十四年九月三十日以前において、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条第四項の規定によりすでに三回以上任用され、かつ、その任用期間が満了する前において一等陸曹、二等陸曹若しくは三等陸曹、一等海曹、二等海曹若しくは三等海曹又は一等空曹、二等空曹若しくは三等空曹（以下この項において「陸曹等」という。）に昇任し、引き続いて同年十月一日において陸曹等として在職する者がこの政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）第二十五条第一項各号又は第二項に規定する場合に該当したときにおけるその者に対する退職手当の額は、同令同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　昭和三十四年九月三十日以前において自衛隊法第三十六条第二項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者が同年十月一日以降においてこの政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令第二十五条第三項に規定する場合（死亡した場合を除く。）に該当したときにおけるその者に対する退職手当の額については、新令第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、その額が国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条の規定の例により計算して得た額に満たないときは、この限りでない。

附　則（昭和三四年七月一一日政令第二五五号）　抄

（施行期日）

1　この政令中、別表第九の改正規定は昭和三十四年十月一日から、その他の部分は公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令別表第二の規定中、防衛大学校に係る部分は昭和三十四年四月一日から、飛行教育集団司令部に係る部分は同年六月一日から、技術研究本部に係る部分は同年七月一日から適用する。

附　則（昭和三四年一二月二六日政令第三八〇号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一ロ及びハの改正規定は昭和三十五年一月十四日から施行し、この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令別表第三の規定は昭和三十四年四月一日から適用する。

附　則（昭和三五年一〇月二五日政令第二七七号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）第四条、第九条の三（低圧作業手当に係る部分に限る。）、第十二条第二項及び第三項の規定、別表第三の規定中低圧作業手当に係る部分、別表第四ロから別表第四ホまでの規定並びにこの政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令附則別表の規定は昭和三十五年四月一日から、新令第七条、第九条の三（低圧作業手当に係る部分を除く。）、第十条、第十一条、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項、第二十六条第一項、別表第三（低圧作業手当に係る部分を除く。）並びに別表第三の二の規定は同年六月九日から、新令第二十三条の三から第二十三条の八まで及び別表第八の規定は同年六月二十三日から適用する。

（俸給の切替え）

3　昭和三十五年三月三十一日においてこの政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令（以下「旧令」という。）第六条の十四の規定により階級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた自衛官の同年四月一日における俸給月額は、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第九十四号。以下「改正法」という。）による改正前の防衛庁職員給与法別表第二においてその者の属する階級より上位の階級における俸給の幅のうちのその者が同年三月三十一日において受けていた俸給月額と同じ額の号俸と同一の改正法による改正後の防衛庁職員給与法別表第二に定める号俸の額とする。

4　昭和三十五年三月三十一日において旧令第六条の十四の規定により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた事務官等の同年四月一日における俸給月額については、一般職に属する国家公務員の例による。

（給与の内払）

5　この政令の施行の日前において旧令の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十五年四月一日以降の期間に係る給与は、新令の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和三六年三月三〇日政令第四六号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

（給与の内払）

2　この政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令の規定に基づいて昭和三十五年十月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和三六年四月一七日政令第一〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三六年六月一二日政令第一八八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三六年六月二九日政令第二二二号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中防衛庁職員給与法施行令別表第二（「自衛隊の部隊及び機関」を「統合幕僚学校、自衛隊の部隊及び機関」に改める部分に限る。）の改正規定は、昭和三十六年八月一日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）第八条の四及び別表第二中防衛大学校に係る部分、この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令附則第六項並びにこの政令の附則第三項から附則第五項までの規定は、昭和三十六年四月一日から適用し、新令別表第一ロ及びハ中統合幕僚学校に係る部分の規定は、同年七月三十一日までの間は、適用しない。

（初任給調整手当に関する経過措置）

3　昭和三十六年四月一日（以下「適用日」という。）の前日から引き続き新令第八条の四第一項に規定する官職に在職する事務官等で、適用日前に同令同条第二項又は第三項の規定が適用されていたものとした場合にその者に係る同令同条第二項に規定する期間が適用日の前日までに満了せず、かつ、適用日以前三年以内に同令同条第二項又は第三項に規定する事務官等に該当することとなる者には、初任給調整手当を支給する。

4　前項の事務官等に支給する初任給調整手当の支給期間及び支給額は、適用日前に新令第八条の四第六項及び第七項の規定が適用されていたものとした場合に適用日以降においてなおこれらの規定により支給されることとなる支給期間及び支給額とする。

5　附則第三項の規定により初任給調整手当を支給されていた事務官等が異動、離職等により初任給調整手当を支給されなくなった後に新令第八条の四第二項又は第三項に規定する事務官等となった場合における同令同条第四項又は第八項の初任給調整手当を支給されていた期間には、適用日前に同令同条第二項又は第三項の規定が適用されていたものとした場合に適用日前において同令同条第六項の規定により初任給調整手当を支給されることとなる期間を含むものとする。

（貸与被服の経過措置）

6　この政令（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の際現に一等空曹等に対してこの政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令第十七条第一項の規定により貸与されている外とうは、新令第十七条第一項の規定により貸与された外とうとみなす。

（給与の内払）

7　この政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令及びこの政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第百四十八号）の規定に基づいて適用日からこの政令（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新令及びこの政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第百四十八号）の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和三六年一一月九日政令第三四四号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中管区総監部及び混成団本部に関する部分並びに附則第三項の規定は、昭和三十七年一月十八日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）別表第二の規定中航空集団司令部に係る部分及び別表第五の規定は昭和三十六年九月一日から、新令第四条、第六条の三第一項、第六条の六第二項、第六条の七第二項、第六条の十一、第七条の二第二項及び第三項、第八条の四第一項、第二十条第三項、別表第一並びに附則第四項から附則第十一項までの規定は同年十月一日から適用する。

（俸給の特別調整額の経過措置）

3　自衛隊法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十六号）附則第二項前段の規定によりなお存続するものとされる管区隊及び混成団については、この政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令（以下「旧令」という。）別表第二の規定中管区総監部及び混成団本部に係る部分は、その存続するものとされる間、なおその効力を有する。

（俸給の切替え及び切替えに伴う措置）

4　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百七十七号。以下「改正法」という。）附則第三項のタイピスト等のうち、昭和三十六年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正法による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定によりその者が受けていた俸給月額が改正法附則別表第二に掲げられていない者（次項の規定の適用を受ける者を除く。）の切替日における俸給月額は、切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額に対応する附則別表第一に掲げる俸給月額とする。

5　改正法附則第五項の職員のうち、同法附則第三項のタイピスト等の切替日における俸給月額は、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

一　切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が、その者が属していた職務の等級における俸給の幅のうちの最高の号俸による俸給月額である場合　当該俸給月額

二　切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が、その者が属していた職務の等級における俸給の幅のうちの最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額である場合　長官の定める額

6　改正法附則第五項の職員のうち、切替日の前日において旧法の規定によりその者の属していた職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百七十六号。以下「一般職改正法」という。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第五イ教育職俸給表（一）の二等級である者の切替日における俸給月額は、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

一　切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が、その職務の等級における俸給の幅のうちの最高の号俸による俸給月額である場合　当該俸給月額に対応する号俸と同一の一般職改正法による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の一般職給与法」という。）別表第五イ教育職俸給表（一）に定めるその職務の等級における号俸による額

二　切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が、その職務の等級における俸給の幅のうちの最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額である場合　長官の定める額

7　改正法附則第五項の職員のうち、同法附則第四項の事務官等の切替日における俸給月額は、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

一　切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が、その者が属していた職務の等級における俸給の幅のうちの最高の号俸による俸給月額である場合　当該俸給月額に対応する附則別表第三に掲げる額

二　切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額が、その者が属していた職務の等級における俸給の幅のうちの最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額である場合　長官の定める額

8　改正法附則第五項の職員のうち、切替日の前日において旧法の規定により同法別表第二に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる最高の号俸による俸給月額を受けていた自衛官の切替日における俸給月額は、改正法による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第二に定める陸将、海将及び空将の甲の欄における最高の号俸による額とする。

9　改正法附則第五項の職員のうち、前四項の職員以外の者の切替日における俸給月額は、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

一　切替日の前日において旧法の規定によりその者が受けていた俸給月額をその者が受けていた月数（総理府令で定める者については、当該月数に総理府令で定める月数を増減した月数）にその者が属していた職務の等級（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）の一号俸による俸給月額からその者が受けていた俸給月額の直近下位の俸給月額までのすべての俸給月額に係る昇給期間（旧法第五条第四項の規定により準用する改正前の一般職給与法第八条第六項本文又は同条第八項ただし書の規定による期間をいう。）の月数の合計月数を加えて得た月数（以下「わく外等切替月数」という。）を十二月で除して得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）に一を加えて得た数が、改正後の俸給表（新法別表第一及び別表第二並びに改正後の一般職給与法別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。）に定めるその者の属する職務の等級における俸給の幅のうちの最高の号俸の号数の数をこえない場合　当該職務の等級における

俸給の幅のうちの当該数を号数とする号俸による額

二　わく外等切替月数を十二月で除して得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）に一を加えて得た数が改正後の俸給表に定めるその者の属する職務の等級における俸給の幅のうちの最高の号俸の号数の数をこえ、かつ、当該職務の等級における俸給の幅のうちの最高の号俸の直近下位の号俸の号数の数を十二月に乗じて得た月数をわく外等切替月数から減じて得た月数（以下「わく外等月数」という。）が十八月未満である場合　当該職務の等級における俸給の幅のうちの最高の号俸による額

三　わく外等切替月数を十二月で除して得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）に一を加えて得た数が改正後の俸給表に定めるその者の属する職務の等級における俸給の幅のうちの最高の号俸の号数の数をこえ、かつ、わく外等月数が十八月以上である場合　当該わく外等月数から十八月を減じて得た月数を二十四月で除して得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）に一を加えて得た数を当該職務の等級における俸給の幅のうちの最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額に乗じて得た額をその最高の号俸による額に加えて得た額

（給与の内払）

10　旧令の規定に基づいて切替日からこの政令（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新令の規定による給与の内払とみなす。

（大蔵大臣との協議）

11　附則第九項第一号の規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

附則別表第一　附則第四項のタイピスト等の俸給月額の切替表

| イ　切替日の前日においてその属していた職務の等級が行政職俸給表（二）の1等級である者 | | |

事務官等となつた場合又は異動、離職等により初任給調整手当を支給されなくなつた後に同条第三項若しくは第四項に規定する事務官等となつた場合における同条第五項、第九項及び第十項の初任給調整手当を支給されていた期間には、昭和三十六年改正政令附則第五項の規定により初任給調整手当を支給されていた期間に含まれる期間を含むものとする。

9　旧令の規定に基づいて適用日からこの政令の施行の日の前日までの間に事務官等に支払われた初任給調整手当は、新令の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

附　則（昭和三七年九月二一日政令第三六四号）

この政令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附　則（昭和三七年一一月一三日政令第四二七号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）別表第三の規定中機関部作業手当、炊事作業手当、潜水作業手当、低圧作業手当及び放射線取扱手当に係る部分は昭和三十七年四月一日から、新令第六条の二第一項の規定は同年十月一日から、新令第一条、第三条第八項、第七条、別表第一、別表第二及び別表第三（駐留軍関係業務手当に係る部分に限る。）の規定は同年十一月一日から適用する。

附　則（昭和三八年二月二八日政令第三〇号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。ただし、この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）第六条の六第三項の規定は、昭和三十七年十月一日前に降格し、又は降任した参事官等、事務官等又は自衛官については、適用しない。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

2　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第六項の職員のうち、職務の等級（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）の最高の号俸による俸給月額を受けていた者（附則第四項に規定する者を除く。）の昭和三十七年十月一日（以下「切替日」という。）における俸給月額は、改正後の俸給表（改正法による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号。以下「一般職改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。）別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。）に定めるその者の属する職務の等級における俸給の幅の最高の号俸による額とする。

3　改正法附則第六項の職員のうち、職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた者の切替日における俸給月額は、切替日の前日にその者が受けていた俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一　行政職俸給表（一）の職務の等級五等級の官職を占める事務官等　二千三百円

二　行政職俸給表（一）の職務の等級七等級の官職を占める事務官等　千七百円

三　一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である自衛官　三千五百円

四　陸士長、海士長又は空士長である自衛官　千五百円

五　一等陸士、一等海士又は一等空士である自衛官　千五百円

4　改正法附則第六項の職員のうち、職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた三等陸曹、三等海曹又は三等空曹である者の切替日における俸給月額は、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間に三月を加えた期間（総理府令で定める期間を増減した期間）が、十二月未満である場合にあつては二万四千二百円、十二月以上二十四月未満である場合にあつては二万五千円とする。

5　附則第二項から前項までの規定により切替日における俸給月額を決定される職員（新法別表第二備考の規定により同表に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる俸給月額を受ける自衛官を除く。）に対する切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六項本文又は同条第八項ただし書の規定による昇給については、次の各号に定める期間をその者の切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

一　附則第二項又は附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員（次号に掲げる者を除く。）にあつては、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間に三月を加えた期間（総理府令で定める期間を増減した期間）

二　陸士長、海士長若しくは空士長又は一等陸士、一等海士若しくは一等空士である自衛官にあつては、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める期間を増減した期間）

三　前項の自衛官のうち、その者の切替日における俸給月額が二万四千二百円に決定された者にあつては、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間に三月を加えた期間（総理府令で定める者にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）

四　前項の自衛官のうち、その者の切替日における俸給月額が二万五千円に決定された者にあつては、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間に三月を加えた期間（総理府令で定める者にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）から十二月を減じた期間

（暫定俸給月額の額の俸給月額を受ける職員の昇格等の特例）

6　改正法附則第四項後段に規定する俸給月額を受ける職員が昇格（参事官等又は事務官等の職務の等級をそれぞれその適用を受けている俸給表の上位の職務の等級に変更することをいう。以下同じ。）し、若しくは昇任し、又は降格（参事官等又は事務官等の職務の等級をそれぞれその適用を受けている俸給表の下位の職務の等級に変更することをいう。以下同じ。）し、若しくは降任した場合（その者の昇格又は昇任について新令第六条の六第一項第一号又は同条第二項第一号の規定により俸給月額を決定され、かつ、その決定された俸給月額について同令第六条の十一の規定が適用されないこととなる場合を除く。）における俸給月額は、同令第六条の六第一項若しくは第二項又は第六条の七の規定にかかわらず、その者の切替日とみなす日（改正法附則第四項に規定する切替日とみなす日をいう。以下この項から附則第九項までにおいて同じ。）に受ける俸給月額をその昇格し、若しくは昇任し、又は降格し、若しくは降任した日の前日に受けていた俸給月額とみなして同令第六条の六第一項若しくは第二項又は第六条の七の規定を適用した場合にそれぞれその者の受けることとなる俸給月額に対応するその者の属する職務の等級における号俸（以下この項において「昇格等をした後の号俸」という。）がその者に係る切替表（改正法附則別表第一から附則別表第九までの切替表をいう。以下同じ。）に当該号俸に対応する暫定俸給月額の定めのある号俸であるときは、その者に係る切替表に定めるその者の昇格等をした後の号俸に対応する暫定俸給月額の額に相当する額とし、その者の昇格等をした後の号俸がその者に係る切替表に当該号俸に対応する暫定俸給月額の定めのない号俸であるときは、当該号俸と同一の改正後の俸給表に定めるその者の属する職務の等級における号俸に対応する暫定俸給月額の額に相当する額とし、その者の切替

9　附則第六項及び附則第七項の規定によりその者の俸給月額を決定された職員のその決定後最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六項本文又は同条第八項ただし書の規定による昇給については、それぞれその者の当該俸給月額を受ける日から切替日とみなす日の前日までの期間は、それぞれその者の当該俸給月額を受ける期間に算入しない。

（切替日から昭和三十八年六月三十日までの間の新令第六条の三の特例）

10　切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、新令第六条の三第一項中「俸給の幅のうちの額」とあるのは「俸給の幅のうちの額（防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七号）附則別表第一の切替表に定める暫定俸給月額の額に相当する額を含む。）」と、同条第三項中「俸給の幅の最低の号俸による額」とあるのは「俸給の幅の最低の号俸による額（その採用時の階級について、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七号）附則別表第九の切替表にその階級における一号俸に対応する暫定俸給月額の定めがあるときは、当該暫定俸給月額の額に相当する額）」と読み替えるものとする。

（暫定俸給月額の額に相当する額の俸給月額を受ける職員の昇格等の特例）

11　改正法附則第八項若しくは同法附則第九項又は前項の規定により読み替えられた新令第六条の三第一項若しくは第三項若しくは同令第六条の三第二項、第六条の四、第六条の五、第六条の八若しくは第六条の九の規定により切替表に定める暫定俸給月額の額に相当する額の俸給月額を受ける職員が昇格し、若しくは昇任し、降格し、若しくは降任し、又は新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第七項の規定により昇給した場合における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間並びにこれらの職員が切替表に定める暫定俸給月額の額に相当する額の俸給月額を受ける職員である場合における当該俸給月額を受けることがなくなつた日における俸給月額は、附則第六項から附則第九項までの規定の例により決定する。

12　附則第六項、附則第七項又は前項の規定の適用を受けた職員の昇格し、若しくは昇任し、降格し、若しくは降任し、又は新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第七項の規定により昇給した場合における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間並びにそれらの職員が切替表に定める暫定俸給月額の額に相当する額の俸給月額を受ける職員である場合における当該俸給月額を受けることがなくなつた日における俸給月額は、附則第六項から附則第九項までの規定の例により決定する。

（暫定俸給月額の額の俸給月額等を受ける参事官等の暫定手当）

13　参事官等のうち、改正法附則別表第一の切替表に定める暫定俸給月額の額の俸給月額又は暫定俸給月額の額に相当する額の俸給月額を受ける者には、附則別表に定める当該俸給月額に対応する月額の暫定手当を支給する。この場合において、暫定手当の支給方法については、一般職に属する国家公務員に対する暫定手当の支給方法の例による。

（旧暫定手当月額の保障等）

14　切替日から改正法の施行の日（以下次項において「施行日」という。）の前日までの間に、前項又はこの政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第百四十八号。以下「改正後の昭和三十二年政令」という。）附則第五項若しくは附則第六項の規定による暫定手当の月額がこの政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第百四十八号。以下「改正前の昭和三十二年政令」という。）附則第五項、附則第六項、附則第八項若しくは附則第九項の規定又はこの政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和三十六年政令第三百四十四号。以下「昭和三十六年政令」という。）附則第十一項の規定による暫定手当の月額（以下「旧暫定手当月額」という。）に達しないこととなる期間がある参事官等及び事務官等（改正後の昭和三十二年政令附則第七項の規定の適用を受ける者を除く。）については、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもつて、その者のその期間に係る前項又は同令附則第五項若しくは附則第六項の規定による暫定手当の月額とみなす。

15　切替日において改正前の昭和三十二年政令附則第六項の規定によりその例によることとされていた一般職改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）附則第二十六項の規定による暫定手当を支給されていた事務官等に対しては、改正後の昭和三十二年政令附則第六項の規定によりその例によることとされている改正後の昭和三十二年一般職改正法附則第十六項及び附則第十七項の規定にかかわらず、一般職改正法附則第十五項の規定による一般職に属する国家公務員に対する暫定手当の支給の例により、暫定手当を支給する。

（大蔵大臣との協議）

16　附則第四項及び附則第五項の規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

附則別表　暫定俸給月額の額の俸給月額等を受ける参事官等の暫定手当月額表

俸給月額	暫定手当
円	円
27，000	2，710
28，600	2，860
30，200	3，010
33，600	3，460
35，400	3，570
37，200	3，690

附　則（昭和三八年三月三〇日政令第八六号）

この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附　則（昭和三八年五月二日政令第一五五号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　自衛官及び防衛庁職員給与法第四条第二項の防衛大学校の学生（以下「自衛官等」という。）であつた者の疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病（以下「傷病」という。）であつて、療養の給付又は療養費の支給を開始した後昭和三十八年四月一日（以下「適用日」という。）前に三年を経過したものに関する療養の給付又は療養費の支給については、この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令第十七条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　同一の傷病に関し療養の給付又は療養費の支給を開始した後適用日前に三年を経過した自衛官等の当該期間を経過した日から適用日の前日までの間に係る当該傷病及びこれにより発生した疾病に関する療養の給付又は療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和三八年一二月二三日政令第三八三号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の第八条の二の規定を除き、昭和三十八年十月一日から適用する。

（最高号俸を受ける職員の俸給の切替え）

2　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百七十五号。以下「改正法」という。）附則第四項の職員のうち、職務の等級（統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）の最高の号俸による俸給月額を受けていた者（附則第三項及び第四項に規定する者を除く。）の昭和三十八年十月一日（以下「切替日」という。）における俸給月額は、改正後の俸給表（改正法による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百七十四号。以下「一般職改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。）別表第一から別表第七までをいう。）に定めるその者の属する職務の等級における俸給の幅の最高の号俸による額とする。

（特定の最高号俸を受ける職員の俸給の切替え）

3　改正法附則第四項の職員のうち、改正法による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）別表第二備考の規定により同表に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる俸給月額のうちの最高の号俸による俸給月額を受けていた者の切替日における俸給月額は、十二万八千八百円とする。

4　改正法附則第四項の職員のうち、職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた三等陸曹、三等海曹又は三等空曹である者の切替日における俸給月額は、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める者にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）が、十二月をこえない場合にあつては二万七千八百円、十二月をこえる場合にあつては二万八千六百円とする。

（最高号俸をこえる職員の俸給の切替え）

5　改正法附則第四項の職員のうち、職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた者の切替日における俸給月額は、切替日の前日にその者が受けていた俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一　行政職俸給表（一）の職務の等級五等級の官職を占める事務官等　三千円

二　行政職俸給表（一）の職務の等級六等級の官職を占める事務官等　二千六百円

三　一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である自衛官　四千三百円

四　陸士長、海士長又は空士長である自衛官　千三百円

（最高号俸等を受ける職員の昇給期間の通算）

6　附則第二項、第四項及び前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定において準用する改正後の一般職給与法第八条第六項又は第八項ただし書の規定による昇給については、次に定める期間をその者の切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

一　附則第二項又は前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員にあつては、その者が切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める者にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）

二　附則第四項の職員のうち、その者の切替日における俸給月額が二万七千八百円に決定された者にあつては、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める者にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）

三　附則第四項の職員のうち、その者の切替日における俸給月額が二万八千六百円に決定された者にあつては、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める者にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）から十二月を減じた期間

（昇給期間の短縮の特例）

7　改正法附則第五項の規定の適用により昇給した職員（切替日において旧法の規定により昇給した者を除く。）が、昇給後の俸給月額を受けていた期間が三月をこえる前に昇格し、又は昇任した場合において、昇格又は昇任がこの政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）第六条の十一第五号に該当するものであるときは、昇格又は昇任後最初の新法第五条第四項の規定において準用する改正後の一般職給与法第八条第六項の規定による昇給の期間については、新令第六条の十一の規定にかかわらず、昇格又は昇任後の俸給月額を受けていた期間に相当する期間に三月を加えて得た期間を短縮することができる。

（大蔵大臣との協議）

8　附則第五項及び第六項の規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

附　則（昭和三九年三月三一日政令第八二号）

この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附　則（昭和三九年九月二五日政令第三〇七号）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の第二十三条第三項の規定の適用については、同項の期間内において国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百三十三号）による改正前の国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第五条において準用する同法第一条の規定により支給された寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当は、改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第五条において準用する同法第一条の規定により支給された寒冷地手当とみなす。

附　則（昭和三九年一二月二四日政令第三七二号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表第二の改正規定は、昭和四十年一月一日から施行する。

（適用区分）

2　第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法施行令（第三条第二項第一号及び第二号並びに第八項第三号、第十条の二並びに別表第二を除く。）、第二条の規定による改正後の防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（附則第七項及び附則第八項を削り、附則第九項を附則第七項とし、附則第十項を附則第八項とする改正並びに附則第十一項を削る改正をしないところによる。）及び次項から附則第八項までの規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。ただし、同政令附則第五項（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）附則第二十四項に係る部分の改正をしたところによる。）及び附則第七項（同法附則第二十二項に係る部分の改正をしたところによる。）の規定は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百七十四号）の公布の日から適用する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え）

3　防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百七十五号。以下「改正法」という。）附則第十一項の職員（以下「最高号俸等職員」という。）のうち、その者の昭和三十九年八月三十一日における俸給月額（以下「切替前の俸給月額」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）に掲げられている職員の昭和三十九年九月一日（以下「切替日」という。）における俸給月額は、その者の切替前の俸給月額に対応する切替表に定める俸給月額とする。

（最高号俸等を受ける職員の昇給期間の通算）

4　前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の昇給規定（防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下同じ。）の適用については、次に掲げる期間をその者の切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

一　その者の切替日における俸給月額が職務の等級（自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。）における俸給の幅の最高の号俸以外の号俸による額である職員にあつては、その者の切替前の俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）のうち十一月をこえない期間

二　その者の切替日における俸給月額が職務の等級における俸給の幅の最高の号俸による額である職員にあつては、その者の切替前の俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）のうち十七月をこえない期間

三　その者の切替日における俸給月額が職務の等級における俸給の幅の最高の号俸による額をこえる額である職員にあつては、その者の切替前の俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等の特例）

5　最高号俸等職員のうち、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百七十五号）附則第五項の規定の適用を受ける職員（昭和三十八年十月一日から切替日の前日までの間に同項による昇給規定（防衛庁職員給与法第五条第四項において準用する一般職給与法第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。）の適用を受けていない職員に限る。）で次の各号に規定するものの切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間に通算する期間（以下「通算期間」という。）は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一　前二項の規定を適用した場合のその者の切替日における俸給月額が切替後の職務の等級における俸給の幅の最高の号俸による額である職員（その者の切替日の前日における俸給月額が職務の等級における俸給の幅の最高の号俸による額である職員を除く。）で、通算期間が十七月となるものにあつては、その者の切替日における俸給月額の直近上位の俸給月額をその者の切替日における俸給月額とし、二月を通算期間とする。

（特定の最高号俸等職員の俸給の切替え等）

6　最高号俸等職員のうち、その者の切替前の俸給月額が切替表に掲げられていない職員及び昭和三十五年十月一日から切替日の前日までの間に降格し、又は降任した職員で、降格又は降任の際に防衛庁職員給与法施行令第六条の八の規定の適用を受けたものの切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、あらか

じめ防衛庁長官の承認を得て定めるところによる。

（昇給期間の短縮の特例）

7　改正法附則第十二項の規定の適用により昇給した職員（同項において六月短縮職員とされている職員以外の職員で昭和三十九年十月一日において改正法第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法の規定により昇給したもの及び改正法附則第十三項の規定に該当する職員を除く。）が昇給後の俸給月額を受けていた期間が三月をこえる前に昇格し、又は昇任した場合において、昇格又は昇任が防衛庁職員給与法施行令第六条の十一第五号の規定に該当するものであるときは、昇格又は昇任後最初の昇給規定による昇給の期間については、同号の規定にかかわらず、昇格又は昇任後の俸給月額を受けていた期間に相当する期間に三月を加えて得た期間を短縮することができる。

（大蔵大臣との協議）

8　附則第四項の規定に基づき総理府令を定める場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

附則別表　切替表

イ　行政職俸給表（一）の適用を受ける職員についての表

切替日における職務の等級	区分	5等級	6等級	7等級
	切替前の俸給月額	47,100円	39,800円	33,100円
	切替後の俸給月額	51,900円	44,000円	35,700円
5等級	切替前の俸給月額	48,800円	41,500円	34,800円
	切替後の俸給月額	53,900円	46,000円	37,500円
6等級	切替前の俸給月額	47,200円	40,000円	33,600円
	切替後の俸給月額	52,900円	45,000円	36,300円
7等級	切替前の俸給月額	49,500円	41,900円	35,500円
	切替後の俸給月額	54,900円	47,000円	38,300円
	切替前の俸給月額	49,900円	42,600円	35,900円
	切替後の俸給月額	55,900円	48,000円	38,100円

ロ　教育職俸給表（一）の適用を受ける職員についての表

切替日における職務の等級	区分	1等級
	切替前の俸給月額	93,400円
	切替後の俸給月額	101,100円
1等級	切替前の俸給月額	95,500円
	切替後の俸給月額	103,800円
2等級	切替前の俸給月額	97,600円
	切替後の俸給月額	106,500円
3等級	切替前の俸給月額	50,900円
	切替後の俸給月額	56,000円
	切替前の俸給月額	43,300円
	切替後の俸給月額	49,000円
	切替前の俸給月額	36,600円
	切替後の俸給月額	39,700円

ハ　自衛官俸給表の適用を受ける職員についての表

階級	区分	俸給月額
陸将補	切替前の俸給月額	36,900円
海将補	切替後の俸給月額	40,100円
1等佐	切替前の俸給月額	39,800円
1等海佐	切替後の俸給月額	43,100円
2等陸佐	切替前の俸給月額	46,900円
2等海佐	切替後の俸給月額	50,800円
3等陸曹	切替前の俸給月額	49,200円
3等海曹	切替後の俸給月額	53,200円
陸士長	切替前の俸給月額	19,900円
海士長	切替後の俸給月額	21,800円
1等陸士	切替前の俸給月額	18,900円
1等海士	切替後の俸給月額	20,400円

附　則（昭和四〇年四月一五日政令第一二七号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）別表第二の規定は昭和四十年二月一日から、その他の規定は同年四月一日から適用する。

（初任給調整手当に関する経過措置）

3　昭和四十年四月一日前に第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法施行令（以下「旧令」という。）第八条の四第七項に規定する初任給調整手当の支給期間が満了した事務官等については、新令第八条の四第七項に規定する初任給調整手当の支給期間が満了したものとする。

4　昭和四十年四月一日前に旧令第八条の四第七項第一号ロに掲げる期間が満了した事務官等（前項の事務官等を除く。）に対する新令第八条の四第七項第一号の規定の適用については、その満了した日に同号ハに掲げる期間が満了したものとする。

（俸給の切替え等）

5　参事官等及び事務官等（防衛庁職員給与法別表第一の指定職の甲欄又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第八の甲欄の適用を受ける者を除く。）の昭和四十年四月一日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百七十五号）附則第四項、第十項、第十一項及び第十六項の規定の例によるものとする。

| | | |

二　その者の切替日における俸給月額が職務の等級における俸給の幅の最高の号俸による額である職員にあつては、その者の経過期間のうち十七月をこえない期間

三　その者の切替日における俸給月額が職務の等級における俸給の幅の最高の号俸による額をこえる額である職員にあつては、その者の経過期間

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等の特例）

5　最高号俸等を受ける職員で防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百七十五号）附則第十二項の規定の適用を受けるもの（昭和三十九年十月一日から切替日の前日までの間に同項の規定の適用による昇給規定の適用を受けていないものに限る。）のうち、次の各号に規定する者の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算する期間は、当該各号に定めるところによる。

一　附則第三項の規定の例により得られるその者の切替日における俸給月額が職務の等級における俸給の幅の最高の号俸以外の号俸による額である者のうち、経過期間が十四月以上である者にあつては、同項の規定の例により得られるその者の切替日における俸給月額の直近上位の俸給月額をもつてその者の切替日における俸給月額とし、二月をその俸給月額を受ける期間に通算する。

二　附則第三項の規定の例により得られるその者の切替日における俸給月額が職務の等級における俸給の幅の最高の号俸による額であるものの、経過期間が二十月以上である者にあつては、同項の規定の例により得られるその者の切替日における俸給月額の切替表に定める直近上位の俸給月額をもつてその者の切替日における俸給月額とし、二月をその俸給月額を受ける期間に通算する。

（特定の最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

6　最高号俸等を受ける職員のうち、その者の切替日の前日における俸給月額が切替表に掲げられていない職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算する期間は、あらかじめ防衛庁長官の承認を得て定めるものとする。

（昇給期間の短縮の特例）

7　改正法附則第七項の規定の適用により昇給した職員（昭和四十年十月一日において改正法による改正前の防衛庁職員給与法の規定により昇給した職員を除く。）が昇給後の俸給月額を受けていた期間が三月をこえる前に昇格し、又は昇任した場合において、昇格又は昇任が防衛庁職員給与法施行令第六条の十一第五号の規定に該当するものであるときは、昇格又は昇任後最初の昇給規定による昇給の期間については、同号の規定にかかわらず、昇格又は昇任後の俸給月額を受けていた期間に相当する期間に三月を加えて得た期間を短縮することができる。

8　昭和三十七年九月三十日におけるその者の俸給月額がその俸給月額の属する職務の等級における改正法附則別表に掲げる最高の号俸の一号俸上位の号俸による俸給月額である職員（その俸給月額を受けた日が昭和三十七年一月二日以降である職員に限る。）及びこれに準ずる職員で昭和四十年九月一日から昭和四十一年七月一日までの間に昇格し、又は昇任したものについて、改正法附則第七項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、防衛庁職員給与法施行令第六条の十一の規定にかかわらず、あらかじめ防衛庁長官の承認を得て、その必要があると認められる期間の範囲内で、その昇格又は昇任後の最初の昇給規定による昇給の昇給期間を短縮することができる。

（通勤手当の支給日に関する経過規定）

9　昭和四十年十二月三十一日以前に係る通勤手当の支給日については、人事院規則九―七（俸給等の支給）第十四条の規定の例による。

附則別表　切替表

イ　行政職俸給表（一）の適用を受ける職員についての表

職務の等級	区分	俸給月額							
5等級	切替前の俸給月額	円	54,470	55,500	56,530	円	47,350	48,390	49,500
	切替後の俸給月額	円	58,400	59,400	60,400	円	50,000	51,000	52,000
6等級	切替前の俸給月額	円	36,820	37,640	38,460	円	39,200	40,100	41,000
7等級	切替後の俸給月額	円	39,200	40,100	41,000	円	28,000	29,000	30,000

ロ　教育職俸給表（一）の適用を受ける職員についての表

職務の等級	区分	俸給月額						
1等級	切替前の俸給月額	円	112,090	114,750	117,300	円	50,450	53,500
	切替後の俸給月額	円	116,600	119,400	122,100	円	39,920	41,700

ハ　自衛官俸給表の適用を受ける職員についての表

| 階級 | | | 区分 | 俸給月額 | | | | | | |

給月額がそれぞれその者が切替日に受ける俸給月額に対応する同表に掲げる俸給月額である職員に限る。）のうち総理府令で定める職員に対する切替日以降における最初の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第六項の規定の適用については、総理府令で定める期間を切替日においてその者が当該俸給月額を受けていた期間とすることができる。

附則別表

俸給表	切替日における俸給月額	切替日の前日において受けていた俸給月額
法別表第一	円 58，900	円 55，800
一般職給与法別表第一イ	円 43，100	円 40，800
法別表第二	円 54，600	円 51，600

附　則（昭和四二年四月一四日政令第六一号）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和四十二年四月一日から適用する。

附　則（昭和四二年五月三〇日政令第八三号）

この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附　則（昭和四二年七月二八日政令第二〇九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四二年九月三〇日政令第三一四号）

この政令は、昭和四十二年十月二十五日から施行する。ただし、別表第二海上幕僚監部の項の改正規定は、同月一日から施行する。

附　則（昭和四二年一一月二五日政令第三五一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四二年一二月二七日政令第三七六号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は昭和四十三年一月一日から、第四条の規定は同年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）の規定、第二条の規定による改正後の防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（以下「改正後の昭和三十二年改正政令」という。）の規定及び附則第五項の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。ただし、同令附則第四項（「附則第十六項から第十八項まで」を「附則第十六項から第二十項まで」に改める改正をしたところに限る。）の規定は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第百四十一号。以下「昭和四十二年一般職給与改正法」という。）の施行の日から適用する。

（昭和四十三年一月一日から同年六月三十日までの間における俸給月額の決定等の特例）

3　昭和四十三年四月一日から同年六月三十日までの間において参事官等若しくは事務官等が昇格し若しくは降格した場合又は同年一月一日から同年六月三十日までの間において自衛官が昇任し若しくは降任した場合において、新令第六条の六第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第一号から第四号まで若しくは第六条の七第一項若しくは第二項の規定による俸給月額に対応する号俸又は当該号俸による俸給月額に係る新令第六条の十一の規定による期間（以下「号俸等」という。）が、昭和四十三年三月三十一日（自衛官にあつては、昭和四十二年十二月三十一日）における俸給表が適用されているものとした場合における号俸等と異なるときは、その号俸等をもつてその者の号俸等とする。

4　前項の規定による号俸等の決定は、新令第六条の六第一項若しくは第二項、第六条の七第一項若しくは第二項又は第六条の十一の各相当規定による決定とみなす。

（暫定手当の異動保障期間の改定に伴う経過規定）

5　昭和四十二年八月一日において第二条の規定による改正前の防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定によりその例によることとされている一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）附則第二十二項の規定による暫定手当を支給されていた職員に対する同日以降の暫定手当の支給については、昭和四十二年一般職給与改正法附則第十二項の規定の適用を受ける一般職に属する国家公務員に対する暫定手当の支給の例による。

（昭和四十三年一月一日及び同年四月一日における俸給の切替え等）

6　参事官等及び事務官等の昭和四十三年四月一日並びに自衛官の同年一月一日及び同年四月一日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、これらの者の昭和四十二年八月一日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間の例によるものとする。

附　則（昭和四三年三月一六日政令第三八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四三年六月一五日政令第一六四号）抄

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四三年七月八日政令第二三六号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和四十三年六月二十六日から適用する。

附　則（昭和四三年一二月二五日政令第三四〇号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）第九条の三の規定は昭和四十三年五月一日から、新令第四条、第六条の三、第六条の六、第八条の四、別表第一の二及び別表第二の規定、第三条の規定による改正後の防衛庁職員給与法施行令等の一部を改正する政令の規定並びに次項及び附則第四項の規定は同年七月一日から適用する。

（昭和四十三年七月一日から昭和四十四年五月三十一日までの間における俸給月額の決定等の特例）

3　昭和四十四年四月一日から同年五月三十一日までの間において参事官等が昇格し、若しくは降格した場合、当該期間において自衛官が昇任し、若しくは降任した場合又は事務官等が昭和四十三年七月一日から昭和四十四年五月三十一日までの間において昇格し、若しくは降格した場合において、新令第六条の六第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第一号から第四号まで若しくは第六条の七第一項若しくは第二項の規定による俸給月額に対応する号俸又は当該号俸による俸給月額に係る新令第六条の十一の規定による期間（以下「号俸等」という。）が、参事官等及び自衛官にあつては昭和四十四年三月三十一日における俸給表が適用されているものとした場合、事務官等にあつては防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第百四十三号）附則第十五項の規定の適用がないものとした場合における号俸等と異なるときは、その号俸等をもつてその者の号俸等とする。

4　前項の規定による号俸等の決定は、新令第六条の六第一項若しくは第二項、第六条の七第一項若しくは第二項又は第六条の十一の各相当規定による決定とみなす。

（昭和四十四年四月一日における俸給の切替え等）

5　参事官等、事務官等及び自衛官の昭和四十四年四月一日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、これらの者の昭和四十三年七月一日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間の例によるものとする。

附　則（昭和四四年四月一日政令第六二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四四年五月一六日政令第一二二号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の第三条第六項、別表第一及び別表第二の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。

（等級別定数に関する経過措置）

3　昭和四十四年四月一日から同年九月三十日までの間は、改正後の別表第一ロ　事務官等等級別定数表の規定にかかわらず、同表行政職俸給表（一）の項中「三、〇六八」とあるのは「三、一七四」と、「一四八」とあるのは「一七三」とし、同表行政職俸給表（二）の項中「二、八九一」とあるのは「二、九八七」と、「四二」とあるのは「四五」とする。

（貸与被服に関する経過措置）

4　当分の間、改正後の別表第七の規定にかかわらず、作業外被の貸与は、行なわないことができる。

附　則（昭和四四年八月二日政令第二一一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四四年一二月一二日政令第二八八号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）の規定（第六条の規定を除く。）並びに次項、附則第四項及び附則第六項の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。

（昭和四十五年四月一日における俸給の切替え等）

3　参事官等、事務官等及び自衛官の昭和四十五年四月一日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、これらの者の昭和四十四年六月一日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間の例によるものとする。

（初任給調整手当に関する経過措置）

4　防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十四号）附則第四項の規定の適用を受ける者で、昭和四十四年六月一日から同法の施行の日の前日までの間において、新令第八条の四第一項各号に掲げる官署を異にして異動したことに伴い当該異動の日以降において受けることとなる初任給調整手当の額が異動の日の前日において受けていた初任給調整手当の額（同年同月同日に当該異動があった者にあっては、当該異動がないものとした場合においてその者が同日に受けることとなる初任給調整手当の額）に達しないこととなるものの初任給調整手当の月額は、同条第四項の規定にかかわらず、異動の日の前日において受けていた俸給月額と初任給調整手当の月額の合計額（同年同月同日に当該異動があった者にあっては、当該異動がないものとした場合においてその者が同日に受けることとなる俸給月額と初任給調整手当の月額の合計額）から異動の日以降において受けることとなる俸給月額と初任給調整手当の月額の合計額を控除した額を、当該異動の日以降において同項の規定により受けることとなる初任給調整手当の額に加算した額とする。

附　則（昭和四五年三月二日政令第一〇号）抄

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四五年四月一日政令第四二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四五年四月一七日政令第七二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四五年六月一六日政令第一八五号）抄

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四五年六月一八日政令第一八八号）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の防衛庁職員給与法施行令別表第五の規定（准海尉に係る部分を除く。）は、昭和四十五年五月一日から適用する。

附　則（昭和四五年一一月一八日政令第三三一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四五年一二月二四日政令第三四三号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中防衛庁職員給与法施行令第六条の十二の次に一条を加える改正規定は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2　改正後の防衛庁職員給与法施行令（第六条の十三並びに別表第六及び別表第七を除く。）の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

（被服の支給又は貸与に関する経過措置）

3　女子である陸上自衛官に対しては、改正後の防衛庁職員給与法施行令別表第六及び別表第七の規定にかかわらず、当分の間、正帽一個に代えて冬正帽一個及び夏正帽一個を支給し、又は貸与することができるものとする。

附　則（昭和四六年一月二五日政令第四号）抄

1　この政令は、昭和四十六年三月一日から施行する。

附　則（昭和四六年三月一五日政令第二六号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第三の規定は、昭和四十六年三月一日から適用する。

附　則（昭和四六年四月一日政令第九一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四六年一二月二二日政令第三七六号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定（第十五条第二項の規定を除く。）並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。ただし、別表第三の規定中夜間看護手当に係る部分は、昭和四十六年九月一日から適用する。

（暫定俸給月額を受ける職員の昇給等）

3　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第百二十三号。以下「改正法」という。）附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額（以下「暫定俸給月額」という。）を受ける職員に対する改正法による改正後の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第七項の規定の適用については、一般職に属する国家公務員の例による。

4　前項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとされた者の当該昇給後の暫定俸給月額を受けることがなくなった日における俸給月額又は当該昇給後の最初の昇給については、一般職に属する国家公務員の例による。

附　則（昭和四七年五月一二日政令第一七七号）抄

1　この政令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。ただし、第十六条の改正規定及び第二十条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から、第二十三条の改正規定、第二十五条の改正規定及び第二十六条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附　則（昭和四七年七月三日政令第二七〇号）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。ただし、別表第五の規定中備考の部分は、同年五月十五日から適用する。

附　則（昭和四七年一一月一六日政令第三九七号）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。ただし、別表第三の規定中夜間看護手当に係る部分は、昭和四十七年九月一日から適用する。

附　則（昭和四八年三月一日政令第二〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四八年四月二六日政令第一〇七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四八年七月三一日政令第二一〇号）抄

1　この政令は、昭和四十八年八月一日から施行する。

附　則（昭和四八年一〇月一二日政令第三〇六号）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令第十七条の十三第一項、附則第十六項、別表第二及び別表第三（同表中放射線取扱手当に係る部分を除く。）の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

附　則（昭和四八年一〇月一六日政令第三一一号）抄

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四八年一〇月一六日政令第三一二号）抄

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四八年一〇月二二日政令第三一五号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）の規定並びに次項、附則第五項及び第六項の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

（航海手当に係る経過措置）

3　昭和四十八年四月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に乗組員の乗り組んでいる艦船が航海を行なった日があった場合の当該日に係る航海手当の日額については、新令第十二条の三の規定により算定するものとした場合における航海手当の日額が、この政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令第十二条の三の規定により算定するものとした場合における航海手当の日額に達しない場合には、その額をもって新令第十二条の三の規定による航海手当の日額とする。

（昇格等の場合の俸給月額の特例等）

4　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十七号。以下「改正法」という。）附則別表第二のイからヌまでの表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額（以下「暫定俸

給月額」という。）を受ける職員（改正法附則第九項の切替期間に異動した職員を除く。）又は改正法附則第八項の総理府令で定める俸給月額（以下「指定俸給月額」という。）を受ける職員の昭和四十八年九月二十六日から同年十月一日までの間における昇格（新令第六条の六第一項の「昇格」をいう。）若しくは昇任又は降格（新令第六条の六第三項の「降格」をいう。）若しくは降任（以下「昇格等」という。）に関する新令第六条の六第一項、第二項若しくは第三項又は第六条の七第一項若しくは第二項の規定の適用及び当該昇格等の後の最初の昇給に係る昇給期間については、一般職に属する国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

5　暫定俸給月額又は指定俸給月額を受ける職員に関する改正法による改正後の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第七項の規定の適用については、一般職に属する国家公務員の例による。

6　前項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとされた職員の当該昇給後の暫定俸給月額又は指定俸給月額を受けることがなくなった日における俸給月額及び当該昇給後の最初の昇給については、一般職に属する国家公務員の例による。

（住居手当に係る経過措置）

7　改正法附則第十四項の政令で定める事由及び日については、一般職に属する国家公務員の例による。

附　則（昭和四八年一一月二六日政令第三四九号）

この政令は、昭和四十八年十一月二十七日から施行する。

附　則（昭和四八年一二月一日政令第三五三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四九年三月三〇日政令第七三号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、昭和四十九年一月一日から適用する。

附　則（昭和四九年五月二八日政令第一八二号）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令による改正後の第二条の二第一項、第八条第三項、第八条の二、第十二条第一項、附則第十六項、別表第一、別表第二（航空実験団司令部に係る部分を除く。）及び別表第三の規定は昭和四十九年四月一日から適用し、この政令による改正後の別表第二（航空実験団司令部に係る部分に限る。）の規定は同月十一日から適用する。

附　則（昭和四九年六月二八日政令第二四〇号）

（施行期日）

1　この政令は、昭和四十九年七月一日から施行する。

（退職手当の特例に関する経過措置）

2　昭和四十九年七月一日に現に在職する自衛官のうち、同日前に自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条第四項の規定により任用された者（以下この項において「任用期間の定めのある隊員」という。）で次の各号のいずれかに掲げる者に対するこの政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令第二十五条第一項又は第二項の規定による退職手当の額の算定については、これらの規定により退職手当の計算の基礎となる俸給日額に乗ずべき日数は、これらの規定にかかわらず、この政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令第二十五条第一項又は第二項の規定による日数に、当該各号に定める日数を加えた日数とする。

一　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条第一項第二号に掲げる者　昭和四十九年七月以降の任用期間の定めのある隊員としての勤続期間一月につき四日の割合で計算した日数と同月以降の一等陸曹、二等陸曹若しくは三等陸曹（次号において「陸曹」という。）、一等海曹、二等海曹若しくは三等海曹（次号において「海曹」という。）又は一等空曹、二等空曹若しくは三等空曹（次号において「空曹」という。）としての勤続期間一月につき二日の割合で計算した日数との合計日数

二　防衛庁職員給与法第二十八条第一項第三号に掲げる者　昭和四十九年七月以降の任用期間の定めのある隊員としての勤続期間一月につき二日の割合で計算した日数と同月以降の陸曹、海曹又は空曹としての勤続期間一月につき一日の割合で計算した日数との合計日数

附　則（昭和四九年一二月二三日政令第三九二号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

附　則（昭和五〇年三月三一日政令第五五号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、昭和五十年一月一日から適用する。

附　則（昭和五〇年六月一〇日政令第一七九号）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の附則第十六項及び別表第三の規定は昭和五十年四月一日から、改正後の別表第二の規定は同月二日から適用する。

附　則（昭和五〇年八月二〇日政令第二五六号）

この政令は、昭和五十年九月一日から施行する。

附　則（昭和五〇年一一月七日政令第三一七号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

（住居手当に係る経過措置）

2　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第七十三号）附則第十項の政令で定める事由及び日については、一般職に属する国家公務員の例による。

附　則（昭和五一年一月三〇日政令第一四号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、昭和五十一年二月一日から施行する。

2　この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令（次項において「新令」という。）第十二条の三、第十七条の十三第一項、附則第十六項及び別表第五の規定は、昭和五十年十一月七日から適用する。

（特地勤務手当に係る経過措置）

3　昭和五十一年一月三十一日において新令別表第三の二に掲げる官署に在勤する自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十五条の規定に基づく総理府令の規定により営舎において居住しなければならないこととされている自衛官に対する同年二月一日以降の特地勤務手当の月額は、新令第十条第二項の規定により受けるべき額が同年一月三十一日において受けていた特地勤務手当の月額（以下「旧特地勤務手当の月額」という。）に達しないこととなる場合には、その額が旧特地勤務手当の月額に達するまでの間（その期間内にその者が官署を異にして異動した場合その他長官の定める事由に該当することとなった場合にあつては、長官の定める日までの間）は、旧特地勤務手当の月額に相当する額（その額がその者の俸給及び扶養手当の月額の合計額に、この政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令第十条第二項の表第二欄に掲げる割合のうちその者の旧特地勤務手当の月額の算定の基礎となった割合（以下この項において「旧割合」という。）を乗じて得た額を超えることとなる間にあつては、当該合計額に旧割合を乗じて得た額）とする。

附　則（昭和五一年四月一日政令第六三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五一年五月一〇日政令第九五号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定（別表第二の規定を除く。）は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附　則（昭和五一年一一月五日政令第二八七号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附　則（昭和五二年四月一八日政令第八五号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第二条の二第二項、第六条の十七、附則第十六項及び別表第三の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附　則（昭和五二年六月一六日政令第二〇四号）抄

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五二年八月二日政令第二五三号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附　則（昭和五二年一二月二一日政令第三二二号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）第八条の四第三

項及び別表第一の規定は昭和五十二年四月一日から、新令第十七条の四第一項の規定は同年十二月一日から適用する。

（住居手当に係る経過措置）

3　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第九十号）附則第八項の政令で定める事由及び日については、一般職に属する国家公務員の例による。

（宿日直手当の特例）

4　昭和五十二年十二月一日からこの政令の施行の日の前日までの間において自衛隊の病院における救急の外来患者等に関する事務処理等のための宿日直勤務又は宿直勤務を行った場合の当該勤務に係る宿日直手当については、この政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令第十一条の規定にかかわらず、新令第十一条の規定の例による。

附　則（昭和五二年一二月二三日政令第三二三号）抄

1　この政令は、昭和五十三年一月三十日から施行する。

附　則（昭和五三年一月一三日政令第二号）抄

1　この政令は、昭和五十三年三月三十一日から施行する。

附　則（昭和五三年四月二一日政令第一三三号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の附則第十七項及び別表第三の規定は昭和五十三年四月一日から、この政令による改正後の別表第二の規定は同月五日から適用する。

附　則（昭和五三年六月二七日政令第二五二号）抄

1　この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附　則（昭和五三年一〇月二一日政令第三五七号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附　則（昭和五三年一二月一二日政令第三八五号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（昭和五十三年十二月十四日）から施行する。

附　則（昭和五三年一二月二八日政令第四〇四号）

（施行期日）

1　この政令は、昭和五十四年一月一日から施行する。

（初任給調整手当に関する経過措置）

2　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第九項の規定により支給する初任給調整手当の支給期間及び支給額については、一般職に属する国家公務員の例による。

3　改正法附則第十項の政令で定める同項に規定する官職に新たに採用された職員に準ずる職員及び同項の規定により支給する初任給調整手当に関しこれを支給される職員の範囲その他必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

附　則（昭和五四年三月三〇日政令第四五号）

この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附　則（昭和五四年六月二二日政令第一八五号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令による改正後の第十一条の二第一項及び第三項、附則第十六項及び第十七項、別表第二（教育航空群司令部に係る部分に限る。）、別表第三（落下さん降下作業手当に係る部分に限る。）並びに別表第五の規定は昭和五十四年四月一日から、この政令による改正後の第三条第十項、第八条の二（表中欄（１０）に係る部分に限る。）、別表第二（方面総監部に係る部分に限る。）及び別表第三（夜間看護手当に係る部分に限る。）の規定は同月四日から適用する。

附　則（昭和五四年一〇月一六日政令第二七一号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附　則（昭和五四年一二月一八日政令第二九一号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

（住居手当に係る経過措置）

2　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十九号）附則第十項の政令で定める事由及び日については、一般職に属する国家公務員の例による。

附　則（昭和五四年一二月二八日政令第三〇八号）

（施行期日）

1　この政令は、昭和五十五年一月一日から施行する。

（俸給の調整額に係る経過措置）

2　昭和五十四年十二月三十一日において俸給の調整を受ける官職に在職していた事務官等のうち、この政令による改正前の防衛庁職員給与法施行令第八条の二の表の下欄に掲げる割合に二十五を乗じて得た数（次項において「旧令による調整数」という。）とこの政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）別表第一の二の調整数欄に掲げる調整数を同じくする事務官等として引き続き同一又は同種の官職に在職している事務官等で、新令第八条の二第二項の規定により得られる額が同日においてその者が受けていた俸給の調整額に達しないもの（俸給月額に異動があり、異動後の俸給月額が同日における俸給月額に達しないこととなったものを除く。）の俸給の調整額は、同項の規定にかかわらず、同日においてその者が受けていた俸給の調整額に相当する額とする。

3　昭和五十四年十二月三十一日において俸給の調整を受ける官職に在職していた事務官等のうち、昭和五十五年一月一日以後に異動し、新令別表第一の二の調整数欄に掲げる調整数が異動前の官職に係る旧令による調整数又は異動前の官職に係る新令別表第一の二の調整数欄に掲げる調整数より下位の区分に属する事務官等となった者その他同日以後に長官の定める事由に該当することとなった事務官等について、部内の他の事務官等との権衡上必要があると認めるときは、その者の俸給の調整額は、新令第八条の二第二項の規定にかかわらず、長官の定める額とすることができる。

附　則（昭和五五年三月一一日政令第一六号）抄

1　この政令は、昭和五十五年三月十七日から施行する。

附　則（昭和五五年三月二八日政令第二三号）

（施行期日）

1　この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（昇給に関する経過措置）

2　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十九号）附則第九項の政令で定める俸給月額及び同項の規定による昇給については、一般職に属する国家公務員の例による。

附　則（昭和五五年四月五日政令第六一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五五年四月三〇日政令第一一一号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附　則（昭和五五年一二月五日政令第三一六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五五年一二月一二日政令第三二五号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第九条の二に一項を加える改正規定は、昭和五十六年一月一日から施行する。

2　この政令（第九条の二に一項を加える改正規定を除く。）による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定（第三条第二項及び第二十六条の規定を除く。）は昭和五十五年四月一日から、この政令による改正後の第二十六条の規定は同年八月三十日から適用する。

附　則（昭和五六年一月二七日政令第九号）抄

1　この政令は、昭和五十六年二月十日から施行する。

附　則（昭和五六年二月二七日政令第一九号）

この政令は、昭和五十六年三月一日から施行する。

附　則（昭和五六年三月三一日政令第五四号）

この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附　則（昭和五六年四月三日政令第九七号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附　則（昭和五六年一一月二〇日政令第三二二号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附　則（昭和五六年一二月二五日政令第三四八号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附　則（昭和五七年二月一六日政令第一八号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十七年一月一日から適用する。

附　則（昭和五七年三月三一日政令第六四号）

この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附　則（昭和五七年四月六日政令第九四号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

附　則（昭和五七年九月二八日政令第二六八号）

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附　則（昭和五八年三月一五日政令第二一号）　抄

1　この政令は、昭和五十八年三月十六日から施行する。

附　則（昭和五八年一一月二九日政令第二四五号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

附　則（昭和五八年一二月二三日政令第二六二号）

この政令は、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十八年十二月二十四日）から施行する。

附　則（昭和五九年二月二八日政令第二〇号）

この政令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

附　則（昭和五九年三月一七日政令第三五号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年四月一日）から施行する。

附　則（昭和五九年四月一七日政令第一〇四号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附　則（昭和五九年六月二一日政令第二〇〇号）　抄

1　この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附　則（昭和五九年九月七日政令第二六五号）　抄

1　この政令は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

附　則（昭和五九年九月七日政令第二六八号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年十月一日）から施行する。

（防衛庁職員給与法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　当分の間、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等が同令第十七条の四第二項に規定する一部負担金を支払った場合には、国は、国家公務員共済組合法附則第八条の規定による措置を参酌して防衛大臣の定めるところにより、同項に規定する一部負担金の払戻しその他の措置を行うことができる。

附　則（昭和五九年一二月二二日政令第三四八号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令別表第一の三の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附　則（昭和六〇年四月六日政令第八四号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六〇年四月一二日政令第一〇五号）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第三（異常気圧内作業手当に係る部分を除く。）の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

2　改正後の第十七条の六第六項の規定は、昭和六十年一月一日以後に行われた療養に係る高額療養費の支給について適用する。

附　則（昭和六〇年一二月二一日政令第三一八号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項及び第十条の三の改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）の規定（第四条第二項の規定並びに第六条の七第三項及び第十二条の五第一項第二号の規定中陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に係る部分を除く。）は、昭和六十年七月一日から適用する。

（経過措置）

3　昭和六十年七月一日の前日から引き続き一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である自衛官に係る新令第四条第三項の規定の適用については、同項第一号中「二年以上」とあるのは「二年以上又は一等陸佐、一等海佐若しくは一等空佐の在職期間が四年以上」と、同項第二号中「期間」とあるのは「期間又は一等陸佐、一等海佐若しくは一等空佐の在職期間」とする。

4　昭和六十年七月一日において昇格（新令第六条の六第一項の「昇格」をいう。）し、又は昇任（同項の「昇任」をいう。）した職員の当該昇格又は昇任後の俸給月額の決定については、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十九号）附則第五項、第六項又は第八項の規定により定められた俸給月額をその前日において受けていたものとみなして新令第六条の六の規定を適用する。

附　則（昭和六一年三月二八日政令第五五号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和六一年三月三一日政令第七一号）

（施行期日）

1　この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた第十七条の三に規定する療養に係る療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和六一年四月一五日政令第一一八号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附　則（昭和六一年四月三〇日政令第一三五号）

1　この政令は、昭和六十一年五月一日から施行する。

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和六一年七月四日政令第二五一号）

この政令は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附　則（昭和六一年一二月二二日政令第三七九号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附　則（昭和六二年三月二〇日政令第五四号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附　則（昭和六二年三月三一日政令第八三号）

（施行期日）

1　この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（俸給の調整額に係る経過措置）

2　改正後の防衛庁職員給与法施行令（以下「新令」という。）別表第一の二の職員欄に掲げる事務官等には、新令において俸給の調整を行う官職に該当しない官職で改正前の防衛庁職員給与法施行令（以下「旧令」という。）において俸給の調整を行う官職に該当していたものを占

める事務官等のうち、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が当該事務官等に準ずると長官が認めるものを含むものとする。

3　新令別表第一の二の職員欄に掲げる事務官等（前項の規定により長官が認めた事務官等を含む。）のうち、その者に係る同表の調整数欄に掲げる調整数が旧令別表第一の二の調整数欄に掲げる調整数（以下「旧調整数」という。）に満たないものについて特別の事情があると長官が認める場合における新令第八条の二第二項の規定の適用については、同項中「掲げる調整数」とあるのは、「掲げる調整数に一を加えた数」とする。

4　新令別表第一の二の調整数欄に掲げる調整数（前項の規定の適用がある場合にあつては、当該調整数に一を加えた数。以下「新調整数」という。）が旧調整数に満たない官職（以下「調整数の減じた官職」という。）をこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き占める事務官等の俸給の調整額は、新令第八条の二第二項の規定にかかわらず、昭和七十年三月三十一日までの間において引き続き当該官職を占める間は、同項の規定による額に、その者が施行日の前日において受けていた俸給月額に百分の三を乗じて得た額と同日においてその者に適用されていた旧令別表第一の三に掲げる額との合計額に当該官職に係る旧調整数及び附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。当該事務官等が、当該官職と同種の官職で旧調整数及び新調整数がそれぞれ当該官職と同一であるものに異動した場合における俸給の調整額についても、同様とする。

5　前項の規定は、調整数の減じた官職を施行日以後占めることとなり、かつ、かつて当該官職と同種の官職その他これに準ずる官職を占めていた事務官等のうち、同項の規定により俸給の調整額を算定される事務官等との権衡を考慮して長官の定めるものの俸給の調整額について準用する。この場合において、同項中「俸給月額（施行日以後俸給表を異にする異動をした事務官等その他の長官の定める事務官等にあつては、長官の定める俸給月額）」と読み替えるものとする。

6　新令において俸給の調整を行う官職（附則第二項の規定により長官が認めた事務官等の占める官職を含む。）に該当しない官職で旧令において俸給の調整を行う官職に該当していたもの（以下「非調整官職となつた官職」という。）を施行日の前日から引き続き占める事務官等には、新令第八条の二の規定にかかわらず、昭和七十年三月三十一日までの間において引き続き当該官職を占める間は、その者が施行日の前日において受けていた俸給月額に百分の三を乗じて得た額と同日においてその者に適用されていた旧令別表第一の三に掲げる額との合計額に当該官職に係る旧調整数及び附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。当該事務官等が、当該官職と同種の官職で旧調整数が当該官職と同一である非調整官職となつた官職に異動した場合についても、同様とする。

7　前項の規定は、非調整官職となつた官職を施行日以後占めることとなり、かつ、かつて当該官職と同種の官職その他これに準ずる官職を占めていた事務官等のうち、同項の規定により俸給の調整額を支給される事務官等との権衡を考慮して長官の定めるものについて準用する。この場合において、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額（施行日以後俸給表を異にする異動をした事務官等その他の長官の定める事務官等にあつては、長官の定める俸給月額）」と読み替えるものとする。

8　附則第二項から前項までに規定するもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置は、長官が定める。

附則別表

昭和六十二年四月一日から昭和六十七年三月三十一日まで	百分の百
昭和六十七年四月一日から昭和六十八年三月三十一日まで	百分の七十五
昭和六十八年四月一日から昭和六十九年三月三十一日まで	百分の五十
昭和六十九年四月一日から昭和七十年三月三十一日まで	百分の二十五

附　則（昭和六二年五月二一日政令第一五二号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第二（地方総監部に係る部分に限る。）の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附　則（昭和六二年一二月一五日政令第三九八号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附　則（昭和六三年二月一九日政令第一五号）

（施行期日）

1　この政令は、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第百十一号）の一部の施行の日（昭和六十三年四月十七日）から施行する。

（経過措置）

2　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づく総理府令で一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第百九号）附則第九項の規定に準じた規定を定めた場合においては、当該規定による勤務を要しない時間に相当する時間の指定が行われる間、当該指定の行われる職員に対するこの政令による改正後の防衛庁職員給与法施行令第十条の三第一項の規定の適用については、同項中「一般職給与法附則第十一項から第十四項まで」とあるのは「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第百九号）附則第九項」とする。

附　則（昭和六三年四月八日政令第九九号）　抄

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和六三年四月八日政令第一〇六号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附　則（昭和六三年四月三〇日政令第一三四号）

この政令は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附　則（昭和六三年一二月一三日政令第三三三号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、昭和六十三年十二月十五日から施行する。

附　則（平成元年二月一日政令第一一号）

この政令は、平成元年三月十六日から施行する。

附　則（平成元年五月二九日政令第一三八号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附　則（平成元年五月三一日政令第一六一号）

1　この政令は、平成元年六月一日から施行する。

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成元年一二月一三日政令第三二一号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令第六条の三第一項及び別表第一の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附　則（平成二年三月三〇日政令第六一号）

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附　則（平成二年六月八日政令第一四一号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁職員給与法施行令の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附　則（平成二年九月二八日政令第二九〇号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の施行の日（平成二年十月一日）から施行する。

附　則（平成二年一一月一五日政令第三三〇号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附　則（平成二年一二月二六日政令第三六七号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第八条の三第三項、第十一条の三並びに第十九条第一項及び第二項の改正規定は、平成三年一月一日から施行する。

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定及び第二十四条の改正規定を除く。）による改

正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成二年四月一日から適用する。

（経過措置）

3　改正後の第十九条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤により負傷し、又は疾病にかかり、長期の休養を要するため休学を命ぜられている学生の当該改正規定の施行の日以後の休学の期間に係る給与についても適用する。

4　改正後の第二十四条の規定は、この政令の施行の日前に退職した防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者についても適用する。

附　則（平成三年四月一二日政令第一一九号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附　則（平成三年四月二六日政令第一四八号）

1　この政令は、平成三年五月一日から施行する。

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成三年五月二一日政令第一六六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成三年一二月二四日政令第三七七号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の三を第十一条の四とし、第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に一条を加える改正規定並びに第十二条、第十七条の三第一項、第二十四条第四号、附則第十八項、別表第二及び別表第三の改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附　則（平成四年三月二七日政令第七二号）抄

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成四年四月一日）から施行する。

附　則（平成四年四月一七日政令第一五二号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）の規定（第十六条から第十七条の二まで、別表第六及び別表第七の規定を除く。）並びに次項から附則第十四項まで、附則第十九項及び附則別表の規定は、平成四年四月一日から適用する。

（用語の意義）

2　次項から附則第十二項まで（附則第七項及び第十項を除く。）及び附則別表の規定において「昇格」、「昇任」、「降格」又は「降任」とは、それぞれ新令第六条の六第一項又は第五項に規定する昇格、昇任、降格又は降任をいう。

（昇格等に関する平成七年度までの間の経過措置）

3　平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する参事官等（以下「参事官等」という。）若しくは同条第二項に規定する事務官等（以下「事務官等」という。）が新令別表第一の二に掲げる職務の級以上の職務の級（以下「対象級」という。）へ昇格し、又は自衛官が同表に掲げる階級以上の階級（新令第六条の三第三項に規定する階級をいう。以下同じ。）（以下「対象階級」という。）へ昇任した場合（一級上位の職務の級又は階級へ昇格し、又は昇任した場合に限る。）における俸給月額は、新令第六条の六第三項の規定にかかわらず、その者が昇格し、又は昇任する時期の別により定める附則別表イ、ロ又はハの表の第一欄に掲げる職員の区分及び第二欄に掲げる経過期間（昇格し、又は昇任した日の前日における俸給月額を受けていた期間に相当する期間をいう。以下同じ。）の区分（第二欄に定めのないときは第一欄に掲げる職員の区分とし、以下この項において「職員等区分」という。）に対応するこれらの表の第三欄に定める俸給月額とし、当該昇格後又は昇任後の最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八条第六項本文の規定又は新令第六条の十五の規定による昇給に係る昇給期間（法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項本文又は同条第八項ただし書に規定する期間をいう。以下同じ。）については、これらの表の職員等区分に対応する第四欄に期間が定められている場合には、当該期間を短縮することができる。

4　前項、附則第六項、附則第七項若しくは新令第六条の六第三項の規定の適用を受け、又は初任給の決定その他防衛庁長官（以下「長官」という。）の定める事由に際してこれらの規定の適用を受けるものとみなされた参事官等、事務官等又は自衛官が、その後、平成四年四月一日から平成八年三月三十一日までの間（以下「調整期間」という。）に昇格し、又は昇任した場合には、これらの規定及び新令第六条の十一の規定の適用がなく、かつ、改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第六条の六及び第六条の十一の規定並びに法及び旧令の関係規定の適用があったとしたならば当該昇格又は昇任の日の前日にこれらの者が受けることとなる俸給月額及びこれを受けることとなったとされる日から当該昇格又は昇任の日の前日までの期間に相当する期間を基礎として、平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間にあっては前項の規定を、平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間にあっては新令第六条の六及び第六条の十一の規定を適用する。

5　法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第九項の規定により昇給しないこととされている参事官等、事務官等又は自衛官が平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に対象級に昇格し、又は対象階級に昇任した場合におけるその者の俸給月額は、附則第三項の規定にかかわらず、旧令第六条の六の規定を適用したものとした場合に受けることとなる俸給月額とする。

6　平成四年四月一日、平成五年四月一日、平成六年四月一日又は平成七年四月一日（以下この項及び次項において「調整日」という。）においてその前日から引き続き対象級に属する参事官等若しくは事務官等（当該各調整日に対象級に昇格する者を除く。）又は対象階級に属する自衛官（当該各調整日に対象階級に昇任する者を除く。）の当該各調整日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が当該各調整日の前日までその属する職務の級又は階級の一級下位の職務の級又は階級に属しており、当該各調整日において昇格し、又は昇任したものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、長官の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

7　各調整日においてその前日から引き続き職務の級が一級である参事官等の当該各調整日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が当該各調整日に新たに職務の級が一級である参事官等に採用されたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、長官の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

8　五十六歳に達した日後に附則第三項の規定の適用を受けた参事官等、事務官等又は自衛官で当該昇格後又は昇任後の俸給月額が同項の規定に代えて旧令第六条の六の規定を適用したものとした場合に受けることとなる額に対応する号俸の一号俸上位の号俸による額であるもの及び同日後に前二項の規定の適用を受けた参事官等、事務官等又は自衛官で当該調整後の俸給月額が調整前の俸給月額に対応する号俸の一号俸上位の号俸による額であるものの当該昇格後若しくは昇任後又は調整後の最初の昇給に係る昇給期間については、一般職に属する国家公務員の例による。

（平成八年四月一日における俸給月額等の調整）

9　調整期間中に対象級に二回以上昇格した参事官等若しくは事務官等若しくは対象階級に二回以上昇任した自衛官又は初任給の決定その他長官の定める事由に際して調整期間中に対象級に二回以上昇格したものとみなされた参事官等若しくは事務官等若しくは対象階級に二回以上昇任したものとみなされた自衛官の平成八年四月一日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が同日の前日までその属する職務の級又は階級の一級下位の職務の級又は階級に属しており、同日において昇格し、又は昇任したものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、長官の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

10　平成八年四月一日においてその前日から引き続き職務の級が一級である参事官等の同日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が同日に新たに職務の級が一級である参事官等に採用されたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、

長官の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（昇格又は昇任に関する平成十三年度までの間の経過措置）

11　調整期間中に昇格若しくは昇任がなく、かつ、附則第六項若しくは第七項の規定の適用を受け、又は初任給の決定その他長官の定める事由に際して調整期間中に昇格若しくは昇任がなく、かつ、これらの規定の適用を受けるものとみなされた書記官若しくは部員（長官の定める者を除く。）、事務官等又は自衛官の平成八年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の最初の昇格又は昇任については、これらの規定の適用がなく、かつ、法及び旧令の関係規定の適用があったとしたならば当該昇格又は昇任の日の前日にこれらの者が受けることとなる俸給月額及びこれを受けることとなったとされる日から当該昇格又は昇任の日の前日までの期間に相当する期間を基礎として、新令第六条の六及び第六条の十一の規定を適用する。

12　降格し、又は降任した書記官若しくは部員、事務官等又は自衛官が平成四年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に対象級に昇格し、又は対象階級に昇任した場合（降格し、又は降任した日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級の一級上位の職務の級又は階級までの昇格又は昇任である場合に限る。）におけるその者の俸給月額及び当該昇格後又は昇任後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる期間については、附則第三項及び第五項並びに新令第六条の六第三項及び第六条の十一の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮して長官が定める。

（読替規定）

13　平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

新令第六条の六第四項	前三項	第一項若しくは第二項の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第百五十二号。以下「一部改正令」という。）附則第三項

新令第六条の六第六項	第一項及び第三項	第一項の規定及び一部改正令附則第三項	
新令第六条の十一第三項	六条の十九	又は第六条の十九	若しくは第六条の十九の規定又は一部改正令附則第三項若しくは第十二項
		第八号まで	第八号までの規定又は一部改正令附則第三項

14　平成七年四月一日から平成九年一月一日までの間における新令第六条の十一第三項の規定の適用については、同項中「又は第六条の二十一」とあるのは「若しくは第六条の二十一の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第百五十二号）附則第三項若しくは第十二項」とし、平成九年一月二日から平成十六年一月一日までの間における同項の規定の適用については、同項中「又は第六条の二十一」とあるのは「若しくは第六条の二十一の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第百五十二号）附則第十二項」とする。

（被服の無料貸与に関する経過措置）

15　旧令第十六条第一項又は第二項の規定により被服を支給された准陸尉以上の陸上自衛官、准海尉以上の海上自衛官又は准空尉以上の航空自衛官に対しては、新令第十七条第一項の規定にかかわらず、旧令第十六条第一項又は第二項の規定により被服を支給された日から起算して次の各号に掲げる品目に応じて当該各号に定める期間が経過するまでの間は、当該品目の被服を貸与しない。ただし、同条第一項の規定により支給を受けた被服であって公務の遂行による事故又は天災事変による災害のため亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷したものと同一の品目及び数量の被服については、この限りでない。

一　冬服（上衣及びズボン）　六年
二　夏服（上衣及びズボン）　五年
三　正帽　四年
四　略帽　四年
五　帽日おおい　四年
六　外とう　六年
七　雨衣　六年
八　短靴　三年
九　帽章　六年
十　階級章　五年
十一　バンド　三年

16　旧令第十六条第一項又は第二項の規定により支給された被服で支給された日から起算して旧令別表第六において品目ごとに定められていた期間内にあるものについては、同条第三項及び第四項並びに旧令第十七条の二第一項前段及び第二項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

（委任規定）

17　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置は、長官が定める。

附則別表（附則第三項関係）

イ　平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの間の昇格又は昇任についての表

職員	経過期間	昇格後又は昇任後の俸給月額	短縮期間
新令第六条の六第三項を適用したものとした場合に、同項第一号に該当し、かつ、新令第六条の十一第一項第二号に該当しないこととなる職員（以下「初号等職員」という。）		昇格後の職務の級又は昇任後の階級における俸給の幅の最低の号俸による額（以下「初号俸額」という。）	
新令第六条の六第三項を適用したものと上の期間	九月以満の期間	初号俸額	経過期間から九月を減じた期間（その期間が三月を超えるときは、三月）
新令第六条の六第三項を適用したものと上の期間	九月未満の期間	対応額	
新令第六条の六第三項を適用したものと上の期間	九月以満の期間	対応額	経過期間から九月を減じた期間（その期間が三月を超えるときは、三月）
新令第六条の六第三項を適用したものと上の期間	九月未満の期間	一号俸上位額	
新令第六条の六第三項を適用したものと上の期間	九月以満の期間	一号俸上位額	経過期間に三月を加えた期間
新令第六条の六第三項を適用したものと上の期間	九月未満の期間	一号俸上位額	経過期間に三月を加えた期間
新令第六条の六第三項を適用したものと上の期間	九月以満の期間	一号俸上位額	経過期間に三月を加えた期間
新令第六条の六第三項を適用したものと上の期間	九月未満の期間	一号俸上位額	経過期間に三月を加えた期間

三号に該当することとなる職員（以下「第三号職員」という。）

号に規定する対応額をいう。以下同じ。）に対応する号俸の一号俸上位の号俸による額（以下「一号俸上位額」という。）

の期間がえるとき は、三月）

対応額に対応するから九月の号俸の二を減じた号俸上位の号俸による額（以下「二号俸上位額」という。）

経過期間の期間が三月を超えるとき は、三月）

新令第六条の六第三項を適用したものと上の期間

九月以満の期間

九月未満の期間

「第七号職員」という。）

新令第六条の六第三項を適用したものとした場合に、同項第三号に該当し、かつ、昇格し、又は昇任した日の前日における俸給月額が、当該昇格後又は昇任後の俸給月額が三あるときのその三の俸給月額の最下位の俸給月額である職員（以下「第六条の十一適用外職員」という。）

その他の職員

長官の定める額

一号俸上位額

長官の定める期間

加えた期間

備考　法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定により昇給期間が十八月とされている職員（以下「十八月職員」という。）及び同項の規定により昇給期間が二十四月とされている職員（以下「二十四月職員」という。）に対するこの表の適用については、第二欄中「九月」とあるのは、十八月職員にあっては「十五月」と、二十四月職員にあっては「十一月」とし、同欄中「六月」とあるのは、十八月職員にあっては「九月」と、二十四月職員にあっては「十二月」とし、第四欄中「九月」とあるのは、十八月職員にあっては「十五月」と、二十四月職員にあっては「二十一月」とする。

ロ　平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の昇格又は昇任についての表

職員	経過期間	昇格後又は昇任後の俸給月額	短縮期間
初号等職員		初号俸額	
第二号職員	六月以上の期間	初号俸額	経過期間から六月を減じた期間（その期間が六月を超えるときは、六月）
第三号職員	六月以上の期間	一号俸上位額	経過期間から六月を減じた期間（その期間が六月を超えるときは、六月）
	六月未満の期間	初号俸額	
第四号等職員	六月以上の期間	二号俸上位額	経過期間から六月を減じた期間（その期間が六月を超えるときは、六月）
	六月未満の期間	一号俸上位額	経過期間に六月を加えた期間
第六号職員	六月を超える期間	一号俸上位額	九月
	六月以下の期間	一号俸上位額	六月
第七号職員	三月以上の期間	一号俸上位額	九月
	三月未満の期間	一号俸上位額	経過期間に六月を加えた期間
第六条の十一適用外職員		一号俸上位額	六月
その他の職員		長官の定める額	長官の定める期間

備考　十八月職員及び二十四月職員に対するこの表の適用については、第二号職員の項の第二欄、第三号職員の項の第二欄及び第四号等職員の項の第二欄中「六月」とあるのは、十八月職員にあっては「十二月」と、二十四月職員にあっては「十八月」とし、第六号職員の項の第二欄中「六月」とあるのは、十八月職員にあっては「九月」と、二十四月職員にあっては「十二月」とし、第四欄中「六月を減じた期間」とあるのは、十八月職員にあっては「十二月を減じた期間」と、二十四月職員にあっては「十八月を減じた期間」とする。

ハ　平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの間の昇格又は昇任についての表

職員	経過期間	昇格後又は昇任後の俸給月額	短縮期間
初号等職員		初号俸額	
第一号職員	三月以上の期間	初号俸額	経過期間から三月を減じた期間（その期間が九月を超えるときは、九月）
	三月未満の期間	初号俸額	
第三号職員	三月以上の期間	一号俸上位額	経過期間から三月を減じた期間（その期間が九月を超えるときは、九月）
	三月未満の期間	対応額	経過期間に九月を加えた期間
第四号等職員	三月以上の期間	二号俸上位額	経過期間から三月を減じた期間（その期間が九月を超えるときは、九月）
	三月未満の期間	一号俸上位額	経過期間に九月を加えた期間
第六号職員	六月（十八月職員にあっては九月職員及び二十四月職員にあっては十二月）を超える期間	二号俸上位額（十八月職員及び二十四月職員にあっては、十二号俸上位額）	十二月（十八月職員及び二十四月職員限る。）
	六月（十八月職員にあっては九月）以下の期間	一号俸上位額	九月
第七号職員	三月以上の期間	二号俸上位額（十八月職員及び二十四月職員にあっては、一号俸上位額）	十二月（十八月職員及び二十四月職員限る。）
	三月未満の期間	一号俸上位額	経過期間に九月を加えた期間
第六条の十一適用外職員		一号俸上位額	九月
その他の職員		長官の定める額	長官の定める期間

備考　十八月職員及び二十四月職員に対するこの表の第二号職員の項から第四号等職員の項までの適用については、これらの項のそれぞれ第二欄及び第四欄中「三月」とあるのは、十八月職員にあっては「九月」と、二十四月職員にあっては「十五月」とする。

附　則（平成四年四月三〇日政令第一五五号）

この政令は、平成四年五月一日から施行する。

附　則（平成四年一二月一六日政令第三八〇号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定（第八条の四第一項の規定を除く。）及び国家公務員退職手当法施行令の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附　則（平成五年三月五日政令第三二号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成五年一月一日から適用する。

附　則（平成五年三月三一日政令第七五号）

（施行期日）

1　この政令は、平成五年四月一日から施行する。

（調整手当に関する暫定措置）

2　この政令の施行の日から平成六年三月三十一日までの間においては、改正後の第九条の二の二第一項第二号中「百分の十二」とあるのは「百分の十一」と、「百分の三・五」とあるのは「百分の二・五」とする。

附　則（平成五年四月一日政令第一〇八号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附　則（平成五年四月一日政令第一〇九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成五年四月七日政令第一四三号）

1　この政令は、平成五年五月一日から施行する。

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成五年八月二五日政令第二七六号）

この政令は、平成五年九月一日から施行する。

附　則（平成五年一一月一二日政令第三六三号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成五年四月一日から適用する。

（調整手当に関する暫定措置）

2　平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、改正後の第九条の二の二第一項第二号中「百分の十二」とあるのは「百分の十一」と、「百分の四・五」とあるのは「百分の三・五」とする。

附　則（平成六年三月二四日政令第六二号）抄

（施行期日）

1　この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附　則（平成六年六月二四日政令第一六二号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附　則（平成六年六月二四日政令第一六三号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第十五項又は第十六項の規定により貸与された被服は、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条第一項の規定により貸与されたものとみなす。

附　則（平成六年七月二七日政令第二五一号）

この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日（平成六年九月一日）から施行する。

附　則（平成六年九月二日政令第二八二号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成六年十月一日から施行する。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定による給付については、なお従前の例による。

2　改正法附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所において、第三十条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（以下この項において「改正後の給与令」という。）第十七条の三第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける同項に規定する自衛官等又は同項に規定する自衛官等であった者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、改正法附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める状態である者に限る。）が、改正法附則第四条第一項に規定する付添看護を受けたときは、平成八年三月三十一日（改正法附則第四条第一項の規定により承認を受けた病院又は診療所における付添看護については、その日後同項に規定する厚生省令で定める日）までの間、当該付添看護を改正後の給与令第十七条の五第一項に規定する療養の給付とみなして同条の規定を適用する。

3　施行日前に行われた療養に係る防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成六年九月一四日政令第二九三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年一一月七日政令第三四四号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附　則（平成七年二月一七日政令第二六号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成七年三月二九日政令第一一〇号）

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附　則（平成七年六月一六日政令第二四五号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成七年三月二十日から適用する。

附　則（平成七年九月二九日政令第三四八号）

この政令は、平成七年十月一日から施行する。

附　則（平成七年一〇月二五日政令第三六四号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附　則（平成七年一二月二七日政令第四三〇号）

（施行期日）

1　この政令は、平成八年一月一日から施行する。

（俸給の調整額に係る経過措置）

2　平成十四年十二月一日（以下「新基準日」という。）の前日から引き続き俸給の調整を受ける官職に在職する防衛庁の職員の給与等に関する法律第四条第二項に規定する事務官等（以下単に「事務官等」という。）のうち、同日においてその者が受けていた俸給月額と同日においてその者が適用を受けていた俸給表のその者が属していた職務の級における当該俸給月額に対応する号俸（当該号俸が内閣府令で定める号俸である場合にあっては、当該号俸の号数に内閣府令で定める数を加えた号数の号俸）と同一の当該職務の級における号俸による平成八年一月一日における当該俸給表の額（新基準日の前日においてその者が受けていた俸給月額がその者の属していた職務の級における最高の号俸による額を超える者及び平成八年一月一日における当該俸給表に該当する額がない者にあっては、防衛庁長官（以下「長官」という。）が定める額。以下この項において「旧基準日の対応俸給月額」という。）との差額の二分の一に相当する額を新基準日の前日においてその者が受けていた俸給月額から減じた額と、同日においてその者が適用を受けていた俸給表及びその者が属していた職務の級、同日におけるこの政令による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第八条の二第二項に規定する内閣府令で定める額並びに同日においてその者が受けていた俸給の調整に係る同項に規定する調整数を算出の基礎として同項の規定により算出した額との合計額（以下この項において「改正後の仮定俸給の月額」という。）が、旧基準日の対応俸給月額及び新基準日の前日においてその者が受けていた俸給の調整に係る同条第二項に規定する調整数を算出の基礎としてこの政令による改正前の同項の規定の適用があるものとして算出した額との合計額（以下この項において「改正前の仮定俸給の月額」という。）に達しないものの俸給の調整額は、新基準日から平成十八年三月三十一日（その者が同日以前に新基準日の前日において占めていた官職と新令別表第一の三に掲げる調整数が同一である官職以外の官職を占めることとなった場合は、当該官職を占めることとなった日の前日）までの間、新令第八条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定俸給の月額と改正後の仮定俸給の月額との差額に次に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

一　新基準日から平成十五年三月三十一日までの期間　百分の百

二　平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間　百分の七十五

三　平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間　百分の五十

四　平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの期間　百分の二十五

3　前項の規定は、新基準日の前日から引き続き在職する事務官等で俸給の調整を受ける官職に在職するもの（同項の規定の適用を受けるものを除く。）の俸給の調整額について準用する。この場合において、同項中「同日においてその者が受けていた俸給の」とあり、及び「新基準日の前日においてその者が受けていた俸給の」とあるのは「その者が現に受けるべき俸給の調整に係る官職を占めることとなった日から平成十八年三月三十一日」と、「新基準日から平成十八年三月三十一日」とあるのは「現に受けるべき俸給の調整に係る官職」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定は、新基準日以後に採用された事務官等で俸給の調整を受ける官職に在職するものの俸給の調整額について準用する。この場合において、同項中「同日においてその者が受けていた俸給月額と同日においてその者が適用を受けていた俸給表のその者が属していた職務の級における当該俸給月額」とあるのは「採用の日においてその者が適用を受けていた俸給表のその者が属していた職務の級におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の級における号俸による新基準日の前日における当該俸給表の額（採用の日においてその者が受けていた俸給月額がその者が属していた職務の級における最高の号俸による額を超える者及び新基準日の前日における当該俸給表に該当する額がない者にあっては、長官が定める額。以下この項において「新基準日前日の対応俸給月額」という。）と採用の日においてその者が適用を受けていた俸給表のその者が属していた職務の級におけるその者が受けていた俸給月額」と、「新基準日の前日においてその者が受けていた俸給月額が」とあるのは「採用の日においてその者が受けていた俸給月額が」と、「新基準日の前日においてその者が受けていた俸給月額から」とあるのは「新基準日前日の対応俸給月額から」と、「、同日においてその者が適用を」とあるのは「、採用の日においてその者が適用を」と、「同日における」とあるのは「新基準日の前日における」と、「同日においてその者が受けていた俸給の」とあり、及び「新基準日の前日においてその者が受けていた俸給の」とあるのは「その者が現に受けるべき俸給の」と、「新基準日から平成十八年三月三十一日」とあるのは「その者が現に受けるべき俸給の調整に係る官職を占めることとなった日から平成十八年三月三十一日」と、「新基準日の前日において占めていた官職」とあるのは「現に受けるべき俸給の調整に係る官職」と読み替えるものとする。

5　新基準日以後に採用された事務官等で一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第六イ教育職俸給表（一）の適用を受けるものについての前項の規定の適用については、採用の日においてその者が適用を受けていた同表の職務の級の一級、二級、三級又は四級及びこれらの職務の級における号俸を、それぞれ同条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第六イ教育職俸給表（一）の職務の級の二級、三級、四級又は五級及び当該号俸と同じ号数であるこれらの職務の級における号俸とみなす。

6　俸給の調整を受ける官職に在職する事務官等で新基準日以後に長官が定める異動をしたものに対する俸給の調整額に係る経過措置については、附則第二項から前項までの規定にかかわらず、一般職に属する国家公務員の例に準じて、長官が定める。

7　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置は、長官が定める。

附　則（平成七年一二月二八日政令第四三九号）

この政令は、国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の施行の日（平成八年一月一日）から施行する。

附　則（平成八年三月二五日政令第三六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成八年五月一一日政令第一二五号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成八年四月一日から適用する。

附　則（平成八年五月一七日政令第一四八号）

（施行期日）

1　この政令は、平成八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成八年一二月一一日政令第三三二号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第九条の三の改正規定及び同令第二十六条第二項を削る改正規定は、平成九年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）の規定及び第二条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正後の一部改正令」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。

（改正法附則第九項の規定の適用を受ける職員の昇格等）

3　防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第九項の規定の適用を受ける職員に対する新令第六条の六又は第六条の七の規定の適用については、その職員は、昇格（新令第六条の六第一項に規定する昇格をいう。次項において同じ。）又は降格（同条第五項に規定する降格をいう。次項において同じ。）の日の前日において改正法附則第九項の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる俸給月額を同日において受けていたものとみなす。

（暫定俸給月額を受ける職員の昇格等の場合の俸給月額等）

4　改正法附則別表のイからホまでの表の暫定俸給月額欄に定める額の俸給月額（以下「暫定俸給月額」という。）を受ける職員が昇格し、又は降格した場合における俸給月額及び当該昇格又は降格後の最初の改正法による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。）第八条第六項本文の規定による昇給に係る昇給期間（新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第六項本文に規定する期間をいう。）については、一般職に属する国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

（暫定俸給月額を受ける職員の特別昇給の特例等）

5　暫定俸給月額を受ける職員に対する新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第七項の規定の適用については、一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛庁長官が定める。

（俸給の調整額に係る経過措置）

6　平成八年四月一日からこの政令の施行の日の前日までの間において、改正法による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下この項において「旧法」という。）の規定により、新たに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一又は別表第六（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、第二条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下この項において「改正前の一部改正令」という。）附則第二項の規定の適用を受けた職員で、当該俸給表の適用又は異動の日における新法の規定（改正法附則第九項の規定を含む。）による俸給月額及び当該俸給月額を算出の基礎として新令第八条の二第二項又は改正後の一部改正令附則第二項の規定により算出した額の合計額（以下この項において「改正後の俸給の月額」という。）が同日において受けていた旧法の規定による俸給月額及び当該俸給月額を算出の基礎として改正前の一部改正令附則第二項の規定により算出した額の合計額（以下この項において「改正前の俸給の月額」という。）に達しないものの俸給の調整額は、新令第八条の二第二項及び改正後の一部改正令附則第二項の規定にかかわらず、改正後の俸給の月額が改正前の俸給の月額に達するまでの間、これらの規定

による俸給の調整額に改正前の俸給の月額と改正後の俸給の月額との差額を加えた額とする。

（読替規定）

7　平成八年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新令第六条の十の規定の適用については、同条中「現に受けている号俸」とあるのは、「現に受けている号俸又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第百十四号）附則別表のイからホまでの表の暫定俸給月額欄に定める額の俸給月額」とする。

8　暫定俸給月額を受ける職員に対する平成八年四月一日から同年十二月三十一日までの間における改正後の一部改正令附則第二項の規定の適用については、同項中「号俸（当該号俸が総理府令で定める号俸である場合にあっては、当該号俸の号数に総理府令で定める数を加えた号数の号俸）」とあるのは、「防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第百十四号）附則別表のイからホまでの表の旧号俸欄に掲げる号俸」とする。

（委任規定）

9　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この政令の施行に関し必要な事項は、防衛庁長官が定める。

附　則（平成九年一月八日政令第二号）

この政令は、平成九年一月二十日から施行する。

附　則（平成九年三月二八日政令第八四号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附　則（平成九年四月一日政令第一三二号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附　則（平成九年八月一日政令第二五六号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成九年九月一日から施行する。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日前に行われた療養に係る防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定による療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成九年一一月二七日政令第三三七号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十年三月二十六日から施行する。

附　則（平成九年一二月一〇日政令第三五一号）抄

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の六の改正規定（「第十八条の二」を「第十八条の二第一項」に改める部分を除く。）、同条を第十二条の七とする改正規定、第十二条の五の改正規定（同条第一項中「第十八条の二」を「第十八条の二第一項」に改める部分を除く。）、同条を第十二条の六とする改正規定、第十二条の四の次に一条を加える改正規定、第十七条の十、第二十四条及び別表第五の二の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成十年一月一日から施行する。

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附　則（平成九年一二月一〇日政令第三五五号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十年一月一日から施行する。

附　則（平成一〇年三月二七日政令第七二号）

（施行期日）

1　この政令は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第十条第三項各号に定める日がこの政令の施行の日前である場合における同項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「平成十年四月一日」とする。

3　新令第十条の二第二項に規定する異動等の日がこの政令の施行の日前である場合における同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に在勤することとなった場合（長官が定める場合に限る。）には、その日前の長官が定める日」とあるのは、「平成十年四月一日」とする。

附　則（平成一〇年四月九日政令第一三三号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令別表第二（自衛隊体育学校に係る部分に限る。）及び別表第三の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附　則（平成一〇年四月二四日政令第一六四号）抄

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一〇年一〇月一六日政令第三二二号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附　則（平成一〇年一一月一一日政令第三六六号）

この政令は、平成十年十二月八日から施行する。

附　則（平成一一年二月二六日政令第三〇号）抄

1　この政令は、平成十一年三月二十九日から施行する。

附　則（平成一一年三月三一日政令第九〇号）

（施行期日）

1　この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

（昇給停止に関する経過措置）

2　防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十一項の政令で定める職員及び同項の規定による昇給については、一般職に属する国家公務員の例による。

附　則（平成一一年九月三日政令第二六二号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年九月二九日政令第二八八号）

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附　則（平成一一年一一月二五日政令第三七九号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第四項ただし書の改正規定は、平成十二年一月一日から施行する。

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附　則（平成一二年二月二日政令第二七号）

1　この政令は、平成十二年三月十三日から施行する。ただし、第二条の規定並びに第三条中防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第九条の二第四項及び第九条の二の二第四項の改正規定は同月一日から施行し、第三条中同令第九条の二の二第五項の改正規定は公布の日から施行する。

2　第三条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第九条の二の二第五項の規定は、平成十一年十二月十日から適用する。

附　則（平成一二年三月二九日政令第一〇五号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年四月五日政令第一九六号）

この政令は、原子力災害対策特別措置法の施行の日（平成十二年六月十六日）から施行する。

附　則（平成一二年六月七日政令第三〇三号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一二年六月三〇日政令第三六四号）抄

（施行期日）

1　この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年七月一九日政令第三八八号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一二年一二月一三日政令第五〇八号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十三年一月一日から施行する。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成一二年一二月二七日政令第五三九号）

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成一三年一月三一日政令第一六号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年三月一日）から施行する。

附　則（平成一三年二月七日政令第二六号）　抄

1　この政令は、平成十三年三月二十七日から施行する。

附　則（平成一三年三月三〇日政令第一三一号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成一三年六月八日政令第一九六号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一三年一一月二八日政令第三七〇号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附　則（平成一三年一二月一九日政令第四一五号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成十三年十一月二十日から適用する。

附　則（平成一三年一二月二八日政令第四四三号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、平成十四年三月二十七日から施行する。

附　則（平成一四年一月一七日政令第四号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附　則（平成一四年三月一三日政令第四七号）　抄

この政令は、平成十四年三月二十二日から施行する。

附　則（平成一四年四月一日政令第一五三号）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第八条第一項ただし書の改正規定は、平成十五年一月一日から施行する。

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附　則（平成一四年八月三〇日政令第二八二号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この政令の施行の日前に行われた療養に係る防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成一四年一一月二七日政令第三四八号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の日前に行われた療養に係る防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定による療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成一四年一一月二九日政令第三五二号）

（施行期日）

1　この政令は、平成十四年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行日における昇格等の特例）

2　施行日にこの政令による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第六条の六第一項に規定する昇格若しくは昇任又は同条第五項に規定する降格若しくは降任をした職員については、当該昇格若しくは昇任又は降格若しくは降任がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる俸給月額を施行日の前日に受けていたものとみなして、同条及び新令第六条の七の規定を適用する。

（調整手当の支給の特例）

3　新令第九条の二の二第一項若しくは附則第四項に規定する地域又は同条第二項に規定する官署に在勤していた自衛官（防衛庁の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）が平成十四年四月二日から施行日までの間に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他防衛庁長官が定める場合における当該自衛官に対する防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十七号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律第十四条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（以下「準用一般職給与法」という。）第十一条の七第一項及び第三項並びに新令附則第六項から第九項までの規定の適用については、準用一般職給与法第十一条の三の規定及び新令附則第六項から第九項までの規定は、同月一日から施行日までの間、当該自衛官に対して適用されていたものとみなす。

（特例一時金に関する経過措置）

4　改正法附則第八項の規定の適用を受ける者に対する新令第二十四条の規定の適用については、同条中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額の合算額と、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六号）第一条の規定による改正前の一般職給与法附則第十項本文に規定する特例一時金の額と」とする。

附　則（平成一五年三月一九日政令第五七号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十五年三月二十七日から施行する。

附　則（平成一五年四月一日政令第一六六号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中防衛庁組織令目次の改正規定、同令第十条の二の改正規定及び同令第十条の次に一条を加える改正規定並びに第二条の規定は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの政令の施行の日のいずれか遅い日から、第一条中防衛庁組織令附則第三項の改正規定及び第三条の規定は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十号）の施行の日又はこの政令の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則（平成一五年四月一日政令第一九五号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第四条第一項、第六条の十八、別表第二及び別表第三の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

（被服の無料貸与に関する経過措置）

2　女子である学生（防衛医科大学校の女子である学生を除く。）に対しては、新令別表第七ハ備考一の規定にかかわらず、当分の間、ワイシャツ及びネクタイを貸与することができるものとする。

附　則（平成一五年五月二三日政令第二三二号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成十五年五月二十日から適用する。

附　則（平成一五年六月一三日政令第二五三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成一五年一〇月二九日政令第四六五号）

（施行期日）

1　この政令は、平成十五年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行日における昇格等の特例）

2　施行日にこの政令による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第六条の六第一項に規定する昇格若しくは降任又は同条第五項に規定する降格若しくは昇任をした職員については、当該昇格若

くは昇任又は降格若しくは降任がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる俸給月額を施行日の前日に受けていたものとみなして、同条及び新令第六条の七の規定を適用する。

（調整手当の支給の特例）

3　新令第九条の二の二第一項若しくは附則第四項に規定する地域又は同条第二項に規定する官署に在勤していた自衛官（防衛庁の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）が平成十五年四月二日から施行日までの間に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他防衛庁長官が定める場合における当該自衛官に対する防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十六号）第一条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律第十四条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（以下「準用一般職給与法」という。）第十一条の七第一項及び第三項並びに新令附則第六項から第九項までの規定の適用については、準用一般職給与法第十一条の三の規定及び新令附則第六項から第九項までの規定は、同月一日から施行日までの間、当該自衛官に対して適用されていたものとみなす。

（特地勤務手当等の月額の特例）

4　防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第十条第三項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十月三十一日までの間にある職員に対する同項及び同令第十条の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「において受けるべき」とあるのは、「において防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十六号）第一条の規定による改正後の法の規定を適用するものとした場合における」とする。

附　則（平成一六年三月二六日政令第六五号）

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。ただし、第一条中防衛庁組織令第十一条の改正規定、同令第十四条の二を削り、第十四条の三を第十四条の二とし、第十四条の四を第十四条の三とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同令第二百十八条の改正規定、第二条中自衛隊法施行令第六十条の二の改正規定及び同令別表第十の改正規定、第三条中防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第九条の二及び第九条の二の二の改正規定、同令第九条の四の改正規定、同令第二十四条の改正規定、同令附則第四項の改正規定、同令附則第五項の改正規定、同令附則第六項の改正規定、同令附則第七項の改正規定、同令附則第八項及び第九項の改正規定、同令附則第十二項を附則第十三項とし、附則第十一項を附則第十二項とし、附則第十項を附則第十一項とし、附則第九項の次に一項を加える改正規定並びに同令別表第二の改正規定並びに次条の規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令附則第六項から第九項までの規定の適用を受けている自衛官に対する改正後の同令附則第六項から第九項までの規定の適用については、同令附則第六項中「場合（これらの自衛官が当該異動又は移転（以下「異動等」という。）の日の前日に在勤していた指定解除地域に引き続き六月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として長官の定める場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下「異動等」という。）」と、「二年を経過するまでの間（当該異動等の日から二年を経過するまでの間の末日が同年四月一日以後となる自衛官にあつては、同年三月三十一日までの間。以下この項において同じ。）」とあるのは「三年を経過する日又は同月三十一日のいずれか早い日までの間」と、同項ただし書中「二年を経過するまでの間」とあるのは「三年を経過する日又は同月三十一日のいずれか早い日までの間」と、同項第一号中「同日以後一年を経過する日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同項第二号中「二年を経過する日」とあるのは「三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同令附則第七項中「場合（これらの自衛官が当該異動等の日の前日に在勤していた支給割合改定地域に引き続き六月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として長官の定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「二年を経過するまでの間（当該異動等の日から二年を経過するまでの間の末日が同年四月一日以後となる自衛官にあつては、同年三月三十一日までの間。以下この項において同じ。）」とあるのは「三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日までの間」と、同項第一号中「同日以後一年を経過する日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同項第二号中「二年を経過する日」とあるのは「三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同令附則第八項中「二年」とあるのは「三年」と、「附則第六項」とあるのは「防衛庁組織令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第六十五号。次項において「平成十六年改正令」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される附則第六項」と、同令附則第九項中「二年」とあるのは「三年」と、「附則第七項」とあるのは「平成十六年改正令附則第二条の規定により読み替えて適用される附則第七項」とする。

附　則（平成一六年四月一日政令第一二四号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第百二十六条の九の三の規定は、平成十六年四月分以後の給付金について適用し、第三条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令附則第三項及び別表第三の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附　則（平成一六年九月一五日政令第二七三号）

この政令は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の施行の日（平成十六年九月十七日）から施行する。

附　則（平成一六年一〇月二八日政令第三三二号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（施行日における昇格等の特例）

第二条　防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定によりこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）における職務の級を決定される職員（同法附則第五項に規定する職員を除く。）のうち、施行日にこの政令による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第六条の六第一項に規定する昇格又は同条第五項に規定する降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる俸給月額を施行日の前日に受けていたものとみなして、同条及び同令第六条の七の規定を適用する。

（総務大臣との協議）

第三条　防衛大臣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）附則第十八項において読み替えて準用する同法附則第十四項及び第十五項の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、総務大臣と協議するものとする。

附　則（平成一六年一二月一〇日政令第三九三号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成十七年二月二十八日）から施行する。

附　則（平成一七年三月九日政令第三七号）

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附　則（平成一七年四月一日政令第一一〇号）　抄

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第百二十条の五の規定は、平成十七年四月分以後の学資金について適用し、第二条の規定による改正後の自衛隊法施行令第百二十六条の五第一項第一号及び第二号の規定並びに第三条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令別表第三の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

附　則（平成一七年七月二九日政令第二六七号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（施行日における昇格等の特例）

2　防衛庁設置法等の一部を改正する法律附則第二条の規定によりこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）における職務の級を決定される職員（同法附則第五条に規定する職員を除く。）のうち、施行日にこの政令による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第

六条の六第一項に規定する昇格又は同条第五項に規定する降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる俸給月額を施行日の前日に受けていたものとみなして、同条及び同令第六条の七の規定を適用する。

附　則（平成一七年九月九日政令第二九五号）

この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

附　則（平成一七年一一月七日政令第三三五号）

（施行期日）

1　この政令は、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行日における昇格等の特例）

2　施行日にこの政令による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第六条の六第一項に規定する昇格若しくは昇任又は同条第五項に規定する降格若しくは降任をした職員については、当該昇格若しくは昇任又は降格若しくは降任がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる俸給月額を施行日の前日に受けていたものとみなして、同条及び新令第六条の七の規定を適用する。

（特地勤務手当等の月額の特例）

3　新令第十条第三項各号に定める日が平成十七年四月一日から施行日の前日までの間にある職員に対する同項及び新令第十条の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「において受けるべき」とあるのは、「において防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）第一条の規定による改正後の法の規定を適用するものとした場合における」とする。

附　則（平成一八年三月三日政令第二九号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成一八年三月一七日政令第四一号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附　則（平成一八年三月二七日政令第七〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（以下「平成十七年改正法」という。）の施行の日から施行する。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　平成十七年改正法附則第三条第一項に規定する者についての前条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第十一条第一項第二号の規定の適用については、同号中「臨床検査技師」とあるのは、「臨床検査技師（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第一項に規定する者を含む。）」とする。

附　則（平成一八年三月二九日政令第九〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行日における昇格等の特例）

第二条　施行日にこの政令による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第六条の六第一項に規定する昇格若しくは昇任又は同条第三項に規定する降格若しくは降任をした職員については、当該昇格若しくは昇任又は降格若しくは降任がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号俸を施行日の前日に受けていたものとみなして、同条及び新令第六条の七の規定を適用する。

（平成十九年一月一日における特定職員の昇給の号俸数の特例等）

第三条　平成十九年一月一日において、特定職員（新令第六条の十四第一項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）について防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第五条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（以下「一般職給与法」という。）第八条第五項の規定による昇給（新令第六条の十七の規定により行うものを除く。附則第五条第一項において同じ。）をさせる場合の号俸数は、新令第六条の十四の規定にかかわらず、同条第一項各号に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に、施行日（施行日後に新たに職員となった特定職員又は施行日後に新令第六条の六第四項若しくは第五項、第六条の九若しくは第六条の十の規定により号俸を決定された特定職員又は施行日後に新令第六条の十二に規定する勤務成績の証明に基づいて勤務成績が良好でない特定職員に該当すると決定された者及びこの項本文の規定により算定された号俸数が零となる場合における特定職員は、昇給をしないものとする。

2　前項の規定による昇給の号俸数が、平成十九年一月一日にその者が属する職務の級又は階級の最高の号俸の号数から平成十八年十二月三十一日にその者が受けていた号俸（平成十九年一月一日において職務の級又は階級を異にする異動又は長官の定める異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる場合には、同項の規定にかかわらず、特定職員の昇給の号俸数は、当該相当する号俸数とする。

3　前二項に定めるもののほか、これらの規定による特定職員の昇給に関し必要な事項は、長官が定める。

（平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間における昇給の号俸数の特例）

第四条　平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間における防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号。以下「防衛省職員給与法施行令」という。）第六条の十四第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、同項ただし書中「勤務成績が良好でない職員」とあるのは「勤務成績が良好でない職員及び第四号に掲げる職員（昇給抑制年齢職員に限る。）」と、同項第四号中「二号俸（昇給抑制年齢職員にあっては、一号俸）」とあるのは「二号俸」と、同条第二項中「に定める号俸数」とあるのは「に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、「同項の」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号）附則第四条の規定により読み替えられた同項の」とする。

（平成十九年一月一日における一般職員の昇給の号俸数の特例等）

第五条　平成十九年一月一日において、一般職員（新令第六条の十五第一項に規定する一般職員をいう。以下同じ。）について法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、新令第六条の十五の規定にかかわらず、新令第六条の十二に規定する勤務成績の証明に基づいて決定される次の各号に掲げる一般職員の区分に応じ当該各号に定める号俸数（法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、長官の定める号俸数）に、施行日（施行日後に新たに職員となった一般職員又は施行日後に新令第六条の六第四項若しくは第五項、第六条の九若しくは第六条の十の規定により号俸を決定された一般職員（新令第六条の六第五項の規定により号俸を決定された一般職員にあっては、上位の職務の級に決定される資格を取得するに至ったことにより昇格をした場合その他これに準ずる場合において号俸を決定されたものに限る。）にあっては、新たに職員となった日又はその決定の日）から平成十八年十二月三十一日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（防衛庁長官（以下「長官」という。）の定める特定職員にあっては、新令第六条の十四第一項各号に定める号俸数から一を減じた号俸数を超えない範囲内で長官の定める号俸数）とする。ただし、新令第六条の十二に規定する勤務成績の証明に基づいて勤務成績が良好でない特定職員に該当すると決定された者及びこの項本文の規定により算定された号俸数が零となる場合における特定職員は、昇給をしないものとする。

2　前項の規定による昇給の号俸数が、平成十九年一月一日にその者が属する職務の級又は階級の最高の号俸の号数から平成十八年十二月三十一日にその者が受けていた号俸（平成十九年一月一日において職務の級又は階級を異にする異動又は長官の定める異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる場合には、同項の規定にかかわらず、特定職員の昇給の号俸数は、当該相当する号俸数とする。

3　前二項に定めるもののほか、これらの規定による特定職員の昇給に関し必要な事項は、長官が定める。

（平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間における昇給の号俸数の特例）

第四条　平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間における防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号。以下「防衛省職員給与法施行令」という。）第六条の十四第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、同項ただし書中「勤務成績が良好でない職員」とあるのは「勤務成績が良好でない職員及び第四号に掲げる職員（昇給抑制年齢職員に限る。）」と、同項第四号中「二号俸（昇給抑制年齢職員にあっては、一号俸）」とあるのは「二号俸」と、同条第二項中「に定める号俸数」とあるのは「に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、「同項の」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号）附則第四条の規定により読み替えられた同項の」とする。

（平成十九年一月一日における一般職員の昇給の号俸数の特例等）

第五条　平成十九年一月一日において、一般職員（新令第六条の十五第一項に規定する一般職員をいう。以下同じ。）について法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、新令第六条の十五の規定にかかわらず、新令第六条の十二に規定する勤務成績の証明に基づいて決定される次の各号に掲げる一般職員の区分に応じ当該各号に定める号俸数（法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、長官の定める号俸数）に、施行日（施行日後に新たに職員となった一般職員又は施行日後に新令第六条の六第四項若しくは第五項、第六条の九若しくは第六条の十の規定により号俸を決定された一般職員（新令第六条の六第五項の規定により号俸を決定された一般職員にあっては、上位の職務の級に決定される資格を取得するに至ったことにより昇格をした場合その他これに準ずる場合において号俸を決定されたものに限る。）にあっては、新たに職員となった日又はその決定の日）から平成十八年十二月三十一日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（長官の定める号俸数）に、当該各号に定める号俸数を超えない範囲内で長官の定める号俸数）とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる一般職員で法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定の適用を受けるもの、第三号に掲げる一般職員で長官又はその委任を受けた者が昇給をさせることが相当でないと認めるもの及びこの項本文の規定により算定

された号俸数が零となる一般職員は、昇給をしないものとする。

一　勤務成績が特に良好である一般職員　七号俸以上

二　勤務成績が良好である一般職員　三号俸

三　勤務成績が良好であると認められない一般職員　二号俸以下

2　附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による一般職員の昇給について準用する。

（初任給調整手当に係る経過措置）

第七条　この政令による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第九条の二第一項の規定により調整手当の支給区分が乙地とされていた地域で防衛省職員給与法施行令第九条の二第一項の規定により地域手当の級地の区分が三級地とされることとなったものに所在する官署に置かれる官職（一般職給与法別表第八イ医療職俸給表（一）の適用を受ける職員及び医師又は歯科医師である自衛官の官職に限る。）を施行日前から引き続き占める職員（防衛省職員給与法施行令第八条の五第三項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとされる初任給調整手当の支給期間のうち防衛大臣が定める支給期間に該当するものに限る。）の初任給調整手当の月額は、防衛省職員給与法施行令第八条の五第三項の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までの間においては、同項の規定による額に防衛大臣の定める額を加算して得た額とする。ただし、その額は、同条第一項第四号に掲げる官職を占める職員に対し同条第三項の規定により一般職に属する国家公務員の例により支給される初任給調整手当の額を超えることができない。

（平成二十二年三月三十一日までの間における地域手当の支給割合の特例）

第八条　防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する事務官等及び法第六条の規定の適用を受ける自衛官に係る防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号。以下「平成十七年防衛庁給与改正法」という。）附則第十七条第一項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年一般職給与改正法」という。）附則第十三条の規定により読み替えられた平成十七年防衛庁給与改正法第二条の規定による改正後の法第十四条第二項において準用する平成十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法（次項において「読替え後の一般職給与法」という。）第十一条の三第二項各号及び第十一条の五に規定する政令で定める割合については、一般職に属する国家公務員の例による。

2　自衛官（前項に規定する自衛官を除く。以下この項及び次条において同じ。）に係る次の各号に掲げる読替え後の一般職給与法の規定に規定する政令で定める割合は、当該各号に定める割合とする。ただし、平成十七年防衛庁給与改正法附則第十五条の規定の適用を受ける自衛官（防衛大臣の定める官署に在勤するものを除く。）に係る割合は、当該各号に定める割合からそれぞれ百分の一を減じて得た割合とし、当該割合が零となる場合には、地域手当は支給しない。

一　読替え後の一般職給与法第十一条の三第二項第一号　百分の十六

二　読替え後の一般職給与法第十一条の三第二項第二号から第四号まで　百分の十三を超えない範囲内で防衛大臣の定める割合

三　読替え後の一般職給与法第十一条の三第二項第五号　百分の六を超えない範囲内で防衛大臣の定める割合

四　読替え後の一般職給与法第十一条の三第二項第六号　百分の三

五　読替え後の一般職給与法第十一条の五　百分の十三

（支給地域に係る経過措置）

第九条　小樽市、伊東市、下関市、北九州市、久留米市又は飯塚市（以下この条において「経過措置対象地域」という。）に在勤する自衛官には、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三の規定にかかわらず、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五若しくは第十一条の七の規定又は第五項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合（法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三の規定による地域手当が支給される地域に在勤する自衛官にあっては、同条の規定による地域手当の支給割合にこの項の規定による地域手当の支給割合を加えて得た割合）以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、平成二十年三月三十一日までの間においては、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三の規定による地域手当のほか、俸給、俸給の特別調整額、扶養手当及び営外手当の月額の合計額に百分の一を乗じて得た月額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の地域手当を支給する。

2　経過措置対象地域に在勤する自衛官が平成二十年三月三十一日までの間にその在勤する地域を異にして経過措置対象地域以外の地域に異動した場合又はその自衛官の在勤する官署が同日までの間に経過措置対象地域以外の地域に移転した場合（これらの自衛官が当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）の日の前日に在勤していた経過措置対象地域に引き続き六月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として防衛大臣の定める場合に限る。）において、当該異動等の直後に在勤する地域又は官署が法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三第一項前段の地域又は同項後段の官署に該当しないこととなるときは、当該自衛官には、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三又は第十一条の七の規定にかかわらず、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定又は第五項の規定によりこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、当該異動等の日から同年三月三十一日までの間においては、俸給、俸給の特別調整額、扶養手当及び営外手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の地域手当を支給する。ただし、当該自衛官が同日までの間に更に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他防衛大臣の定める場合における当該自衛官に対する地域手当の支給については、防衛大臣の定めるところによる。

一　当該異動等の日から同日以後一年を経過する日（その日が平成二十年四月一日以後となる場合にあっては、同年三月三十一日）までの期間　百分の一

二　当該異動等の日から平成二十年三月三十一日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　百分の〇・八

3　検察官、一般職給与法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等又は一般職給与法の適用を受ける国家公務員（以下この項及び第六項において「検察官等」という。）であった者で平成二十年三月三十一日までの間に引き続き自衛官となったもの（任用の事情等を考慮して防衛大臣の定める自衛官に限る。）のうち、自衛官となった日前二年以内の検察官等として勤務していた期間（自衛官となった日の前日まで引き続き常時勤務に服する者として勤務していた期間に限る。以下この項及び第六項において「対象期間」という。）に経過措置対象地域において勤務していた者又は自衛官となった日前二年以内の期間において自衛官として経過措置対象地域に在勤していた者で引き続き検察官等となったもの（任用の事情等を考慮して防衛大臣の定める者に限る。）であって、対象期間を自衛官として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものには、同項の規定の例により、地域手当を支給する。

4　前三項の規定による地域手当については、北九州市以外の経過措置対象地域における在勤を理由とする場合にあっては、これらの規定にかかわらず、平成十七年防衛庁給与改正法附則第十五条の規定の適用を受ける自衛官には、支給しないものとする。

5　八尾市に在勤していた自衛官が施行日までの間にその在勤する地域を異にして八尾市以外の地域に異動した場合又はその自衛官の在勤する官署が施行日までの間に八尾市以外の地域に移転した場合（これらの自衛官が当該異動等の日の前日に八尾市に引き続き六月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として防衛大臣の定める場合に限る。）において、当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署に係る法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三の規定による地域手当の支給割合が百分の五に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署が同条第一項前段の地域若しくは同項後段の官署に該当しないこととなるときは、当該自衛官には、同条又は法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の七の規定にかかわらず、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五又は第十一条の七の規定によりこの項本

文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、当該異動等の日から二年を経過するまでの間においては、俸給、俸給の特別調整額、扶養手当及び営外手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の地域手当を支給する。ただし、当該自衛官が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他防衛大臣の定める場合における当該自衛官に対する地域手当の支給については、防衛大臣の定めるところによる。

一　当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間　百分の五

二　当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　百分の四

6　検察官等であった者で平成二十年三月三十一日までの間に引き続き自衛官となったもの（任用の事情等を考慮して防衛大臣の定める自衛官に限る。）のうち、対象期間に八尾市において勤務していた者又は自衛官となった日前二年以内の期間において自衛官として八尾市に在勤していた者で引き続き検察官等となったもの（任用の事情等を考慮して防衛大臣の定める者に限る。）であって、対象期間を自衛官として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものには、同項の規定の例により、地域手当を支給する。

7　次の各号に掲げる自衛官について当該各号に定める事由に該当する場合には、当該自衛官に対する法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の七の規定の適用については、一般職に属する国家公務員の例による。

一　経過措置対象地域に在勤する自衛官（北九州市以外の経過措置対象地域に在勤する自衛官にあっては、平成十七年防衛庁給与改正法附則第十五条の規定の適用を受けるものを除く。）　平成二十年三月三十一日までの間にその在勤する地域を異にして経過措置対象地域以外の地域に異動した場合又はその在勤する官署が同日までの間に経過措置対象地域以外の地域に移転した場合（第二項の規定の適用がある場合を除く。）

二　八尾市に在勤する自衛官　施行日までの間にその在勤する地域を異にして八尾市以外の地域に異動した場合又はその在勤する官署が施行日までの間に八尾市以外の地域に移転した場合（第五項の規定の適用がある場合を除く。）

8　前各項に定めるもののほか、これらの規定による地域手当の支給に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（航空手当等に係る経過措置）

第十条　施行日の前日から引き続き乗員（防衛省職員給与法施行令第十一条の三第一項に規定する乗員をいう。以下この条において同じ。）、乗組員（同条第二項に規定する乗組員をいう。以下この条において同じ。）、落下傘隊員（同条第三項に規定する落下傘隊員をいう。以下この条において同じ。）、特別警備隊員（同条第四項に規定する特別警備隊員をいう。以下この条において同じ。）又は特殊作戦隊員（同条第五項に規定する特殊作戦隊員をいう。以下この条において同じ。）として勤務する自衛官で、防衛省職員給与法施行令第十二条第一項の規定により算出した航空手当の額、同条第二項の規定により算出した乗組手当の額、同条第三項の規定により算出した落下傘隊員手当の額、同条第四項の規定により算出した特別警備隊員手当の額又は同条第五項の規定により算出した特殊作戦隊員手当の額が施行日の前日においてその者が受けていた航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の額（施行日以後に乗員の区分の変更その他の航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額が変更されることとなる事由で防衛大臣が定めるものに該当する場合にあっては、その変更後の航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の額。以下この項において同じ。）に達しないものの航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額は、同条第一項から第五項までの規定にかかわらず、防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十二号）の施行の日（以下この項において「一部改正法施行日」という。）から平成二十二年三月三十一日までの間においては、これらの規定により算出した額に、その額と施行日の前日においてその者が受けていた航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の額（一部改正法施行日において同法附則第四条の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）との差額に百分の二十五を乗じて得た額を加えた額とする。

2　前項の規定は、施行日以後に新たに乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員となった者に係る航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額について準用する。この場合において、同項中「施行日の前日においてその者が受けていた」とあるのは、「施行日の前日においてその者が乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員であったものとした場合に同日においてその者が受けることとなる」と読み替えるものとする。

3　第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員及び特殊作戦隊員に対する防衛省職員給与法施行令第十二条第六項及び第八項の規定の適用については、同条第六項中「前各項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号。以下「一部改正令」という。）附則第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」と、同条第八項中「それぞれ第一項から第五項まで」とあるのは「一部改正令附則第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」とする。

4　平成十七年防衛庁給与改正法附則第十五条の規定の適用を受ける乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員及び特殊作戦隊員に対する防衛省職員給与法施行令第十二条第八項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）附則第十五条の規定による俸給の額を含む。）」とする。

（給与年額相当額に係る経過措置）

第十一条　若年定年退職者（法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。）でその退職の日において平成十七年防衛庁給与改正法附則第十五条の規定による俸給を受けていたものに係る防衛省職員給与法施行令第二十四条第一号の規定の適用については、同号中「受けるべき俸給月額」とあるのは、「受けるべき俸給月額（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）附則第十五条の規定による俸給の額を含む。）」とする。

（昇任の場合等における退職手当の特例の経過措置）

第十二条　新令第二十五条第三項に規定する昇任等の日が施行日前である場合（施行日前に准陸尉、准海尉又は准空尉以上の自衛官への昇任があった場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「最終の号俸」とあるのは、「最終の俸給月額に対応する号俸に応じて防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号）附則別表第一に定める施行日後の号俸」とする。

2　新令第二十五条第五項に規定する昇任等の日が施行日前である場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「受けていた号俸」とあるのは、「受けていた俸給月額に対応する号俸に応じて防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号）附則別表第二に定める施行日後の号俸（昇任等の日の前日において受けていた俸給月額がその者の属していた階級における最高の号俸による額を超えているときは、当該階級における最高の号俸に対応する同表に定める施行日後の号俸）」とする。

3　新令第二十五条第八項に規定する三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任をした日又は同条第七項各号に定める日が施行日前である場合における同条第八項の規定の適用については、同項中「受けていた号俸」とあるのは、「受けていた俸給月額に対応する号俸に応じて防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号）附則別表第二に定める施行日後の号俸（当該昇任をした日又は同項各号に定める日の前日において受けていた俸給月額がその者の属していた階級における最高の号俸による額を超えているときは、当該階級における最高の号俸に対応する同表に定める施行日後の号俸）」とする。

附則別表第一（附則第十二条関係）

最終の俸給月額に対応する号俸	施行日後の号俸						
	海曹長	陸曹長	1等海曹	1等陸曹	2等海曹	2等陸曹	3等海曹	3等陸曹	海曹長	海士長	1等海士	1等陸士	2等海士	2等陸士
	空曹長		1等空曹		2等空曹		3等空曹		空士長		1等空士		2等空士	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
3	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
4	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13		
5	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17				
6	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21				
7	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25				
8	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29				
9	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33				
10	37	37	37	37	37	37	37	37						
11	41	41	41	41	41	41	41	41						
12	45	45	45	45	45	45	45	45						
13	49	49	49	49	49	49	49	49						
14	53	53	53	53	53	53	53	53						
15	57	57	57	57	57	57	57	57						
16	61	61	61	61	61	61	61	61						
17	65	65	65	65	65	65	65	65						
18	69	69	69	69	69	69	69	69						
19	73	73	73	73	73	73	73	73						
20	77	77	77	77	77	77	77	77						
21	81	81	81	81	81	81	81	81						
22	85	85	85	85	85	85	85	85						
23	89	89	89	89	89	89	89	89						
24	93	93	93	93	93	93	93	93						
25	97	97	97	97	97	97	97	97						
26	101	101	101	101	101	101	101	101						
27	105	105	105	105	105	105	105	105						
28	109	109	109	109	109	109	109	109						
29	113	113	113	113	113	113	113	113						
30	117	117	117	117	117	117	117	117						
31	121	121	121	121	121	121	121	121						
32	125													
33	129													
34	133													

附則別表第二（附則第十二条関係）

昇任等前の俸給月額に対応する号俸	施行日後の号俸						
	海士長	陸士長	1等海士	1等陸士	2等海士	2等陸士	
	空士長		1等空士		2等空士		
1	1	1			1	1	
2	5		1		5	5	
3	9		5		9	9	
4	13		9				
5	17		13				
6	21						
7	25						
8	29						
9	33						

附　則（平成一八年三月三一日政令第一四二号）

（施行期日）

1　この政令は、平成十八年四月三日から施行する。ただし、第一条中自衛隊法施行令第百二十六条の九の三及び別表第十の改正規定、第二条中防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令附則に二項を加える改正規定並びに同令別表第二航空方面隊司令部の項及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、同月一日から施行する。

（経過措置）

2　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第九条の六及び別表第三の規定にかかわらず、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間において坑道内における坑道の掘削若しくは掘削中の坑道内における地質の調査若しくは測量に従事する陸上自衛官又は掘削中の坑道内において行う職員の公務上の災害に対する補償の実施に必要な調査に従事する職員には、従前の例による坑内作業手当を支給する。

附　則（平成一八年三月三一日政令第一五四号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成一八年三月三一日政令第一五七号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成一八年七月二六日政令第二四三号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年七月三十一日）から施行する。

（施行日における昇格等の特例）

第二条　この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）に第三条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第六条の六第一項に規定する昇格若しくは昇任又は同条第三項に規定する降格若しくは降任をした職員については、当該昇格若しくは昇任又は降格若しくは降任がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号俸を施行日の前日に受けていたものとみなして、同条及び新令第六条の七の規定を適用する。

附　則（平成一八年八月三〇日政令第二八六号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　施行日前に行われた療養に係る第十一条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費若しくは高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成一八年九月一五日政令第二九六号）

この政令は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月二十日）から施行する。

附　則（平成一八年一二月二〇日政令第三九〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成一九年一月四日政令第三号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附　則（平成一九年三月二二日政令第五一号）

この政令は、平成十九年三月二十八日から施行する。

附　則（平成一九年三月二二日政令第五七号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（俸給の特別調整額に関する経過措置）

第二条　施行日前にこの政令による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第八条の三第一項に規定する官職を占めていた職員（休職又は懲戒処分その他の事由により当該官職から同項に定める官職以外の官職に異動した職員で防衛大臣が定めるもの（以下この項において「休職者等」という。）を除く。次項において「継続管理職員」という。）又は施行日前に一般職給与法第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額その他これに相当する給与を受ける一般職給与法の適用を受ける国家公務員若しくは一般職給与法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等であった者で平成二十三年三月三十一日までの間に引き続き職員になったもの（休職者等に相当するものとして防衛大臣が定める者を除く。）のうち、施行日以後に防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第八条の三第一項に規定する官職を占めることとなった者（次項において「特定管理職員」という。）については、その者についての同条第二項の規定による俸給の特別調整額が経過措置基準額に達しないことなるときは、同項の規定にかかわらず、施行日から平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定による額に、その額と経過措置基準額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額の俸給の特別調整額を支給する。

一　施行日から平成二十年三月三十一日までの期間　百分の百
二　平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間　百分の七十五
三　平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの期間　百分の五十
四　平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間　百分の二十五

2　前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員（以下この項において単に「育児短時間勤務職員」という。）にあっては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。）をいう。

一　特定管理職員（継続管理職員に限る。）のうち、次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　その者が施行日の前日（同日に旧令第八条の三第一項に規定する官職以外の官職を占めていた者にあっては、同項に規定する官職を占めていた同日の直近の日）において同項の規定により支給を受けていた俸給の特別調整額（次のイ又はロに掲げる職員（一般職給与法別表第八イの適用を受ける職員及び医師又は歯科医師である自衛官を除く。）にあっては、当該俸給の特別調整額にそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額）

イ　防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十二号）附則第四条の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員　百分の九十九・五九

ロ　イに掲げる職員以外の職員　百分の九十九・八三

二　特定管理職員（継続管理職員に限る。）のうち、施行日以後に施行日の前日にその者に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける官職に異動した職員で当該官職が低割合官職（その者が同日に当該官職に異動したものとした場合に当該官職について旧令別表第二の下欄に定める割合（以下この号において「仮定の施行日前官職の俸給の特別調整額に係る支給割合」という。）がその者が施行日前に占めていた同表の中欄に掲げる官職（施行日の直近のものに限る。）について同表の下欄に定める割合（以下この号において「実際の施行日前官職の俸給の特別調整額に係る支給割合」という。）より低いものとなる官職をいう。）であるもの又は施行日以後に施行日の前日にその者に適用されていた俸給表と異なる俸給表の適用を受ける官職に異動した職員で当該官職が低割合官職等（仮定の施行日前官職の俸給の特別調整額に係る支給割合が実際の施行日前官職の俸給の特別調整額に係る支給割合と同一であるか又はそれより低いものとなる官職をいう。）であるもの　その者が同日に当該異動をしたものとした場合に旧令第八条の三第一項の規定により支給を受けることとなる俸給の特別調整額（前号イ又はロに掲げる職員にあっては、当該俸給の特別調整額にそれぞれ同号イ又はロに定める割合を乗じて得た額）

三　特定管理職員（継続管理職員に限る。）のうち、施行日以後にその属していた職務の級又は階級（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第八条の三第二項に規定する階級をいう。以下同じ。）より下位の職務の級又は階級に属することとなったもの　その者が施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に旧令第八条の三第一項の規定により支給を受けることとなる俸給の特別調整額を超えない範囲内で防衛大臣が定める額

四　特定管理職員のうち、継続管理職員以外の職員　前三号の規定の例に準じて防衛大臣が定める額

（地域手当に関する経過措置）

第三条　施行日前から引き続き六月を超えて東京防衛施設局若しくは陸上自衛隊関東補給処に在勤していた職員が平成十九年十月一日までの間にこれらの官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤するこれらの官署が同日までの間に移転した場合（これらの場合との権衡上必要があると認められる場合として防衛大臣が定める場合を含む。）におけるその者に対する施行日から二年経過日（当該異動又は移転の日から二年を経過する日をいう。）までの間の地域手当の支給については、なお従前の例による。

（広域異動手当に関する経過措置）

第四条　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の八の規定は、平成十六年四月二日から施行日の前日までの間に同条第三項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなった職員にも適用する。

（広域異動手当と防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第九条の規定による地域手当との調整）

第五条　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の八の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号）附則第九条の規定による地域手当の支給要件を具備する職員である場合における広域異動手当の支給割合は、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の八の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、当該広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

（委任規定）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この政令の施行に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則（平成一九年四月一日政令第一三〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（被服の無料貸与に関する経過措置）

第二条　当分の間、准陸尉以上の陸上自衛官、准海尉以上の海上自衛官又は准空尉以上の航空自衛官に対する第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新給与令」という。）別表第九イの規定の適用については、同表イ中「

作業服（上衣及びズボン）	二組	二組	二組

」とあるのは「

作業服（上衣及びズボン）	二組	一組	二組
編上靴		二足	二足

」と、

編上靴		一足	二足

」とあるのは「

作業服（上衣及びズボン）	二組	一組	二組
編上靴		二足	二足

」とする。

2　この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条第一項並びに別表第九ロ及びハの規定により無料で貸与されている冬シャツ及び冬ズボン下並びに夏シャツ及び夏ズボン下（以下「冬シャツ等」という。）については、新給与令第十七条第一項並びに別表第九ロ及びハの規定にかかわらず、当該冬シャツ等が初めて貸与された日から防衛大臣が定める期間を経過するまでの間（第四項において「貸与期間」という。）は、新給与令第十二条の四に規定する陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は新給与令第十四条第一項第三号に規定する学生（第四項において「被貸与者」という。）に対し引き続き無料で貸与するものとする。

3　新給与令第十七条第三項前段、第四項、第六項（第三号を除く。）及び第七項並びに第十七条の二第一項及び第二項の規定は、前項の規定による冬シャツ等の貸与について準用する。

4　第二項の規定により冬シャツ等の貸与を受けた被貸与者は、貸与期間が経過したときは、当該冬シャツ等を国に返還しなければならない。

（委任規定）

第四条　前二条に定めるもののほか、この政令の施行に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則（平成一九年七月二〇日政令第二一六号）

この政令は、平成十九年八月一日から施行する。

附　則（平成一九年七月二〇日政令第二一八号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成十九年八月一日）から施行する。

附　則（平成一九年八月二〇日政令第二七〇号）

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

附　則（平成一九年一一月三〇日政令第三四九号）　抄

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。ただし、第一条及び次項から附則第四項までの規定は、平成二十年一月一日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（一部施行日以後に休職の期間を更新した場合の取扱い）

2　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定の適用については、同条の休職の期間には、一部施行日以後に自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第五十七条の規定により休職の期間を更新した場合における当該更新した期間を含まないものとする。

（退職手当の計算方法に関する経過措置）

3　任用期間を定めて任用された自衛官が、その任用期間の満了する日までに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第二十五条第三項に規定する任用期間の定めのない隊員となった場合には、一部施行日前に自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十三条の規定による休職（一部施行日以後に自衛隊法施行令第五十七条の規定により休職の期間を更新した場合においては当該更新した期間を除く。）若しくは同法第四十六条第一項の規定による停職にされ、又は国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定による育児休業（一部施行日以後に同法第四条の規定により育児休業の期間を延長した場合においては当該延長した期間を除く。）をし、これらの期間の終了の日が一部施行日以後となる当該自衛官の退職手当の計算の基礎となるこれらの期間の日数計算（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条第九項第一号に規定する未受給期間がある自衛官にあっては、当該未受給期間を除いた勤続期間に係るものに限る。）については、第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成一九年一二月一二日政令第三六三号）　抄

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附　則（平成二〇年一月一六日政令第二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二〇年三月一九日政令第五五号）

この政令は、平成二十年三月二十六日から施行する。

附　則（平成二〇年三月一九日政令第五六号）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則（平成二〇年三月三一日政令第九八号）

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　施行日の前日に落下傘の検査のための落下傘降下作業を行うことを本務とする者として落下傘隊員手当の支給を受けていたもので、施行日以後引き続き当該落下傘降下作業を行うことを本務とする者として防衛大臣の定めるものには、第二条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十二条第三項の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までの間、施行日の前日においてその者が受けていた落下傘隊員手当の額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の落下傘隊員手当を支給する。

一　施行日から平成二十一年三月三十一日までの期間　百分の七十五

二　平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの期間　百分の五十

三　平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間　百分の二十五

第三条　前条に定めるもののほか、同条の規定による落下傘隊員手当の支給に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

第四条　附則第二条の規定の適用を受ける者に対する第二条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第五落下傘降下作業手当の項の規定の適用については、同項中「落下傘隊員手当」とあるのは、「落下傘隊員手当（防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第九十八号）附則第二条に規定する落下傘隊員手当を除く。）」とする。

附　則（平成二〇年三月三一日政令第一一六号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六十条　施行日前に行われた療養に係る第十一条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2　施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る高額介護合算療養費の支給についての第十一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下この条において「新給与令」という。）第十七条の六の四から第十七条の六の六までの規定の適用については、新給与令第十七条の六の四第一項第一号中「前年の八月一日からその年の七月三十一日まで」とあるのは「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と、新給与令第十七条の六の五第一項第一号中「六十七万円」とあるのは「八十九万円」と、同項第二号中「百二十六万円」とあるのは「百六十八万円」と、同項第三号中「三十四万円」とあるのは「四十五万円」とする。

3　平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養について前項の規定の適用がないものとして新給与令の規定により計算した当該療養に係る高額介護合算療養費の支給額が、平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養について同項の規定により読み替えて適用する新給与令の規定により計算した当該療養に係る高額介護合算療養費の支給額を超える場合における新給与令第十七条の六の四から第十七条の六の六までの規定の適用については、同項の規定にかかわらず、新給与令第十七条の六の四第一項第一号中「前年の八月一日からその年の七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」とする。

附　則（平成二〇年一一月二一日政令第三五七号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附　則（平成二一年三月二三日政令第四六号）

この政令は、平成二十一年三月二十六日から施行する。

附　則（平成二一年三月三一日政令第七三号）　抄

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附　則（平成二一年三月三一日政令第九五号）　抄

（施行期日等）

第一条　この政令は、平成二十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第五の規定は、平成二十一年三月十三日から適用する。

（昇給に関する経過措置）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）附則第二条第一項に規定する昇給については、新令第六条の十一中「日は、昇給日の属する年の前年の九月三十日」とあるのは、「期間は、平成二十一年一月一日から同年九月三十日まで」とする。

（俸給の特別調整額に関する経過措置）

第三条　施行日の前日においてこの政令による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第八条の三第一項第二号に掲げる官職（以下「部員等の官職」という。）を占めていた職員であって、施行日以後、引き続き同一の官職を占めるもの（本府省業務調整手当を支給されない者のうち、防衛大臣が定めるものに限る。）には、新令第八条の三第二項の規定にかかわらず、経過措置基準額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の特別調整額として支給する。施行日の前日において部員等の官職を占めていた職員のうち、この項前段の規

定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員として防衛大臣が定める職員についても、同様とする。

一　施行日から平成二十二年三月三十一日までの期間　百分の百

二　平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間　百分の七十五

三　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間　百分の五十

四　平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間　百分の二十五

2　前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第二十七条第一項において準用する同法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下この項において「再任用短時間勤務職員等」という。）にあっては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額）をいう。

一　施行日の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員（同日に属していた職務の級又は階級より下位の職務の級又は階級に属することとなったものを除く。）

附則別表第一の上欄及び中欄に掲げる俸給表及び職務の級又は階級の区分並びに附則別表第一の下欄の職員の区分に応じ同欄に定める額

二　前号に掲げる職員以外の職員　同号に掲げる職員との均衡を考慮して防衛大臣が定める額

（本府省業務調整手当が支給される職員等に関する特例）

第四条　前条の規定により俸給の特別調整額を支給される職員又は本府省業務調整手当を支給される職員（施行日の前日において部員等の官職を占めていた職員であって、施行日以後、引き続き同一の官職又はこれに相当するものとして防衛大臣が定める官職を占める職員に限る。）のうち施行日の前日において附則第十一条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第五十七号）附則第二条の規定の適用を受けていた職員には、新令第八条の三第二項の規定及び附則第十一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定にかかわらず、同条の規定の適用があるものとして算出した額からその者に係る附則別表第一の上欄及び中欄に掲げる俸給表及び職務の級又は階級の区分並びに附則別表第一の下欄の職員の区分に応じ同欄に定める額を控除して得た額を俸給の特別調整額として支給する。ただし、当該職員が施行日以後にその属していた職務の級又は階級より下位の職務の級又は階級に属することとなった場合における当該職員に対する俸給の特別調整額の支給については、防衛大臣の定めるところによる。

第五条　前二条の規定により俸給の特別調整額を支給される職員は、法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職を占める職員並びに法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十条の三第一項及び第十九条の三第一項に規定する管理職員に含まれないものとする。

（本府省業務調整手当に関する経過措置）

第六条　平成二十二年三月三十一日までの間における防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第八条の四第四項の規定の適用については、同項中「別表第四の二」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第九十五号）附則別表第二」とする。

（委任規定）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この政令の施行に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附則別表第一（附則第三条、附則第四条関係）

行政職俸給表（一）

俸給表	職務の級又は階級	経過措置基準額	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
七級		三五、四〇〇円	二九、二〇〇円

自衛官俸給表

六級		三三、二〇〇円	二二五、七〇〇円
五級		三一、七〇〇円	二二三、六〇〇円
一等陸佐（三）	一等海佐（三）	三四、九〇〇円	二二八、一〇〇円
一等海佐（三）	一等空佐（三）		
二等陸佐	二等海佐	三三、六〇〇円	二二五、三〇〇円
二等空佐			
三等陸佐	三等海佐	三〇、九〇〇円	二二三、九〇〇円
三等空佐			

備考

一　この表において「再任用職員」とは、自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員をいう。

二　施行日の前日において部員等の官職を占めていた職員のうち、この表の上欄の区分のうちその者に適用される俸給表の区分に応じた中欄の職務の級又は階級の区分にその者の属する職務の級又は階級の定めがないものであって、防衛大臣が定める俸給の特別調整額が支給されていたものに係る経過措置基準額は、この表の規定にかかわらず、その者に適用される俸給表及びその者の属する職務の級又は階級を考慮して、防衛大臣が別に定める額とする。

附則別表第二（附則第六条関係）

階級	支給月額	
	再任用自衛官以外の自衛官	再任用自衛官
一等陸佐以上、一等海佐以上又は一等空佐以上	四一、四〇〇円	三四、二〇〇円
二等陸佐、二等海佐又は二等空佐	三八、八〇〇円	三〇、一〇〇円
三等陸佐、三等海佐又は三等空佐	三七、一〇〇円	二七、六〇〇円
一等陸尉、一等海尉又は一等空尉	七、四〇〇円	五、六〇〇円
二等陸尉以下准陸尉以上、二等海尉以下准海尉以上又は二等空尉以下准空尉以上	五、八〇〇円	五、二〇〇円
陸曹長以下二等陸曹以上、海曹長以下二等海曹以上又は空曹長以下二等空曹以上	二、二〇〇円	二、一〇〇円
三等陸曹以下、三等海曹以下又は三等空曹以下	一、八〇〇円	一、八〇〇円

備考　この表において「再任用自衛官」とは、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官をいう。

附　則（平成二一年四月三〇日政令第一三五号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に行われた療養に係る第二条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成二一年五月二九日政令第一四三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二一年七月一七日政令第一八六号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行の日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の際現に自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十二条の規定により行動を命ぜられている自衛隊の部隊の職員に対する当該行動を命ぜられている間の海上警備等手当の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成二一年七月二四日政令第一八九号）

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年八月一日）から施行する。

附　則（平成二一年一一月二〇日政令第二六五号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年三月二十六日）から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中自衛隊法施行令第六十一条及び第六十二条の改正規定、第三条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第三条第一項、第六条第一項及び第六条の二第一項の改正規定を除く。）及び第四条から第十条までの規定は、同年四月一日から施行する。

附　則（平成二一年一一月三〇日政令第二七二号）

（施行期日）

1　この政令は、防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（次項において「一部改正法施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十条の三（見出しを含む。）の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（特地勤務手当等の月額の特例）

2　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十条第三項各号に定める日が平成二十一年四月一日から一部改正法施行日の前日までの間にある職員（一部改正法施行日において防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員である者に限る。）に対する同令第十条第三項及び第十条の二第二項の規定の適用については、同令第十条第三項中「において受けるべき」とあるのは「において防衛省の職員の給与等に関する法律等に関する法律（平成二十一年法律第九十二号）第一条及び第二条の規定による改正後の法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）の規定を適用するものとした場合における」と、同令第十条の二第二項中「において受けるべき」とあるのは「において防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律第一条及び第二条の規定による改正後の法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の規定を適用するものとした場合における」とする。

附　則（平成二二年二月三日政令第六号）

（施行期日）

1　この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法施行令別表第十の改正規定は公布の日から、第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第一ロの表、別表第一の二ロの表及び別表第七の改正規定、第七条の規定並びに次項の規定は同年十月一日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第五条の規定によりその階級及び俸給についてなお従前の例によることとされた三等陸士が二等陸士に昇任をした場合における号俸については、第三条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第一ロの表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成二二年三月三一日政令第六五号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の三第七項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

附　則（平成二二年三月三一日政令第七四号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二二年四月一日政令第九一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二二年一〇月一日政令第二〇九号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第五の規定は、平成二十二年八月二十日から適用する。

附　則（平成二二年一一月三〇日政令第二三三号）

（施行期日）

第一条　この政令は、防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「一部改正法施行日」という。）から施行する。

（特地勤務手当等の月額の特例）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十条第三項各号に定める日が平成二十二年四月一日から一部改正法施行日の前日までの間にある職員（一部改正法施行日において防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員である者に限る。次項において「対象期間職員」という。）に対する同令第十条第三項及び第十条の二第二項の規定の適用については、同令第十条第三項中「において受けるべき」とあるのは「において防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十九号）第一条及び第三条の規定による改正後の法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）の規定を適用するものとした場合における」と、同令第十条の二第二項中「において受けるべき」とあるのは「において防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律第一条及び第三条の規定による改正後の法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の規定を適用するものとした場合における」とする。

2　当分の間、対象期間職員のうち、防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下この項において「減額職員」という。）に対する次の各号に掲げる手当の支給に当たっては、これらの手当の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　前項の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十条第三項の規定による特地勤務手当　同項各号に定める日が一部改正法施行日以後となる減額職員との均衡を考慮して防衛大臣が定める額

二　前項の規定により読み替えられた同令第十条の二第二項の規定による準特地勤務手当　同項に規定する異動等の日が一部改正法施行日以後となる減額職員との均衡を考慮して防衛大臣が定める額

（給与年額相当額の計算に関する規定の読替え）

第三条　退職の翌年（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第二十四条に規定する退職の翌年をいう。以下この条において同じ。）まで自衛官として在職したと仮定した場合において防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる若年定年退職者（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。以下この条において同じ。）のうち、平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した若年定年退職者であって退職の翌年が一部改正法施行日の属する年となるものに対する第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則第十六項の規定の適用については、同項第一号中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日が退職の翌年となる場合にあっては、同日」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十九号）の施行の日（以下この項において「一部改正法施行日」という。）」と、同項第二号中「基準日」とあるのは「基準日（一部改正法施行日以後の基準日に限る。）」と、同項第三号中「十二月一日」とあるのは「十二月一日（一部改正法施行日以後のこれらの日に限る。）」とする。

附　則（平成二三年三月三一日政令第八四号）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附　則（平成二三年六月二九日政令第一八九号）

この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。

附　則（平成二三年六月二九日政令第一九〇号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（次項において「新令」という。）附則第二十四項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

（手当の内払）

2　この政令による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下この項において

「旧令」という。）別表第五の規定により死体処理手当又は災害派遣等手当を支給された職員で新令附則第二十四項の規定により読み替えて適用される新令別表第五の規定による死体処理手当又は災害派遣等手当の支給を受けることとなる者については、旧令別表第五の規定により支給された死体処理手当又は災害派遣等手当は、それぞれ同項の規定により読み替えて適用される新令別表第五の規定による死体処理手当又は災害派遣等手当の内払とみなす。

附　則（平成二三年一〇月二一日政令第三二七号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成二三年一二月二日政令第三七五号）

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第二条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の八第四項の規定は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

附　則（平成二三年一二月二日政令第三七六号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附　則（平成二四年三月二二日政令第五三号）

この政令は、平成二十四年三月二十六日から施行する。

附　則（平成二四年六月四日政令第一六〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二四年七月二七日政令第二〇六号）

この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。

附　則（平成二五年一月二三日政令第一四号）

（施行期日）

1　この政令は、自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月二十六日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第九イの改正規定　公布の日

二　第二条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十二条第一項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定　自衛隊法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年二月一日）

（経過措置）

2　ジェット機の乗員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十一条の三第一項に規定する乗員をいう。次項において同じ。）に対する第二条の規定による改正後の同令（次項において「新令」という。）第十二条第一項の規定の適用については、前項第二号に掲げる規定の施行の日（次項において「第二号施行日」という。）から平成二十五年三月三十一日までの間においては同条第一項中「百分の八十を」とあるのは「百分の七十七・五を」と、「百分の六十七・五を」とあるのは「百分の六十五」とあるのは「百分の七十七・五を」と、「百分の六十を」とあるのは「百分の六十七・五を」と、同項第三号中「百分の六十五」とあるのは「百分の五十七・五」とし、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては同項中「百分の八十を」とあるのは「百分の七十七・五を」と、「百分の六十を」とあるのは「百分の六十七・五を」と、同号中「百分の六十五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

3　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十一条の三第一項第三号に該当する乗員（ジェット機の乗員を除く。）に対する新令第十二条第一項の規定の適用については、第二号施行日から平成二十五年三月三十一日までの間においては同項第三号中「百分の六十五」とあるのは「百分の五十七・五」とし、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては同号中「百分の六十五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

附　則（平成二五年三月一三日政令第五五号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則（平成二五年三月二一日政令第七二号）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則（平成二五年五月一六日政令第一五五号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第五の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附　則（平成二五年七月三一日政令第二三〇号）

この政令は、平成二十五年八月一日から施行する。

附　則（平成二五年一二月一一日政令第三四〇号）

この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。

附　則（平成二六年一月三一日政令第二〇号）抄

この政令は、平成二十六年三月二十六日から施行する。

附　則（平成二六年二月一九日政令第四一号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十六年二月二十一日）から施行する。

附　則（平成二六年三月三一日政令第一一〇号）抄

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

（処分等の効力）

第四条　この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令（次条において「旧政令」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この政令による改正後のそれぞれの政令（以下この条及び次条において「新政令」という。）の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によってしたものとみなす。

附　則（平成二六年六月二〇日政令第二一七号）

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年六月二十一日）から施行する。

附　則（平成二六年七月二四日政令第二六三号）抄

（施行期日）

1　この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月二十五日）から施行する。ただし、第一条中防衛省組織令第五条第三号及び第十二条第三号の改正規定、第二条の規定（自衛隊法施行令第五十一条の五の見出し及び第五十九条の四の改正規定を除く。）並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成二十六年八月一日から施行する。

附　則（平成二六年一一月一九日政令第三六五号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第六条　特定計算期間に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給については、第二条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下この項において「新給与令」という。）第十七条の六の五第一項第二号中「二百十二万円」とあるのは「百七十六万円」と、同項第三号中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同項第四号中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、新給与令第十七条の六の四から第十七条の六の六までの規定を適用する。

2　前項の規定にかかわらず、特定計算期間において防衛省の職員の給与等に関する法律施行令

第十七条の六の六第一項の規定により同令第十七条の六の四第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3　平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成二六年一二月一二日政令第三九八号）

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（平成二十七年一月一日における昇給の号俸数の特例等）

第二条　平成二十七年一月一日における防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（次条第一項において「給与令」という。）第六条の十四第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、同条第二項中「に定める号俸数」とあるのは「に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、「同項の」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百九十八号）附則第二条の規定により読み替えられた同項の」とする。

第三条　平成二十七年一月一日において、昇給抑制等年齢職員（給与令第六条の十四の二第一項に規定する昇給抑制等年齢職員をいう。以下この条において同じ。）について防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第六項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、給与令第六条の十四の二の規定にかかわらず、同条第一項各号に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数（平成二十六年一月一日後に新たに職員となった者であって昇給抑制等年齢職員となったもの又は同日後に給与令第六条の六第四項若しくは第五項、第六条の九若しくは第六条の十の規定により号俸を決定された昇給抑制等年齢職員（給与令第六条の六第五項の規定により号俸を決定された昇給抑制等年齢職員にあっては、上位の職務の級に決定される資格を取得するに至ったことにより昇格をした場合その他これに準ずる場合において号俸を決定されたものに限る。）にあっては、給与令第六条の十四の二第一項各号に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数（平成二十六年十月一日から同年十二月三十一日までの間に新たに職員となり、又は当該号俸を決定された者にあっては、防衛大臣の定める数）に、その者の新たに職員となった日又はその決定の日から平成二十六年十二月三十一日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（防衛大臣の定める昇給抑制等年齢職員にあっては、同項各号に定める号俸数に相当する号俸数を超えない範囲内で防衛大臣の定める号俸数）とする。ただし、勤務成績が良好である昇給抑制等年齢職員、勤務成績がやや良好でない昇給抑制等年齢職員及び勤務成績が良好でない昇給抑制等年齢職員に該当すると決定された者並びにこの項本文の規定により算定された号俸数が零となる場合における昇給抑制等年齢職員は、昇給をしないものとする。

2　前項の規定による昇給の号俸数が、平成二十七年一月一日にその者が属する職務の級又は階級の最高の号俸の号数から平成二十六年十二月三十一日にその者が受けていた号俸（平成二十七年一月一日において職務の級若しくは階級を異にする異動又は防衛大臣の定める異動をした昇給抑制等年齢職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる場合には、同項の規定にかかわらず、昇給抑制等年齢職員の昇給の号俸数は、当該相当する号俸数とする。

3　前二項に定めるもののほか、これらの規定による昇給抑制等年齢職員の昇給に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附　則（平成二七年三月二七日政令第一二二号）

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（初任給調整手当に係る経過措置）

第二条　この政令による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第九条の二第一項の規定により地域手当の級地の区分が四級地とされていた地域でこの政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第九条の二第一項の規定により地域手当の級地の区分が三級地とされることとなったものに所在する官署に置かれる官職（一般職の職員の給与に関する法律（次条において「一般職給与法」という。）別表第八イ医療職俸給表（一）の適用を受ける職員及び医師又は歯科医師である自衛官の官職に限る。）をこの政令の施行の日前から引き続き占める職員（新令第八条の五第三項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとされる初任給調整手当の支給期間内であるものに限る。）の初任給調整手当の月額は、新令第八条の五第三項の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間においては、同項の規定による額に防衛大臣の定める額を加算して得た額とする。ただし、その額は、同条第一項第四号に掲げる官職を占める職員に対し同条第三項の規定により一般職に属する国家公務員の例により支給される初任給調整手当の額を超えることができない。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律（次条において「法」という。）第四条第一項に規定する事務官等、常勤の防衛大臣政策参与及び自衛官に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（次条において「平成二十六年防衛省給与改正法」という。）附則第十一条において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第十条の規定により読み替えられた同法第二条の規定による改正後の一般職給与法（以下この条において「読替え後の一般職給与法」という。）第十一条の三第二項各号及び第十一条の五に規定する政令で定める割合並びに読替え後の一般職給与法第十二条の二第二項に規定する政令で定める額については、一般職に属する国家公務員の例による。

（給与年額相当額に係る経過措置）

第四条　若年定年退職者（法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。）でその退職の日において平成二十六年防衛省給与改正法附則第八条の規定による俸給を受けていたものに係る新令第二十四条第一号の規定の適用については、同号中「受けるべき俸給月額」とあるのは、「受けるべき俸給月額（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十五号）附則第八条の規定による俸給の額を含む。）」とする。

（委任規定）

第五条　前三条に定めるもののほか、この政令の施行に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則（平成二七年三月三一日政令第一三八号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中介護保険法施行令第十六条第一号の改正規定、同令第二十二条の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同条を同令第二十二条の二の二とする改正規定、同令第二十二条の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の三及び第二十五条第一号の改正規定、同令第二十九条の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同条を同令第二十九条の二の二とする改正規定、同令第二十九条の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十九条の三第三項及び第三十三条の改正規定、第四条の規定（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同令第三十五条の二第十六号の改正規定を除く。）、第八条の規定、第十二条中国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項の改正規定、第二十条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項第三号の改正規定並びに第二十一条中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六

条の二第一項第四号及び第五号の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十二条までの規定　平成二十七年八月一日

附　則（平成二七年四月一〇日政令第二一三号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第十二条第五項、第十七条の十二（第十七条の十三において準用する場合を含む。）及び別表第五国際緊急援助等手当の項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附　則（平成二七年九月一八日政令第三三四号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

附　則（平成二七年九月三〇日政令第三四四号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附　則（平成二七年一一月二七日政令第三九八号）

この政令は、平成二十七年十二月一日から施行する。

附　則（平成二八年一月二六日政令第二〇号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附　則（平成二八年一月二九日政令第二四号）　抄

この政令は、平成二十八年三月二十八日から施行する。

附　則（平成二八年二月一九日政令第四五号）　抄

この政令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附　則（平成二八年三月二五日政令第八四号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

附　則（平成二八年三月三一日政令第一二四号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（平成二八年三月三一日政令第一八〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（平成二八年五月一八日政令第二一九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二八年一一月三〇日政令第三六五号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四及び別表第四の二の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

附　則（平成二九年三月二三日政令第四三号）

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（行政職俸給表（一）の八級以上の職員に相当する職員）

2　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十二条第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十一条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

二　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの

三　医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

四　医療職俸給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの

五　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの

六　自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄若しくは（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員

附　則（平成二九年三月三一日政令第一〇四号）

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（被服の無料貸与に関する経過措置）

2　当分の間、准海尉以上の海上自衛官に対するこの政令による改正後の別表第九イの規定の適用については、同表イ中「

作業帽	二個	二個	二個

」とあるのは、「

作業帽	二個	一個	二個

」とする。

附　則（平成二九年六月二三日政令第一六六号）

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定（同法第二条中自衛隊法第七十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定を除く。）の施行の日（平成二十九年七月一日）から施行する。

附　則（平成二九年七月二八日政令第二一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附　則（平成二九年九月一日政令第二二三号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（平成二九年一二月一五日政令第三〇七号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四及び別表第四の二の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附　則（平成三〇年二月九日政令第三三号）

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年三月二十七日）から施行する。

附　則（平成三〇年三月二二日政令第五五号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（平成三〇年三月二二日政令第六〇号）

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（平成三十年四月一日における号俸の調整に係る政令で定める職員）

2　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第三条第一項に規定する昇給の号俸数の決定の状況を考慮して政令で定める職員及び同項に規定する昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員については、一般職に属する国家公務員の例による。

（最高の号俸を超える俸給月額を受ける医師又は歯科医師である自衛官に係る政令で定める額）

3　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第二項に規定する政令で定める額は、同項に規定する医師又は歯科医師である自衛官の属する階級（その者の属する階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額に相当する額とする。

附　則（平成三〇年三月三〇日政令第八九号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（平成三〇年六月二七日政令第一八八号）

この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

附　則（平成三〇年一一月三〇日政令第三三一号）

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附　則（平成三一年二月二七日政令第三〇号）

この政令は、平成三十一年三月二十六日から施行する。

附　則（平成三一年三月二九日政令第八六号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（令和二年一月八日政令第一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年三月六日政令第三八号）

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十九号）の施行の日（令和二年三月二十六日）から施行する。

附　則（令和二年三月一一日政令第四一号）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項に規定する政令で定める職員及び政令で定める額並びに同条第二項に規定する政令で定める同条第一項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

附　則（令和二年三月一八日政令第五〇号）

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（次項において「新令」という。）附則第六項の規定は、令和二年一月三十一日から適用する。

（手当の内払）

2　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第五の規定により感染症看護等手当を支給された職員で新令附則第六項の規定により読み替えて適用される同表の規定による災害派遣等手当の支給を受けることとなる者については、当該支給された感染症看護等手当は、同項の規定により読み替えて適用される同表の規定による災害派遣等手当の内払とみなす。

附　則（令和二年三月三〇日政令第八三号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附　則（令和二年七月三日政令第二一五号）

（施行期日）

第一条　この政令は、令和二年八月二十八日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日において二等陸士、二等海士若しくは二等空士である自衛官又は自衛官候補生として在職していた者に対する自衛官任用一時金の額については、この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新防衛省職員給与令」という。）第十九条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日の前日において陸士長、海士長若しくは空士長、一等陸士、一等海士若しくは一等空士若しくは二等陸士、二等海士若しくは二等空士である自衛官又は自衛官候補生として在職していた者に対する昇任又は降任の場合における号俸の決定基準については、新防衛省職員給与令別表第一ロの表及び別表第一の二ロの表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　前項に定めるものほか、新防衛省職員給与令別表第一ロの表及び別表第一の二ロの表の規定の適用に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則（令和二年九月一六日政令第二九四号）

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

附　則（令和三年三月一七日政令第四四号）

この政令は、令和三年三月十八日から施行する。

附　則（令和三年三月三一日政令第八一号）抄

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（教育訓練招集手当に関する経過措置）

2　令和二年四月二十六日以前に実施された予備自衛官補の採用のための試験に合格し、予備自衛官補に採用された者に対する教育訓練招集手当の日額については、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の十五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和三年六月三〇日政令第一八九号）抄

（施行期日）

1　この政令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行し、同条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則第七項の規定は、令和二年十二月八日から適用する。

附　則（令和三年八月二五日政令第二三九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年三月一一日政令第五七号）

この政令は、令和四年三月十七日から施行する。

附　則（令和四年三月三〇日政令第一二七号）抄

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附　則（令和四年五月二七日政令第一九九号）

この政令は、令和四年六月一日から施行する。

附　則（令和五年二月一日政令第二六号）

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用隊員に関する経過措置）

第二条　次の各号に掲げる職員の俸給月額について、当該各号に定める法の規定により計算した額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

一　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員（国家公務員法等の一部を改正する法律（以下「令和三年国公法等改正法」という。）附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員をいう。第三項において同じ。）　令和三年国公法等改正法附則第十二条第二項の規定により読み替えられた同条第一項

二　暫定再任用短時間勤務隊員（令和三年国公法等改正法附則第十二条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務隊員をいう。次項において同じ。）　令和三年国公法等改正法附則第十二条第三項

2　この政令による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第八条の二第二項及び第八条の三第二項の規定の適用については、暫定再任用短時間勤務隊員は、これらの規定に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

3　新令第十一条の二第二項及び第三項並びに別表第四の規定の適用については、暫定再任用隊員は、これらの規定に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（若年定年退職者給付金に関する経過措置）

第三条　新令第二十四条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した令和三年国公法等改正法第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者であって、退職の日において定められている当該若年定年退職者に係る定年に達する日が施行日以後であるものに係る若年定年退職者給付金について適用する。

附　則（令和五年三月一〇日政令第四八号）

この政令は、令和五年三月十六日から施行する。

附　則（令和五年三月三〇日政令第一二三号）

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附　則（令和五年六月三〇日政令第二二八号）抄

（施行期日）

1　この政令は、令和五年七月一日から施行する。

附　則（令和六年三月二九日政令第一三三号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第六条の六関係）

イ　自衛隊教官俸給表の適用を受ける職員についての表

昇格をした日の前日に受けていた号俸	昇格後の職務の級における号俸
1	2級
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	1
43	1
44	1
45	1
46	1
47	1
48	1
49	1
50	1
51	1
52	1
53	1
54	1
55	1
56	1
57	1
58	1
59	1
60	1
61	1
62	1
63	1
64	1
65	1
66	1
67	1
68	1
69	1
70	1
71	1
72	1
73	1
74	1
75	1
76	1
77	1
78	1
79	1
80	1
81	1
82	1
83	1
84	1
85	1
86	1
87	1
88	1
89	1
90	1
91	1
92	1
93	1
94	1
95	1
96	1
97	1
98	1
99	1
100	1
101	1
102	1
103	1
104	1
105	1
106	1
107	1
108	1
109	1
110	1
111	1
112	1
113	1
114	1
115	1
116	1
117	1
118	1
119	1
120	1
121	1
122	1
123	1
124	1
125	1
126	1
127	1
128	1
129	1
130	60
131	60
132	60
133	61
134	61
135	61
136	61
137	62
138	62
139	62
140	62
141	63
142	63
143	63
144	63
145	64

ロ　自衛官俸給表の適用を受ける職員についての表

昇任後の階級における号俸	
任を受けた日の前日に受けていた号俸	1
昇任した日の前日に受けていた号俸	2
昇任した日の前日に受けていた号俸	3
陸将補、海将補及び空将補の欄（一）	1
陸1等佐、海1等佐及び空1等佐の欄（一）	1
陸1等佐、海1等佐及び空1等佐の欄（二）	1
陸1等佐、海1等佐及び空1等佐の欄（三）	1
陸2等佐、海2等佐、空2等佐	2
陸3等佐、海3等佐、空3等佐	3
陸1等尉、海1等尉、空1等尉	1
陸2等尉、海2等尉、空2等尉	2
陸3等尉、海3等尉、空3等尉	3
陸准尉、海准尉、空准尉	1
陸曹長、海曹長、空曹長	1
陸1等曹、海1等曹、空1等曹	1
陸2等曹、海2等曹、空2等曹	2
陸3等曹、海3等曹、空3等曹	3
陸士長、海士長、空士長	1
陸1等士、海1等士、空1等士	1

9	2	8	2	7	2	6	2	5	2	4	2	3	2	2	2	1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	2	1	1	1	0	1		9		8
	17		16		15		14		13		12		11		10		9		8		7		6		5		4		3		2		1		1		1		1		1		1
	25		24		24		23		23		22		22		21		21		20		19		18		17		16		15		14		13		12		11		10		9		8
	13		12		11		10		9		8		7		6		5		4		3		2		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1
	13		12		11		10		9		8		7		6		5		4		3		2		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1
5	2	4	2	3	2	2	2	1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	2	1	1	1	0	1		9		8		7		6		5		4
	9		8		7		6		5		4		3		2		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1
1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	2	1	1	1	0	1		9		8		7		6		5		4		3		2		1		1
5	2	4	2	3	2	2	2	1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	2	1	1	1	0	1		9		8		7		6		5		4
3	3	2	3	1	3	0	3	9	2	8	2	7	2	6	2	5	2	4	2	3	2	2	2	1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	2	1
9	2	8	2	7	2	6	2	5	2	4	2	3	2	2	2	1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	2	1	1	1	0	1		9		8
9	2	8	2	7	2	6	2	5	2	4	2	3	2	2	2	1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	2	1	1	1	0	1		9		8
5	2	4	2	3	2	2	2	1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	2	1	1	1	0	1		9		8		7		6		5		4
1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	2	1	1	1	0	1		9		8		7		6		5		4		3		2		1		1
9	1	8	1	7	1	6	1	6	1	5	1	5	1	4	1	3	1	2	1	1	1	0	1		9		8		7		6		5		4		3		2		1		1
																								5	1	4	1	4	1	3	1	3	1	2	1	1	1	0	1		9		8
																									9		8		7		6		5		4		4		3		3		2

1	5	0	5	9	4	8	4	7	4	6	4	5	4	4	4	3	4	2	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3	6	3	5	3	4	3	3	3	2	3	1	3	0	3
													29		28		27		26		25		24		23		22		21		20		19		18		17
	29		29		29		29		29		29		29		29		29		29		29		29		29		29		29		28		28		27		26		26		25
	30		29		29		28		28		27		27		26		26		25		25		24		23		22		21		20		19		18		17		16		15		14
	35		34		33		32		31		30		29		28		27		26		25		24		23		22		21		20		19		18		17		16		15		14
7	4	6	4	5	4	4	4	3	4	2	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3	6	3	5	3	4	3	3	3	2	3	1	3	0	3	9	2	8	2	7	2	6	2
1	3	0	3	9	2	8	2	7	2	6	2	5	2	4	2	3	2	2	2	1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	2	1	1	1	0	1
3	4	2	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3	6	3	5	3	4	3	3	3	2	3	1	3	0	3	9	2	8	2	7	2	6	2	5	2	4	2	3	2	2	2
7	4	6	4	5	4	4	4	3	4	2	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3	6	3	5	3	4	3	3	3	2	3	1	3	0	3	9	2	8	2	7	2	6	2
5	5	4	5	3	5	2	5	1	5	0	5	9	4	8	4	7	4	6	4	5	4	4	4	3	4	2	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3	6	3	5	3	4	3
1	5	0	5	9	4	8	4	7	4	6	4	5	4	4	4	3	4	2	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3	6	3	5	3	4	3	3	3	2	3	1	3	0	3
1	5	0	5	9	4	8	4	7	4	6	4	5	4	4	4	3	4	2	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3	6	3	5	3	4	3	3	3	2	3	1	3	0	3
7	4	6	4	5	4	4	4	3	4	2	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3	6	3	5	3	4	3	3	3	2	3	1	3	0	3	9	2	8	2	7	2	6	2
3	4	2	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3	6	3	5	3	4	3	3	3	2	3	1	3	0	3	9	2	8	2	7	2	6	2	5	2	4	2	3	2	2	2
																																				1	2	1	2	0	2	9	1

3	7	2	7	1	7	0	7	9	6	8	6	7	6	6	6	5	6	4	6	3	6	2	6	1	6	0	6	9	5	8	5	7	5	6	5	5	5	4	5	3	5	2	5
																																29		29		29		29		29
	39		39		38		38		37		37		36		36		35		35		35		35		35		34		34		33		33		32		32		31		31		30
	57		56		55		54		53		52		51		50		49		48		47		46		45		44		43		42		41		40		39		38		37		36
9	5	8	5	8	5	7	5	7	5	6	5	6	5	5	5	5	5	4	5	4	5	3	5	3	5	2	5	2	5	1	5	1	5	0	5	0	5	9	4	9	4	8	4
1	5	0	5	0	5	9	4	9	4	8	4	7	4	6	4	5	4	4	4	3	4	2	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3	6	3	5	3	4	3	3	3	2	3
5	6	4	6	3	6	2	6	1	6	0	6	9	5	8	5	7	5	6	5	5	5	4	5	3	5	2	5	1	5	0	5	9	4	8	4	7	4	6	4	5	4	4	4
9	6	8	6	7	6	6	6	5	6	4	6	3	6	2	6	1	6	0	6	9	5	8	5	7	5	6	5	5	5	4	5	3	5	2	5	1	5	0	5	9	4	8	4
7	7	6	7	5	7	4	7	3	7	2	7	1	7	0	7	9	6	8	6	7	6	6	6	5	6	4	6	3	6	2	6	1	6	0	6	9	5	8	5	7	5	6	5
3	7	2	7	1	7	0	7	9	6	8	6	7	6	6	6	5	6	4	6	3	6	2	6	1	6	0	6	9	5	8	5	7	5	6	5	5	5	4	5	3	5	2	5
3	7	2	7	1	7	0	7	9	6	8	6	7	6	6	6	5	6	4	6	3	6	2	6	1	6	0	6	9	5	8	5	7	5	6	5	5	5	4	5	3	5	2	5
9	6	8	6	7	6	6	6	5	6	4	6	3	6	2	6	1	6	0	6	9	5	8	5	7	5	6	5	5	5	4	5	3	5	2	5	1	5	0	5	9	4	8	4
5	6	4	6	3	6	2	6	1	6	0	6	9	5	8	5	7	5	6	5	5	5	4	5	3	5	2	5	1	5	0	5	9	4	8	4	7	4	6	4	5	4	4	4

5	9	4	9	3	9	2	9	1	9	0	9	9	8	8	8	7	8	6	8	5	8	4	8	3	8	2	8	1	8	0	8	9	7	8	7	7	7	6	7	5	7	4	7
																												41		41		41		41		40		40		40		40
	72		72		72		72		72		72		72		72		71		70		69		68		67		66		65		64		63		62		61		60		59		58
2	7	1	7	1	7	0	7	0	7	9	6	9	6	8	6	7	6	6	6	5	6	4	6	4	6	3	6	3	6	2	6	2	6	1	6	1	6	0	6	0	6	9	5
3	6	2	6	1	6	0	6	0	6	9	5	9	5	8	5	8	5	7	5	7	5	6	5	6	5	5	5	5	5	4	5	4	5	3	5	3	5	2	5	2	5	1	5
7	8	6	8	5	8	4	8	3	8	2	8	1	8	0	8	9	7	8	7	7	7	6	7	5	7	4	7	3	7	2	7	1	7	0	7	9	6	8	6	7	6	6	6
1	9	0	9	9	8	8	8	7	8	6	8	5	8	4	8	3	8	2	8	1	8	0	8	9	7	8	7	7	7	6	7	5	7	4	7	3	7	2	7	1	7	0	7
9	9	8	9	7	9	6	9	5	9	4	9	3	9	2	9	1	9	0	9	9	8	8	8	7	8	6	8	5	8	4	8	3	8	2	8	1	8	0	8	9	7	8	7
5	9	4	9	3	9	2	9	1	9	0	9	9	8	8	8	7	8	6	8	5	8	4	8	3	8	2	8	1	8	0	8	9	7	8	7	7	7	6	7	5	7	4	7
5	9	4	9	3	9	2	9	1	9	0	9	9	8	8	8	7	8	6	8	5	8	4	8	3	8	2	8	1	8	0	8	9	7	8	7	7	7	6	7	5	7	4	7
1	9	0	9	9	8	8	8	7	8	6	8	5	8	4	8	3	8	2	8	1	8	0	8	9	7	8	7	7	7	6	7	5	7	4	7	3	7	2	7	1	7	0	7

011	901	801	701	601	501	401	301	201	101	001	99	89	79	69									
					73	73	73	73	73	73	73	73	73	72									
37	37	37	37	37	37	37	27	27	27	27	27	27	27	27									
87	77	67	57	47	37	27	17	07	96	86	76	66	56	46									
201	101	001	99	89	79	69	59	49	39	29	19	09	98	88									
601	501	401	301	201	101	001	99	89	79	69	59	49	39	29									
411	311	211	111	011	901	801	701	601	501	401	301	201	101	001									
011	901	801	701	601	501	401	301	201	101	001	99	89	79	69									
011	901	801	701	601	501	401	301	201	101	001	99	89	79	69									
101	101	001	99	89	79	69	69	59	59	49	49	39	39	29									

521	421	321	221	121	021	911	811	711	611	511	411	311	211	111									
												37	37	37									
48	48	38	38	28	28	18	18	08	08	97	97	87	87	87									
711	611	511	411	311	211	111	011	901	801	701	601	501	401	301									
121	021	911	811	711	611	511	411	311	211	111	011	901	801	701									
921	821	721	621	521	421	321	221	121	021	911	811	711	611	511									
521	421	321	221	121	021	911	811	711	611	511	411	311	211	111									
521	421	321	221	121	021	911	811	711	611	511	411	311	211	111									
												301	201	201									

041	931	831	731	631	531	431	331	231	131	031	921	821	721	621									
											58	58	48	48									
			921	821	721	621	521	421	321	221	121	021	911	811									
631	531	431	331	231	131	031	921	821	721	621	521	421	321	221									
441	341	241	141	041	931	831	731	631	531	431	331	231	131	031									
041	931	831	731	631	531	431	331	231	131	031	921	821	721	621									
											921	821	721	621									

別表第一の二（第六条の七関係）

イ　自衛隊教官俸給表の適用を受ける職員についての表

541	441	341	241	141																			
731	731	731	731	731																			
541	541	541	541	541																			
				141																			

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	1級

降格した日の前日に受ける号俸

降格後の職務の級における号俸

| | | |

27	17	07	96	86	76	66	56	46	36	26	16	06	95	85	75	65	55	45	35	
															81	81	81	81	81	
69	78	68	58	48	38	28	18	08	97	87	77	67	57	47	37	27	17	07	96	
301	49	29	09	88	78	68	58	48	28	08	87	67	47	27	07	86	66	46	26	
401	301	201	101	001	99	89	79	69	59	49	39	29	09	88	68	48	28	08	87	
08	97	87	77	67	57	47	37	27	17	07	96	86	76	66	56	46	36	26	16	
67	57	47	37	27	17	07	96	86	76	66	56	46	36	26	16	06	95	85	75	
86	76	66	56	46	36	26	16	06	95	85	75	65	55	45	35	25	15	05	94	
07	96	86	76	66	56	46	36	26	16	06	95	85	75	65	55	45	35	25	15	
07	96	86	76	66	56	46	36	26	16	06	95	85	75	65	55	45	35	25	15	
67	57	47	37	27	17	07	96	86	66	56	46	36	26	16	95	85	75	65	55	
37	37	37	37	37	37	37	37	27	17	07	96	86	76	66	56	46	36	26	16	
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	

78	68	58	48	38	28	18	08	97	87	77	67	57	47	37
						501	501	501	501	501	501	501	501	501
311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311
921	921	921	721	321	121	911	711	511	311	901	801	701	601	501
59	49	39	29	19	09	98	88	78	68	58	48	38	28	18
19	09	98	88	78	68	58	48	38	28	18	08	97	87	77
38	28	18	08	97	87	77	67	57	47	37	27	17	07	96
58	48	38	28	18	08	97	87	77	67	57	47	37	27	17
68	58	48	38	18	08	97	87	77	67	57	47	37	27	17
19	09	98	88	78	68	58	48	38	28	18	08	97	87	77
37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
														33

201	101	001	99	89	79	69	59	49	39	29	19	09	98	88
311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311
921	921	921	921	921	921	921	921	921	921	921	921	921	921	921
01	901	801	701	601	501	401	301	201	101	001	99	89	79	69
601	501	401	301	201	101	001	99	89	79	69	59	49	39	29
89	79	69	59	49	39	29	19	09	98	88	78	68	58	48
101	001	99	89	69	59	49	39	29	19	09	98	88	78	68
201	101	001	99	79	69	59	49	39	29	19	09	98	88	78
211	011	801	701	601	501	401	201	001	89	69	59	49	39	29
37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37

711	611	511	411	311	211	111	011	901	801	701	601	501	401	301
												311	311	311
				921	921	921	921	921	921	921	921	921	921	921
521	421	321	221	121	021	911	811	711	611	511	411	311	211	111
121	021	911	811	711	611	511	411	311	211	111	011	901	801	701
311	211	111	011	901	801	701	601	501	401	301	201	101	001	99
711	511	411	311	211	111	011	901	801	701	601	501	401	301	201
711	611	511	411	311	211	111	011	901	801	701	601	501	401	301
311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311
				37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37

8 1 1	9 1 1	0 2 1	1 2 1	2 2 1	3 2 1	4 2 1	5 2 1	6 2 1	7 2 1	8 2 1	9 2 1	0 3 1	1 3 1	2 3 1									
6 2 1	7 2 1	8 2 1	9 2 1	0 3 1	1 3 1	2 3 1	3 3 1	4 3 1	5 3 1	6 3 1	7 3 1	8 3 1	9 3 1										
2 2 1	3 2 1	5 2 1	4 2 1	6 2 1	7 2 1	8 2 1	9 2 1	1 3 1	2 3 1	3 3 1	4 3 1	5 3 1	6 3 1										
8 1 1	7 1 1	6 1 1	5 1 1	4 1 1	3 1 1	2 2 1	1 2 1	0 2 1	9 1 1	8 1 1	7 1 1	6 1 1	5 1 1										
2 2 1	1 2 1	0 2 1	9 1 1	8 1 1	7 1 1	6 1 1	5 1 1	4 1 1	3 1 1	2 1 1	1 1 1	0 1 1	9 1 1										
2 2 1	1 2 1	0 2 1	9 1 1	8 1 1	7 1 1	6 1 1	5 1 1	4 1 1	3 1 1	2 1 1	1 1 1	0 1 1	9 1 1										
3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1										

別表第二（第八条の二関係）

勤務職員箇所	3 3 1	4 3 1	5 3 1	6 3 1	7 3 1	8 3 1	9 3 1	0 4 1	1 4 1	2 4 1	3 4 1	4 4 1	5 4 1										

る。以下「集中治療病棟」という。）に勤務する看護師長（2）に掲げる者を除く。）並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師 （9）　集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（防衛大臣の定める者に限る。） （10）　外来患者及び入院患者に直接接して行う受付その他の窓口業務に従事することを常態とする患者係事務職員（防衛大臣の定める者に限る。）	
防衛装備庁	防衛省組織令第百八十一条第十号に掲げる事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
本省内部部局	官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官 米軍再編調整官 参事官 課長 訟務管理官 施設整備官 提供施設計画官 施設技術管理官 服務管理官 衛生官	一種
統合幕僚監部	統合幕僚副長 総括官 部長 副部長 課長 参事官 報道官 首席法務官 首席後方補給官 統合幕僚学校長	一種
陸上幕僚監部	陸上幕僚副長 部長 課長 監察官 法務官 警務管理官	一種
海上幕僚監部	海上幕僚副長 部長 副部長 課長 監察官 首席法務官 首席会計監査官 首席衛生官	一種
航空幕僚監部	航空幕僚副長 部長 課長 科学技術官 監理監察官 首席法務官 首席衛生官	一種
陸上総隊司令部	幕僚長	一種
方面総監部 師団司令部	幕僚長	一種
	師団長 副師団長	一種
	幕僚長	二種（防衛大臣の定める者にあっては、一種）
旅団司令部	旅団長 副旅団長	一種
	幕僚長	二種
自衛艦隊司令部 護衛艦隊司令部	幕僚長	一種
	護衛艦隊司令官 幕僚長	一種
航空集団司令部	航空集団司令官 幕僚長	一種
潜水艦隊司令部	潜水艦隊司令官 幕僚長	一種
掃海隊群司令部	掃海隊群司令 幕僚長	一種
護衛隊群司令部	護衛隊群司令	一種
海上訓練指導隊群司令部	海上訓練指導隊群司令	一種
航空群司令部	航空群司令	一種
潜水隊群司令部	潜水隊群司令	一種
艦隊情報群司令部	艦隊情報群司令	一種
海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令	一種
開発隊群司令部	開発隊群司令	一種
地方総監部	地方総監 幕僚長	一種
教育航空集団司令部	教育航空集団司令官 幕僚長	一種
教育航空群司令部	教育航空群司令	二種（防衛大臣の定める者にあっては、一種）
練習艦隊司令部	練習艦隊司令官	一種
通信隊群司令部	通信隊群司令	一種
航空総隊司令部	航空総隊副司令官 幕僚長	一種
航空支援集団司令部	航空支援集団副司令官 幕僚長	一種
航空教育集団司令部	幕僚長	一種
航空開発実験集団司令部	航空開発実験集団司令官 幕僚長	一種
航空方面隊司令部	航空方面隊司令官 航空方面隊副司令官 幕僚長	一種
航空団司令部	航空団司令 幕僚長	一種
	航空団副司令	二種
警戒航空団司令部	警戒航空団司令	一種
航空救難団司令部	航空救難団司令	一種
航空戦術教導団司令部	航空戦術教導団司令	一種
飛行教育団司令部	飛行教育団司令	二種（防衛大臣の定める者にあっては、一種）
飛行開発実験団司令部	飛行開発実験団司令	一種
航空警戒管制団司令部	航空警戒管制団司令	一種
自衛隊情報保全隊本部	自衛隊情報保全隊司令	一種
自衛隊サイバー防衛隊本部	自衛隊サイバー防衛隊司令	一種
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の学校	校長 副校長	一種
	三種（防衛大臣の定める者にあっては、一種又は二種）	一種
陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給処	処長 副処長	一種
	三種（防衛大臣の定める者にあっては、一種又は二種）	一種
自衛隊地方協力本部	地方協力本部長	一種
	二種（防衛大臣の定める者にあっては、一種）	二種
教育訓練研究本部	教育訓練研究本部長	一種
補給統制本部	補給統制本部長 副本部長	一種
海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部	補給本部長 副本部長	一種
自衛隊体育学校	校長 副校長	一種 二種
自衛隊中央病院	病院長 副院長	一種
自衛隊地区病院	病院長	二種（防衛大臣の定める者にあっては、一種）
	副院長	三種（防衛大臣の定める者にあっては、一種

	防衛監察本部	副監察監 課長 統括監察官	一種
	地方防衛局	地方防衛局長 次長	一種
	防衛装備庁内部部局	防衛技監 部長 装備官 審議官 参事官 プロジェクト管理総括官 革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 装備開発官 艦船設計官 課長 事業計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 技術連携推進官 原価管理官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 航空機調達官 輸入調達官	一種
本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、	防衛大臣の定める官職	防衛大臣の定める種別	

、二種又は四種）

地方防衛局並びに防衛装備庁

備考　この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順に一種から五種（自衛官にあつては、四種）までに区分したものをいう。

別表第四（第八条の三関係）

種別	俸給表	職務の級又は階級	俸給の特別調整額
一種	行政職俸給表（一）	十級	定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員以外の職員 一三九、三〇〇円
		九級	定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員 一三三、六〇〇円
			定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員以外の職員 一三〇、三〇〇円
			定年前再任用短時間勤務職員及び再任用職員 一一二、九〇〇円
	教育職俸給表（一）	八級	一一七、一〇〇円
			九九、八〇〇円
		五級	一四二、六〇〇円
			一三六、九〇〇円
	研究職俸給表	六級	一三九、七〇〇円
			一三四、〇〇〇円
		五級	一二九、三〇〇円
			九八、三〇〇円
	医療職俸給表（一）	五級	一四六、四〇〇円
			一四〇、九〇〇円
		四級	一三七、七〇〇円
			一一五、九〇〇円
	自衛官俸給表	陸将補 海将補 空将補	五九、一〇〇円 五一、八〇〇円
		一等陸佐 一等海佐 一等空佐	五四、五〇〇円 四七、三〇〇円

二種

	行政職俸給表（一）	九級	一〇四、二〇〇円
		八級	九四、〇七九、八〇〇円
		七級	八八、五七二、九〇〇円
	教育職俸給表（一）	四級	一〇六、八一、八九〇〇円
	研究職俸給表	五級	一〇三、七八、七四〇〇円
	医療職俸給表（一）	四級	一一〇、九二、七一〇〇円
		三級	一〇二、七八、一八〇〇円
	医療職俸給表（二）	八級	九六、八八七、三〇〇円
	医療職俸給表（三）	七級	八八、三七五、八〇〇円
	自衛官俸給表	陸将補	三五、四三一、一〇〇円
		海将補 空将補	
		一等陸佐	三三、三二八、四〇〇円
		一等海佐	
		一等空佐	
		一等陸佐	三一、七二七、四〇〇円
		一等海佐	
		一等空佐	
		一等陸佐	二九、九二四、一〇〇円
		一等海佐	
		一等空佐	
	一等海佐		五一、七四五、七〇〇円
	一等空佐		

三種

	自衛隊教官俸給表	二級	七五、八〇〇円
	行政職俸給表（一）	八級	八二、二〇〇円
		七級	七七、四〇〇円
		六級	七二、七〇〇円
	教育職俸給表（一）	四級	九三、五〇〇円
	研究職俸給表	五級	九〇、五〇〇円
		四級	七八、四〇〇円
	医療職俸給表（一）	四級	九六、四〇〇円
		三級	八九、九〇〇円
	医療職俸給表（二）	八級	八四、七〇〇円
		七級	七六、七〇〇円
		六級	七二、七〇〇円
		五級	六八、七〇〇円
	医療職俸給表（三）	六級	七五、八〇〇円
		五級	六九、一〇〇円
	自衛官俸給表	一等陸佐	一八、三〇〇円
		一等海佐	
		一等空佐	
		一等陸佐	一七、四〇〇円
		一等海佐	
		一等空佐	
	一等海佐		五九、二〇〇円
	一等空佐		五六、八〇〇円
	一等空佐		七五、二〇〇円
			七二、七〇〇円
			七〇、五〇〇円
			六八、八〇〇円
			六五、三〇〇円
			六二、六〇〇円
			五八、二〇〇円
			五五、六〇〇円
			五一、五〇〇円
			一五、六〇〇円
			一五、一〇〇円

四種	自衛隊教官俸給表	一級	六二、六〇〇円	四一、九〇〇円
	行政職俸給表（一）	七級	六六、四〇〇円	五四、七〇〇円
		六級	六二、三〇〇円	四八、二〇〇円
		五級	五九、五〇〇円	四四、三〇〇円
		四級	五五、五〇〇円	四一、九〇〇円
	教育職俸給表（一）	四級	八〇、二〇〇円	六一、四〇〇円
	研究職俸給表	五級	七七、六〇〇円	五九、〇〇〇円
		四級	六七、二〇〇円	四九、九〇〇円
		三級	六〇、九〇〇円	四三、三〇〇円
	医療職俸給表（一）	四級	八二、六〇〇円	六九、六〇〇円
		三級	七七、一〇〇円	五八、六〇〇円
		二級	七一、六〇〇円	五〇、四〇〇円
	医療職俸給表（二）	五級	五八、九〇〇円	四三、一〇〇円
	医療職俸給表（三）	五級	五九、二〇〇円	四四、二〇〇円
		四級	五三、七〇〇円	四一、六〇〇円
	自衛官俸給表	一等陸佐（三） 一等海佐（三） 一等空佐（三）	六、五〇〇円	五、二〇〇円
		一等陸佐（三） 一等海佐（三） 一等空佐（三）	一六、五〇〇円	一三、二〇〇円
		二等陸佐 二等海佐 二等空佐	一五、八〇〇円	一一、九〇〇円
		三等陸佐 三等海佐 三等空佐	五、七〇〇円	四、四〇〇円
		二等陸佐 二等海佐 二等空佐	六、二〇〇円	四、七〇〇円
五種	行政職俸給表（一）	六級	五一、九〇〇円	四〇、一〇〇円
		五級	四九、六〇〇円	三六、九〇〇円
		四級	四六、三〇〇円	三四、九〇〇円
	教育職俸給表（一）	四級	六六、八〇〇円	五一、一〇〇円
	医療職俸給表（一）	二級	五九、七〇〇円	四二、〇〇〇円

備考

一　この表において「再任用職員」とは、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員をいう。

二　第八条の三第一項に規定する官職を占める職員であつて、この表の第一欄及び第二欄の区分のうちその者の占める官職の俸給の特別調整額に係る種別及びその者に適用される俸給表の区分に応じた第三欄の職務の級又は階級の区分にその者の属する職務の級又は階級の定めがないものに支給する俸給の特別調整額は、この表の規定にかかわらず、その者の占める官職の俸給の特別調整額に係る種別、その者に適用される俸給表及びその者の属する職務の級又は階級を考慮して、防衛大臣が別に定める額とする。

別表第四の二（第八条の四関係）

階級	相当すると認められる行政職俸給表（一）の職務の級	支給月額 再任用自衛官以外の自衛官	支給月額 再任用自衛官
一等陸佐以上、一等海佐以上又は一等空佐以上	七級以上	四一、八〇〇円	三四、五〇〇円
二等陸佐、二等海佐又は二等空佐	六級	三九、二〇〇円	三〇、三〇〇円

三等陸佐、三等海佐又は三等空佐	五級	三七、四〇〇円	二七、八〇〇円
一等陸尉、一等海尉又は一等空尉	四級	二二、一〇〇円	一六、八〇〇円
二等陸尉以下准尉、二等陸尉以上、二等海尉以下准海尉以上又は二等空尉以下准空尉以上	三級	一七、五〇〇円	一五、五〇〇円
陸曹長以下二等陸曹以上、海曹長以下二等海曹以上又は空曹長以下二等空曹以上	二級	八、八〇〇円	八、六〇〇円
三等陸曹以下、三等海曹以下又は三等空曹以下	一級	七、二〇〇円	七、二〇〇円

備考　この表において「再任用自衛官」とは、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官をいう。

別表第五（第九条の八関係）

種類	支給される職員の範囲	支給額
爆発物取扱作業等従事者	不発弾その他爆発のおそれのある物件を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員、特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）を製造し、特殊危険物質若しくは特殊危険物質である疑いがある物質を取り扱い、若しくは特殊危険物質による被害の危険があると認められる区域内において行う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員又は放射性物質による汚染の除去その他の放射線による被ばくのおそれのある作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員	作業一日につき一万四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
航空作業等従事者	航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する職員（航空手当の支給を受ける者を除く。） 防衛大臣の定める特に危険な飛行を行う航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する乗員及び落下傘隊員	搭乗一日につき八千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、十五万三千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。 搭乗一日につき三千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、五万千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。
異常圧力内作業等従事者	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業で防衛大臣の定めるものに従事する診療放射線技師、診療エックス線技師又はエックス線助手 低圧室内において防衛大臣の定める航空生理訓練、飛行適応検査又は装備品及び食糧その他の需品に関する研究開発を実施する職員	作業一月につき七千円 作業一回につき二千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えることとなつてはならない。

高圧室内又は再圧治療室内において高圧の下で防衛大臣の定める作業に従事する職員	作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、気圧の区分に応じて次に定める額 気圧〇・二メガパスカルまで　二百十円 気圧〇・三メガパスカルまで　五百六十円 気圧〇・五メガパスカルまで　九百十円 気圧〇・七メガパスカルまで　千三百三十円 気圧〇・九メガパスカルまで　千八百三十円 気圧一・一メガパスカルまで　二千三百三十円 気圧一・三メガパスカルまで　三千円 気圧一・五メガパスカルまで　三千六百八十円 気圧二メガパスカルまで　四千三百五十円 気圧二・五メガパスカルまで　四千八百五十円 気圧三メガパスカルまで　五千三百五十円 気圧三・五メガパスカルまで　五千八百五十円 気圧四メガパスカルまで　六千三百五十円 気圧四・五メガパスカルまで　六千八百五十円

潜水器具を着用し、又は潜水艦救難潜水装置若しくは潜水艦救難潜水艇に乗り組んで潜水して行う作業に従事する職員	次の作業の区分に応じて次に定める額 潜水器具を着用して行う作業　作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、潜水深度の区分に応じて次に定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額） 潜水深度二十メートルまで　三百十円 潜水深度三十メートルまで　七百八十円 潜水深度五十メートルまで　千四百円 潜水深度七十メートルまで　二千円 潜水深度九十メートルまで　二千八百円 潜水深度百十メートルまで　三千五百円 潜水深度百三十メートルまで　四千五百円 潜水深度百五十メートルまで　五千五百円 潜水深度二百メートルまで　六千五百円
気圧四・五メガパスカルを超えるとき　七千三百五十円	

潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して行う防衛大臣の定める試験若しくは検査に従事する職員又は潜水艦に乗り組んで防衛大臣の定める長期の潜航を行う海上自衛官	潜水深度二百五十メートルまで　七千三百円 潜水深度三百メートルまで　八千円 潜水深度三百五十メートルまで　八千八百円 潜水深度四百メートルまで　九千六百円 潜水深度四百五十メートルまで　一万四百円 潜水深度四百五十メートルを超えるとき　一万千二百円 潜水艦救難潜水装置に乗り組んで行う作業　作業一日につき千四百円 潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業　作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき四千二百九十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額 潜航一日につき千七百五十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
航空医学実験隊の行う加速度実験の被験者となる職員	作業一日につき二千百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えること

落下傘降下作業に従事する自衛官	落下傘降下作業に従事する自衛官
駐留軍に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する地方防衛局の職員（俸給の特別調整額の支給を受ける者を除く。）	駐留軍に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する地方防衛局の職員（俸給の特別調整額の支給を受ける者を除く。） 業務一日につき六百五十円
南緯五十五度以南の区域において南極地域への輸送に関する業務に従事する職員	南緯五十五度以南の区域において南極地域への輸送に関する業務に従事する職員 業務一日につき四千百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
自衛隊の病院若しくは診療所（診療所にあつては次の業務の区分に応じてそれぞれ次に限る。）に勤務する助産師、看護師若しくは准看護師の看護業務　次に定める額 夜間看護等手当 勤務一回につき、防衛大臣の定めるもの 十時後翌日の午前五時前勤務時間が深夜の間をいう。以下同じ。）全部を含む勤務において行われる看護師のうち正規の勤務の場合の区分に応じてそれぞれ次に時間による勤務の一部若しくは全部が深夜（午後定める額 しくは全部が深夜（午後定める額	作業一回につき六千六百五十円（航空手当、落下傘隊員手当又は特殊作戦隊員手当の支給を受けない者にあつては、一万二千六百円）を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の二十五に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額） となつてはならない。
当	百円（自衛官であの業務に従事するもの又

		は自衛隊の病院若しくは診療所に勤務する医師、薬剤師、看護師その他の職員のうち防衛大臣の定める職員で正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関しである場合　三千防衛大臣の定める特別な三百円（自衛官で事情の下で救急医療等のある者にあつては、業務に従事するもの	深夜における勤務時間が四時間以上である者にあつては、六千四百五十円） 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合　二千九百円（自衛官である者にあつては、二千九百五十円） 深夜における勤務時間が二時間未満である場合　二千円（自衛官である者にあつては、千七百二十円） 救急医療等の業務　千六百二十円
除雪	当手	自衛隊の施設に通ずる道路のうち防衛大臣の定める道路において午後五時から翌日の午前六時までの間又は暴風雪若しくは暴風雪等に関する大雪に関する気象警報が警告が発せられて発せられる場合に相当する間に作業を行うとして自衛隊の気象部う場合　四百五十隊による警告（以下「暴風風雪等に関する警告」とその他の場合で午いう。）が発せられていう。）が発せられていない後五時から翌日の間において行う除雪車午前六時までの間による除雪作業及びこれに作業を行う場合に伴う排雪等の作業に従事する職員	作業一日につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次の額 三百円
死体処理	当手	防衛大臣の定める施設に配置され当該施設における死体の処理作業に従事する職員（一般職給与法別表第一行政職俸給表の適用を受ける者に限る。）又は自衛隊法第八十三条	作業一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額

		若しくは第八十三条の三の規定により派遣されて行う死体の収容作業その他の死体を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員（医療業務に従事することを本務とする医師又は看護等の業務に従事することを本務とする看護師若しくは准看護師である者にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。）	
災害遺派等	当手	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る災害（以下「原子力災害」という。）その他の防衛大臣の定める大規模な災害（原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの及び災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部の設置に係る災害（以下「特定大規模災害」という。）を除く。）が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路若しくは水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険若しくは困難等を伴う救援等の作業に引き続き二日以上従事するもの又は特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）	作業一日につき千六百二十円（災害対策基本法に基づく警戒区域及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域並びにこれらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるものにおける作業並びに特に生命に著しい危険を伴う作業と して防衛大臣の定める特に困難な作業で防衛大臣の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。以下「一日従事職員」という。）にあつては、三千二百四十円）
対空警戒等処理	当手	原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの又は特定大規模災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路又は水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの	作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次の額 四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額
自衛隊法第八十二条の三の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊の自衛官であつて防衛大臣の定める業務に従事するもの	業務一日につき千百円（当該業務が特に困難な作業である場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）		
防衛大臣の定める部隊に所属し、その部隊の所在する基地を離れて防衛大臣の定める期間を超えて行う航空警戒管制に関する業務に属する作業で防衛大臣の定めるものに従事する航空自衛官	作業一日につき五百六十円		
防衛大臣の定める部隊に所属し、航空警戒管制に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する職員	業務一日につき千六百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額		
夜間特殊業務	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務であつて、航空警戒管制に関する業務その他の常時勤務を要する業務のうち	勤務一回につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次の額	

	当手	防衛大臣の定めるものに従事する職員	勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合　千百円 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合　七百三十円（深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては、四百十円）
航空管制	当手	防衛大臣の定める部隊に所属し、進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する自衛官（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）	業務一日につき七百七十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
国際緊急援助等	当手	自衛隊法第八十四条の五第二項第三号の規定に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務に従事する職員	業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該業務にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）
自衛隊法第八十四条の四の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務に従事する職員			業務一日につき七千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が特に困

海上警備等手当	自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の保護措置に関する業務のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員	業務一日につき一万五千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額	難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつてはその百分の五十に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額、当該業務（自衛隊法第八十四条の四第三項に規定する車両により行う輸送に関するものに限る。）が極めて困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつてはその百分の百に相当する額を加算した額）
特別警備業務手当	特別海賊対処業務に従事する特別警備隊員又は航空機に搭乗して当該特別警備隊員を対象船舶へ輸送する業務（以下「特別警備隊員輸送業務」という。）に従事する乗員	業務一日につき七千七百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）	海賊対処法第七条第一項の規定により海上において海賊行為（海賊対処法第二条に規定する海賊行為をいう。以下この表において同じ。）に対処するため必要な行動をとることを命ぜられた自衛隊の部隊の職員であつて、海外の地域において行う業務（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において行われる海賊行為に対処するためのものに限り、海賊対処法第八条第一項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査業務（海賊対処法第八条第一項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務をいう。以下この表において同じ。）を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事するもの
		業務一日につき二千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額	

海賊対処業務手当	自衛艦に乗り組んで行う我が国の防衛に資する情報の収集のための活動であつて、その困難性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する乗組員	業務一日につき千六百五十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額	自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）若しくはこれらの場合にあつては、海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及びこれらの場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員
			自衛隊法第八十二条の規定による行動をとること千円を超えない範囲内で、防衛大臣の要否に係る判断又は当該行動をとることとなつの定める額
			海域における日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。）その他の我が国に関係する船舶の航行の安全の確保に関し、政府が行う取組の一環として、海外の地域において行うものに限る。）であつて、その困難性その他の特殊性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する職員
分べん取扱手当	防衛大臣の定める分べんの取扱いに従事する医師（防衛大臣の定める者に限る。）	取扱い一件につき一万円	
感染症看護等手当	自衛隊の病院において専ら感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項若しくは第三項に定める感染症又はこれらに相当するものとして防衛大臣が認める感染症の患者を入院させる病棟に配置されて看護等の業務に従事する看護師又は准看護師（俸給の調整額の支給を受ける者を除く。）	業務一日につき二百九十円	
救急救命処置手当	医師が乗り組んでいない艦船（診療室その他の医療が行われる設備を有するものを除く。）又は航空機において、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項に規定する救急救命処置を救急救命士又は当該救急救命処置の補助を行う業務に従事する准看護師	業務一日につき、次の業務の区分に応じてそれぞれ次に定める額 救急救命処置を行う業務　二千円 救急救命処置を行う業務　千円	
特殊過重勤務手当	自衛隊法第六章に規定する行動又はこれに準ずる活動として防衛大臣が定めるものに際して、遭難者等の捜索救助その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う作業（一日の作業時間が十二時間以上であるものに限る。）に引き続き七日以上従事する自衛官	作業一日につき三千二百四十円	
レンジャー作業手当	レンジャーの教育訓練その他の特に困難又は危険が伴う業務に関する訓練課程（防衛大臣の定めるものに限る。）において防衛大臣の定める作業に従事する陸上自衛官	作業一日につき四千二百六十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額	
備考	一　異常圧力内作業等手当に係る作業時間数を計算するに当たつては、一の給与期間の作業時間数をこの表に規定する潜水深度の区分又は気圧の区分ごとに合計し、その潜水深度の区分又は気圧の区分ごとの合計作業時間数に十分未満の端数があるときは、十分に切り上げるものとする。 二　爆発物取扱作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定める作業に限る。）又は航空管制手当を支給される業務に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるこれらの手当の額は、この表に規定する支給額の百分の六十に相当する額とする。 三　職員が同一の日において災害派遣等手当を支給される作業及び爆発物取扱作業等手当又は異常圧力内作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定めるものを除く。）に従事した場合には、これらの作業に従事した者に対するこれら		

の手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。

四　職員が同一の日において海上警備等手当を支給される業務（防衛大臣の定めるものに限る。）及び爆発物取扱作業等手当又は異常圧力内作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定めるものを除く。）に従事した場合には、これらの業務及び作業に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。

五　職員が同一の日において特殊過重勤務手当を支給される作業及び災害派遣等手当を支給される作業又は国際緊急援助等手当を支給される業務に従事した場合には、これらの作業及び業務に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。

別表第六（第十条、第十条の二関係）

官署	級別区分
対馬駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関（自衛隊法施行令第五十条第一項ただし書に規定する部隊又は機関を除く。以下この表において同じ。）	二級
奄美駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	三級
宮古島駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	三級
石垣駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	三級
与那国駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	六級
自衛隊の部隊及び機関（前各項の官署を除く。）並びに情報本部、地方防衛局及び防衛装備庁の官署で防衛大臣の指定するもの	一級から六級まで防衛大臣の定めるもの

備考　防衛大臣の定める級の級別区分は、一の年について、又は十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下この表において「特定期間」という。）及び特定期間以外の期間に区分した上で、その双方若しくは一方について定めるものとする。

別表第七（第十二条の三関係）

階級					
航海手当の日額					
水域					
第一区	第二区	第三区	第四区		
陸将	一、四一〇円	二、一二二、六五〇円	三、九八〇円		
海将	一、二五〇円	一、八八〇円	二、三五〇円	三、五三〇円	
陸将補					
海将補					
一等陸佐	一、〇九〇円	一、六四〇円	二、〇五〇円	三、〇八〇円	
一等海佐	一、〇九〇円	一、六四〇円	二、〇五〇円	三、〇八〇円	
二等陸佐	一、〇九〇円	一、六四〇円	二、〇五〇円	三、〇八〇円	
二等海佐	一、〇九〇円	一、六四〇円	二、〇五〇円	三、〇八〇円	
三等陸佐					
三等海佐					
一等陸尉	九一〇円	一、三七〇円	一、七一〇円	二、五七〇円	
一等海尉	九一〇円	一、三七〇円	一、七一〇円	二、五七〇円	
二等陸尉	七五〇円	一、一三〇円	一、四一〇円	二、一二〇円	
二等海尉	七五〇円	一、一三〇円	一、四一〇円	二、一二〇円	
三等陸尉					
三等海尉					
准陸尉	七二〇円	一、〇八〇円	一、三五〇円	二、〇三〇円	
准海尉	七二〇円	一、〇八〇円	一、三五〇円	二、〇三〇円	
陸曹長	六九〇円	一、〇四〇円	一、三〇〇円	一、九五〇円	
海曹長	六九〇円	一、〇四〇円	一、三〇〇円	一、九五〇円	
一等陸曹					
一等海曹					
二等陸曹	六五〇円	九八〇円	一、二三〇円	一、八五〇円	
二等海曹	六五〇円	九八〇円	一、二三〇円	一、八五〇円	
三等陸曹					
三等海曹					
陸士長	六二〇円	九三〇円	一、一六〇円	一、七四〇円	
海士長	六二〇円	九三〇円	一、一六〇円	一、七四〇円	
一等陸士	五九〇円	八九〇円	一、一一〇円	一、六七〇円	
一等海士	五九〇円	八九〇円	一、一一〇円	一、六七〇円	
二等陸士					
二等海士					

備考　第一区から第四区までの水域の区分については、第一区はイに掲げる水域と、第二区はロに掲げる水域と、第三区はハに掲げる水域と、第四区はニに掲げる水域とする。ただし、ロに掲げる水域内にある港を定係港とする艦船にあつては、第一区はホに掲げる水域と、第二区はヘに掲げる水域とする。

イ　東経百二十七度北緯二十二度、東経百三十五度北緯三十度、東経百四十三度北緯三十二度、東経百四十六度三十分北緯四十度、東経百五十度北緯四十四度、東経百四十六度北緯四十八度、東経百四十度北緯四十八度、東経百三十五度北緯四十度、東経百三十度北緯三十八度、東経百二十六度北緯三十四度、東経百二十六度北緯三十度、東経百二十二度北緯二十七度、東経百二十二度北緯二十二度及び東経百二十七度北緯二十二度の各点を順次に結んだ線で囲まれる水域

ロ　東経百七十五度、東経百十度、北緯二十一度及び北緯五十一度の線で囲まれる水域（イに掲げる水域を除く。）

ハ　東経百七十五度、東経九十四度、南緯十一度及び北緯二十一度の線で囲まれる水域、東経百七十五度、東経百三十四度、北緯五十一度及び北緯六十三度の線で囲まれる水域並びにイ及びロに掲げる水域以外の水域のうち防衛大臣の定める水域

ニ　イからハまでに掲げる水域以外の水域

ホ　当該定係港の境界から二百海里以内の水域

ヘ　東経百七十五度、東経百十度、北緯二十一度及び北緯五十一度の線で囲まれる水域（ホに掲げる水域を除く。）

別表第八（第十二条の六、第十二条の七関係）

俸給表	職員	割合
自衛隊教官俸給表	職務の級が二級の職員	百分の十
	職務の級が一級の職員	百分の五（防衛大臣の定める職員にあつては、百分の十）
行政職俸給表（一）	職務の級が八級以上の職員	百分の二十
	職務の級が六級又は七級の職員	百分の十五
	職務の級が四級又は五級の職員	百分の十
	職務の級が三級の職員	百分の五
行政職俸給表（二）	職務の級が五級の職員	百分の十
	職務の級が三級又は四級の職員	百分の五
教育職俸給表（一）	職務の級が五級の職員	百分の二十
	職務の級が四級の職員	百分の十五（防衛大臣の定める職員にあつては、百分の二十）
	職務の級が二級又は三級の職員	百分の十（職務の級が三級の職員のうち防衛大臣の定める職員にあつては、百分の十五）
	職務の級が一級の職員	百分の五
研究職俸給表	職務の級が六級の職員	百分の二十
	職務の級が五級の職員	百分の十五（防衛大臣の定める職員にあつては、百分の二十）
	職務の級が三級又は四級の職員	百分の十
	職務の級が二級の職員	百分の五
医療職俸給表（一）	職務の級が五級の職員	百分の二十
	職務の級が三級又は四級の職員	百分の十五（職務の級が四級の職員のうち防衛大臣の定める職員にあつては、百分の二十）
	職務の級が二級の職員	百分の十
	職務の級が一級の職員	百分の五
医療職俸給表（二）	職務の級が六級以上の職員	百分の十五
	職務の級が五級の職員	百分の十
	職務の級が二級、三級又は四級の職員	百分の五
医療職俸給表（三）	職務の級が六級以上の職員	百分の十五
	職務の級が四級又は五級の職員	百分の十
	職務の級が二級又は三級の職員	百分の五

専門スタッフ職俸給表	職務の級が二級以上の職員	百分の二十
	職務の級が一級の職員	百分の十五
指定職俸給表	すべての職員	百分の二十
特定任期付職員俸給表	五号俸から七号俸までの俸給月額又は法第六条の二第二項の規定により決定された俸給月額を受ける職員	百分の二十
	三号俸又は四号俸の俸給月額を受ける職員	百分の十五
	一号俸又は二号俸の俸給月額を受ける職員	百分の十
第一号任期付研究員俸給表	五号俸若しくは六号俸の俸給月額又は法第七条第二項の規定により決定された俸給月額を受ける職員	百分の二十
	三号俸又は四号俸の俸給月額を受ける職員	百分の十五
	一号俸又は二号俸の俸給月額を受ける職員	百分の十
第二号任期付研究員俸給表	すべての職員	百分の五
自衛官俸給表	陸将、海将若しくは空将の欄又は陸将補、海将補若しくは空将補の（一）欄の適用を受ける自衛官	百分の二十
	陸将補、海将補若しくは空将補の（二）欄又は一等陸佐、一等海佐若しくは一等空佐の（一）欄若しくは（二）欄の適用を受ける自衛官	百分の十八
	一等陸佐、一等海佐若しくは一等空佐の（三）欄の適用を受ける自衛官又は二等陸佐、二等海佐若しくは二等空佐の自衛官	百分の十四
	三等陸佐、三等海佐若しくは三等空佐又等陸尉、一等海尉又は一等尉若しくは一等空尉の自衛官のうち防衛大臣の定める者にあつては、百分の五）	百分の九（一
	二等陸尉以下二等陸曹以上、二等海尉以下二等海曹以上又は二等空尉以下二等空曹以上の自衛官	百分の五

備考　俸給表の適用を異にして異動した職員で、異動後の割合が異動前の割合を下回ることとなるもののうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して防衛大臣が特に必要と認める職員については、当該異動後の割合に百分の五を加えた割合とする。

別表第九（第十七条関係）

イ

品目	数量			
	陸上自衛官又は陸上自衛隊の自衛官候補生	海上自衛官又は海上自衛隊の自衛官候補生	航空自衛官又は航空自衛隊の自衛官候補生	
冬服（上衣及びズボン又はスカート）	二組	二組	二組	
夏服（上衣及びズボン又はスカート）	二組	二組	二組	
作業服（上衣及びズボン）	二組	二組	二組	
作業外被	一着		一着	
正帽	一個	一個	一個	
略帽		二個		
作業帽	二個	二個	二個	
帽日おおい		一個		
ワイシャツ	二着	二着	二着	
ネクタイ	一個	一個	一個	
外とう	一着	一着	一着	
雨衣	一着	一着	一着	
編上靴				
半長靴	二足			
短靴	一足	二足	一足	
帽章	一個	一個	一個	
階級章	三組	五組	三組	
バンド	二個	二個	二個	

備考

一　陸上自衛官若しくは航空自衛官又は陸上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生（これらの者のうち女子である者に限る。）に対して、冬服のスカート及び夏服のスカートを貸与する場合には、その者に貸与すべきバンドの数量は、一個とし、冬服のズボン及び夏服のズボンを貸与しない場合には、バンドは貸与しないものとする。

二　海士長以下の海上自衛官及び海上自衛隊の自衛官候補生（これらの者のうち女子である者を除く。）に対しては、ワイシャツ及びネクタイを貸与せず、また、その者に貸与すべきバンドの数量は、一個とする。

三　陸上自衛官若しくは航空自衛官又は陸上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生（これらの者のうち女子である者に限る。）に対しては、この表の品目中編上靴又は半長靴に代えて短靴を貸与することができる。

四　海曹長等又は海上自衛隊の自衛官候補生に対しては、その者に貸与すべき編上靴の数量は、一足とする。

五　自衛官候補生に対しては、階級章を貸与しない。

ロ

品目	数量		
	陸曹長等又は海曹長等又は陸上自衛隊の海上自衛隊の自衛官候補生	空曹長等又は陸上自衛隊の航空自衛隊の自衛官候補生	
襟飾り			
階級章			
衣のう	一個	一個	

備考

一　海曹並びに女子である海士長以下の海上自衛官及び海上自衛隊の自衛官候補生に対しては、襟飾りを貸与しない。

二　海上自衛隊の自衛官候補生に対しては、階級章を貸与しない。

ハ

品目	数量	
	学生	生徒
冬服（上衣及びズボン又はスカート）	二組	二組
夏服（上衣及びズボン又はスカート）	二組	二組
作業服（上衣及びズボン）	一組	一組
体操服（上衣及びズボン）	一組	一組
作業外被		一着
正帽	二個	一個
略帽		一個
作業帽	一個	一個
帽日おおい	二個	
体操帽	一個	一個
ワイシャツ	二着	二着
ネクタイ	一個	
外とう	一着	一着
雨衣	一着	一着
半長靴	一足	一足
短靴	一足	一足
帽章	二個	二個
襟章	四組	
バンド	一個	一個
ズボンつり	一個	一個
衣のう	一個	一個

備考

一　この表の品目中学生に貸与すべきワイシャツ及びネクタイは、学生のうち防衛医科大学校の女子である者に対してのみ、貸与するものとする。

二　学生のうち防衛医科大学校の女子である者に対しては、帽日おおい、バンド（冬服のズボン及び夏服のズボンを貸与しない場合に限る。）及びズボンつりを貸与しないものとする。

別表第十（第十七条、第十七条の二関係）

品目	数量					
	陸曹長等又は陸上自衛隊の自衛官候補生	海曹長等又は海上自衛隊の自衛官候補生	空曹長等又は航空自衛隊の自衛官候補生	学生	生徒	期間

作業	靴	手袋	靴下
		二組	四足
		二組	四足
		二組	四足
二足		二組	四足
二足		二組	四足
二足に	年つき一	二組に	四足に	年つき一